

令和5年第4回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
12	1	金	本会議（招集日）	・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・決算特別委員長報告 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案審議 ・請願		
	2	土	休 日			
	3	日	休 日			
	4	月	休 会			
	5	火	本会議（2日目）	・一般質問（5人）		
	6	水	本会議（3日目）	・一般質問（2人）		
	7	木	本会議（4日目）	・追加議案上程、提案理由説明 ・議案審議 ・総括質疑 常任委員会		
	8	金	常任委員会			
	9	土	休 日			
	10	日	休 日			
	11	月	休 会			
	12	火	休 会			
	13	水	休 会			
	14	木	休 会			
	15	金	休 会			
	16	土	休 日			
	17	日	休 日			
	18	月	休 会			
	19	火	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会			
	20	水	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	21	木	本会議（最終日） ・ 常任委員長報告 ・ 議案等審議 ・ 請願 ・ 発委 ・ 所管事務調査報告の件 ・ 議員派遣の件 ・ 閉会中の継続調査の件 ・ 閉会			

令和5年第4回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和5年12月 1日

閉会 令和5年12月21日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案59	令和4年度さつま町歳入歳出決算の認定について	R5. 9. 21	R5. 12. 1	認 定	決 算
60	令和4年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	〃
61	令和4年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	原案可決	〃
64	さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について	R5. 12. 1	〃	〃	—
65	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	—
66	令和5年度さつま町一般会計補正予算（第6号）	〃	〃	〃	—
67	令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	—
68	令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	—
69	令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	—
70	さつま町課設置条例等の一部改正について	〃	R5. 12. 21	〃	総務厚生
71	さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
72	さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
73	さつま町税条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
74	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
75	さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
76	さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
77	さつま町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 78	さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について	R5. 12. 1	R5. 12. 21	原案可決	総務厚生
79	さつま町立学校給食センター条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
80	さつま町水道事業給水条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
81	令和5年度さつま町一般会計補正予算（第7号）	〃	〃	〃	2委員会
82	令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	総務厚生
83	令和5年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
84	令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	〃
85	令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	文教経済
86	宮之城総合体育館空調設備他改修工事請負変更契約の締結について	〃	R5. 12. 1	可決	—
87	令和5年度さつま町一般会計補正予算（第8号）	R5. 12. 7	R5. 12. 7	原案可決	—
請願 1	「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書	R5. 12. 1	R5. 12. 21	採択	文教経済
発委 5	不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のために経済的支援制度の確立を求める意見書の提出について	R5. 12. 21	〃	原案可決	—
	所管事務調査報告の件	〃	〃	報告済	—
	議員派遣の件	〃	〃	決定	—
	閉会中の継続調査の件	〃	〃	〃	—

令和5年第4回さつま町議会定例会会議録

目 次

○12月1日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第59号 令和4年度さつま町歳入歳出決算の認定について	5
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第60号 令和4年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	5
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第61号 令和4年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	5
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第64号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について	1 1
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第65号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	1 2
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第66号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第6号）	1 3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第67号 令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	1 4
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第68号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	1 5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第69号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）	1 6
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第70号 さつま町課設置条例等の一部改正について	1 7
（提案理由説明）	
議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	1 7
（提案理由説明）	
議案第72号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改	

正について	1 7
(提案理由説明)	
議案第 7 3 号 さつま町税条例の一部改正について	1 7
(提案理由説明)	
議案第 7 4 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	1 7
(提案理由説明)	
議案第 7 5 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	1 7
(提案理由説明)	
議案第 7 6 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	1 7
(提案理由説明)	
議案第 7 7 号 さつま町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について ...	1 7
(提案理由説明)	
議案第 7 8 号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について	1 7
(提案理由説明)	
議案第 7 9 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について	1 7
(提案理由説明)	
議案第 8 0 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について	1 7
(提案理由説明)	
議案第 8 1 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算 (第 7 号)	1 7
(提案理由説明)	
議案第 8 2 号 令和 5 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 7
(提案理由説明)	
議案第 8 3 号 令和 5 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) ...	1 7
(提案理由説明)	
議案第 8 4 号 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)	1 7
(提案理由説明)	
議案第 8 5 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計補正予算 (第 3 号)	1 7
(提案理由説明)	
議案第 8 6 号 宮之城総合体育館空調設備他改修工事請負変更契約の締結について	2 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
請願第 1 号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援 制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書	2 2
(委員会付託)	
散 会	2 2
○ 1 2 月 5 日 (第 2 日)	
一般質問表	2 3

会議を開催した年月日及び場所	2 6
出欠席議員氏名	2 6
出席事務局職員	2 6
出席説明員氏名	2 6
本日の会議に付した事件	2 7
開 議	2 8
一 般 質 問	2 8
岸良 光廣議員	2 8
行政改革について	
古田 昌也議員	4 1
地域担当職員制度及び役場職員の在り方について	
町政運営と広聴活動について	
川口 憲男議員	5 0
農業政策の取組について	
橋之口富雄議員	5 8
本町内でのイベント開催について	
新改 秀作議員	6 3
ボランティア活動について	
部活動の地域移行について	
障害者就労支援について	
散 会	7 2

○12月6日（第3日）

一般質問表	7 5
会議を開催した年月日及び場所	7 7
出欠席議員氏名	7 7
出席事務局職員	7 7
出席説明員氏名	7 7
本日の会議に付した事件	7 8
開 議	7 9
一 般 質 問	7 9
中村 慎一議員	7 9
自然景観や季節ごとの風物や風物詩を生かした観光振興等について	
歴史と文化の町おこしについて	
有川 美子議員	8 7
学校教育について	
散 会	9 6

○12月7日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所	9 7
出欠席議員氏名	9 7
出席事務局職員	9 7

出席説明員氏名	9 7
本日の会議に付した事件	9 8
議案付託表	9 9
開 議	1 0 1
議案第 8 7 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 8 号）	1 0 1
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 7 0 号 さつま町課設置条例等の一部改正について	1 0 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 1 号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 改正について	1 0 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 2 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改 正について	1 0 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 3 号 さつま町税条例の一部改正について	1 0 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 4 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	1 0 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 5 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	1 0 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 6 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	1 0 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 7 号 さつま町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について …	1 0 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 8 号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について	1 0 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 9 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について	1 0 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 8 0 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について	1 0 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 8 1 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）	1 0 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 8 2 号 令和 5 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	1 0 8
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 8 3 号 令和 5 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） …	1 0 8
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 8 4 号 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号） ……	1 0 8
（総括質疑・委員会付託）	

議案第 8 5 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 3 号）	1 0 8
（総括質疑・委員会付託）	
散 会	1 0 8

○ 1 2 月 2 1 日（第 5 日）

会議を開催した年月日及び場所	1 0 9
出欠席議員氏名	1 0 9
出席事務局職員	1 0 9
出席説明員氏名	1 0 9
本日の会議に付した事件	1 1 0
開 議	1 1 1
諸般の報告	1 1 1
議案第 7 0 号 さつま町課設置条例等の一部改正について	1 1 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 1 号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	1 1 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 2 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	1 1 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 3 号 さつま町税条例の一部改正について	1 1 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 4 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	1 1 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 5 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 1 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 6 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	1 1 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 7 号 さつま町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について	1 1 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 8 号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について	1 1 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 9 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について	1 1 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 8 0 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について	1 1 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 8 1 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）	1 1 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 8 2 号 令和 5 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	

.....	1 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 8 3 号 令和 5 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) ...	1 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 8 4 号 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)	1 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 8 5 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計補正予算 (第 3 号)	1 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
請願第 1 号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援 制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書	1 1 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発委第 5 号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のために経済的支援制 度の確立を求める意見書の提出について	1 2 0
(趣旨説明・質疑・討論・採決)	
所管事務調査報告の件	1 2 1
(委員長報告・質疑)	
議員派遣の件	1 2 5
(決定)	
閉会中の継続調査の件	1 2 5
(決定)	
閉 会	1 2 5

令和5年第4回さつま町議会定例会

第 1 日

令和5年12月1日

令和5年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和5年12月1日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
16番 宮之脇 尚 美 議員	

欠席議員(1名)

15番 柏 木 幸 平 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 早 崎 行 宏 君	議事係 長 西 浩 司 君
議事係 主任 杉 元 大 輔 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 中 山 春 年 君	総 務 課 長 角 茂 樹 君
企画政策課 長 小野原 和 人 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
税 務 課 長 西 圀 豪 紀 君	町民環境課 長 松 山 和 久 君
保健福祉課 長 甫 立 光 治 君	高齢者支援課 長 久保田 春 彦 君
子ども支援課 長 藤 園 育 美 君	水 道 課 長 出 水 隆 君
代表監査委員 紺 屋 一 幸 君	監査委員事務局 長 山 田 博 彦 君
教育総務課 長 大 平 誠 君	学校給食センター 所 長 満 園 誠 君
社会教育課 長 永 江 寿 好 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 59 号 令和 4 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 60 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第 61 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 8 議案第 64 号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 65 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 66 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 11 議案第 67 号 令和 5 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 12 議案第 68 号 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 13 議案第 69 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 14 議案第 70 号 さつま町課設置条例等の一部改正について
- 第 15 議案第 71 号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第 72 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 73 号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 18 議案第 74 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 19 議案第 75 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 20 議案第 76 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第 21 議案第 77 号 さつま町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 22 議案第 78 号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について
- 第 23 議案第 79 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について
- 第 24 議案第 80 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 25 議案第 81 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 26 議案第 82 号 令和 5 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 27 議案第 83 号 令和 5 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 28 議案第 84 号 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 29 議案第 85 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 30 議案第 86 号 宮之城総合体育館空調設備他改修工事請負変更契約の締結について
- 第 31 請願第 1 号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和5年第4回さつま町議会定例会を開会します。

15番、柏木幸平議員から本定例会を欠席する旨届出がありましたので、お知らせをいたします。

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、新改幸一議議員及び2番、平山俊郎議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月21日までの21日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略します。

なお、監査委員から例月出納検査並びに教育委員会から令和4年度教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の提出がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

次に、日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。行政報告につきましては、印刷してお配りしてあるところ

でございますけれども、この中で9月の2日の株式会社日特スパークテックWKSさつま工場操業50周年記念式典及び11月4日のきやんせさつま浪漫竹フェス、10月8日から12日の燃ゆる感動かごしま国体少年男子ラグビーフットボール競技、11月15日の全国町村長大会について、補足して御報告を申し上げます。

初めに、9月2日の株式会社日特スパークテックWKSさつま工場操業50周年記念式典及び11月4日のきやんせさつま浪漫竹フェスについてでございます。

株式会社日特スパークテックWKSさつま工場につきましては、昭和49年4月に前身の日本特殊陶業株式会社鹿児島宮之城工場として操業を開始されてから本年で50年目の節目の年を迎えられたことから、9月2日にさつまゴルフリゾートにおいて盛大な記念式典が開催されたところでございます。記念式典にはN i t e r r a 日本特殊陶業グループの尾堂真一代表取締役会長、川合尊代表取締役社長をはじめ、歴代の工場長、塩田鹿児島県知事やさつま町などの行政機関、取引企業など合わせて140名ほどの出席があったところであります。創業当初は92名であった従業員数も、平成11年からはスパークプラグ生産の一貫体制を確立し、現在では約800名、月産2,600万個を生産する1工場当たりの生産量では世界一の工場となり、本町の経済はもとより、町勢発展に大きく寄与しているところでございます。式典では、N i t e r r a 日本特殊陶業グループへ本町の産業振興、雇用の確保、定住の促進、地域の活性化などこれまでの功績に対し、薩摩切子の記念品を贈り、今後ますますの発展とさらなる飛躍を祈念したところであります。

また、11月4日のきやんせさつま浪漫竹フェスにつきましては、N i t e r r a 日本特殊陶業グループの特別協賛を受けまして、町内の団体や有志による実行委員会制で開催されたところであります。当日はC&Kなど4組のアーティストが出演し、本町では最大級の屋外イベントとなったところであります。イベントと同時に、「さつま町グルメ通り」と題しまして会場への入り口付近で本町の特産品やグルメ等の販売を行い、県内外から集まった約3,300人のファンへN i t e r r a 日本特殊陶業グループとさつま町の魅力を十分にお伝えできたものと思っております。今回、北薩広域公園ののびのびゾーンでこのように盛大なイベントが開催できましたことで、今後、この公園の持つ特性を生かした屋外イベントの開催など、ますますさつま町の魅力発信や交流人口の増加につながることを期待するところでございます。

次に、10月8日から12日に行われました燃ゆる感動かごしま国体少年男子ラグビーフットボール競技についてでございます。

令和2年に開催予定でありました第75回国民体育大会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、開催を目前としながら延期をせざるを得ない状況となりましたが、佐賀県をはじめとする後催県の温かい御理解と御協力により、鹿児島県では昭和47年の太陽国体以来51年ぶりに特別国民体育大会と題しまして開催され、無事終了することができたところでございます。

大会は、初日を除き好天に恵まれまして、決勝戦は佐賀県と福岡県の九州勢の対決となり、来年の開催地である佐賀県知事の応援や学校観戦の児童生徒、両チームの保護者などの声援の中、福岡県の逆転勝ちで幕を閉じたところであります。大会を通して選手のプレーや熱い戦いに感銘を受けたところでございます。

また、大会3日目の11日には、さつま町で初のお成りが行われまして、三笠宮彬子女王殿下の御臨席を仰ぎ、競技御覧や御昼食会など同席させていただき、女王殿下からは「さつま町はよいところですね」と温かいお言葉も頂いたところでございます。

今後、今回の国体を契機としまして、ラグビーのまちさつま町を取り戻すチャンスと捉え、関

係団体と連携しながら町内外の小・中学生を対象としたラグビー体験教室の開催や大会・合宿の誘致など、関係人口の構築にも努めてまいりたいと考えているところであります。大会の開催に当たりまして御尽力、御協力いただきました関係者の皆様方に深く敬意を表しますとともに、心から厚く御礼を申し上げるところでございます。

最後に、11月15日の全国町村長大会についてでございます。

本大会につきましては、岸田首相をはじめとする国会議員等の出席の下開催され、これまで町村は文化伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全などの大きな役割を果たしてまいりました。一方で、少子高齢化や産業の衰退、厳しい財政運営などを余儀なくされており、また、物価高騰等による国民生活及び経済活動への影響が深刻化し、加えて自然災害も頻発している現状が述べられたところであります。そのため、国と地方は総力を挙げて、頻繁に発生する災害からの復旧・復興と国土強靱化、東京一極集中の是正と地方創生の推進による分散型国づくりの必要性、さらに地域の特性や資源を生かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進する旨の決議がなされたところであります。

また、少子化対策の推進と子ども・子育ての政策の強化、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進、農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立、森林環境譲与税の譲与基準の見直しなどに関する特別決議が採択されたところであります。

今後におきましても、全国の自治体と情報交換を行いながら、国に対して直接地域の現状や課題を訴え、各種の要望活動などを継続してまいりたいと考えているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5「議案第59号 令和4年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第6「議案第60号 令和4年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、日程第7「議案第61号 令和4年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第59号 令和4年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第7「議案第61号 令和4年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの議案3件を一括して議題とします。

決算特別委員会の審査の中で決算書に併せて提出のありました書類に印刷誤りがあり、執行部から訂正の申出を受けて審査が行われております。配布しました正誤表により訂正されたものとして扱うことを御了承願います。

それでは、決算特別委員長長の審査報告を求めます。

〔中村 慎一議員登壇〕

○決算特別委員長（中村 慎一議員）

おはようございます。決算特別委員会に付託されました「議案第59号 令和4年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第60号 令和4年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」及び「議案第61号 令和4年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、審査の過程と結果につきまして御報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月21日の第3回定例会最終日において、委員8人で設置され、委員長に私、中村慎一が、副委員長に有川美子委員が選任されました。

審査は、9月26日から29日までの4日間の日程で行い、執行部から各種資料の提出を求め、計数等の精査については既に監査委員が例月出納検査や決算審査等を実施済みで、専門的立場で照査されていることから必要最小限にとどめ、予算の適正な執行、事業による行政効果や経済効果、今後の行財政執行上改善すべき点等に主眼を置き、慎重に審査を行ったところであります。

その結果、当委員会に審査を付託されました議案3件のうち、議案第59号及び議案第60号については認定すべきもの、議案第61号については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第59号 令和4年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

初めに、学校給食センター関係では、令和6年度から1センターで運営する予定のようだが、職員数についても減少する見込みなのかただしましたところ、事務職も含め現在40人で対応している。1センター化後は30人体制で対応する予定で、配送車は1台廃車し4台体制で運行する予定であるとのことであります。

次に、ふるさと振興課の関係では、空き家情報バンクの新規登録件数が16件であることから、登録件数を増やしていく方策はないかただしましたところ、空き家調査に基づき登録の依頼を行っており、登録申請も多くなってきているところである。相続登記の手続が進まず登録まで至らないケースもあり、対象者には相続登記に関する義務化や手続等の説明をしながら登録件数の増加に努めていきたいとのことであります。

次に、建設課の関係では、公民会等が実施する町道沿線の伐採作業補助が7件であることや、町道への地元要望に対する対応、虎居都市下水路補修設計業務についてただしましたところ、伐採関係では令和5年度から重機借り上げ資材費を含めて補助内容を見直し、件数も増えてきている。道路維持に関する要望は令和4年度437件に対し、436件の対応を実施した。虎居都市下水路については調査を進めながら老朽化部分の改修を行うが、内水被害に対する断面拡張については、人家等もあることから可能であれば検討して対応したいとのことであります。

次に、商工観光PR課の関係では、第3弾さつま応援商品券について町民1人当たり1万円の商品券を交付しているが、町内経済の活性化にどのような影響を与えたか分析しているかただしましたところ、第3弾の商品券については第三者認証登録飲食店のみ使用できる商品券を設定するなど、使用できる金額を区分けして実施したことから、町内事業者には効果があったと考えているとのことであります。

次に、耕地林業課の関係では、森林経営管理事業について、どのような事業推進が図られているかただしましたところ、町内全域の森林管理について大字ごとに意向調査を実施して、意向調査が終わった地区については経営委託契約に当たる集積計画を作成し、経営管理権を取得した森林の整備を行っていく予定である。町が約7年間預かり、森林整備を行ってから所有者に返還する計画であるとのことであります。

次に、総務課の関係では、監査委員の審査意見書において「会計処理の不適正からその時期が大幅に遅延した事例が見受けられたことから、住民サービスの提供に影響が及ばないように」と指摘されている。通常業務を適正に処理するため、各課における内部事務研修やチェック体制の充実はどのようにされているのかただしましたところ、定期的に開催する課長連絡会等において各課長に指導を徹底するよう指示するとともに、課長及び係長の指導力を高めながら、OJT職場内訓練の方法により職場内での人材育成体制を構築していくとのことであります。

次に、消防本部の関係では、消防団の団員数については定数に満たない状況が続いているが、定数の見直しや団員確保の推進についてどのように取り組んでいるかただしましたところ、各公民館等に対し定数の見直しや団員確保について説明し、意見聴取を行っているところである。また、団員の処遇改善や負担軽減等を図っているところであり、新たな団員の確保に向けて取り組んでいくとともに、定数の見直しについても検討・協議を行っているとのことでもあります。

次に、町民環境課の関係では、猫の多頭飼育崩壊や野良猫の問題について、平川地区にある動物愛護団体「くるみの森」は主に賛同者の寄附金で活動しており、清掃等もボランティアで行っているが、町からの支援策はないのかただしましたところ、町としては人的支援及び捕獲器を貸与するなどの活動支援を行っているとのことでもあります。

この回答を受けて、地域猫の問題解決を図るために、人的支援や物的支援だけではなく補助金等を交付するなど、金銭的な支援について要請したところでもあります。

次に、保健福祉課の関係では、ゲートキーパー養成講座を民生委員、学校関係者、町職員に対し実施しているが、町民全体に対して実施する考えはなかったかただしましたところ、令和4年度はコロナ禍により町民向けの養成講座は計画しなかったが、令和5年度で取り組んだとのことでもあります。

また、保険税が高いと言われているが、国保加入者の疾病の状態や重症化予防に係る保健指導などの取組、さらには保険税の収入未済が5,700万円余りと大きいことなど、医療費に対して町民の適正な保険税負担になっているのか、周知啓発の必要性などについてただしましたところ、令和4年度の医療費は県内5番目と高く、高血圧、糖尿病が多い。これに付随して慢性腎臓病も多いため重症化予防の面で特化して保健指導を行っている。保険税は令和元年度に税率改正したままで、収入未済額が大きく、令和4年度国保会計の単年度収支は46万円余りと収支は何とか取れた状態である。今後、単年度収支が赤字になると基金の取崩しや保険税の税率改正も視野に検討せざるを得ない状況になる。これら全体的な周知啓発について方策を検討していきたいとのことでもあります。

次に、財政課の関係では、基金の活用策について、特に財政調整基金が42億9,000万円程度あるが、ある程度取り崩して町民サービスに活用する考えはないかただしましたところ、標準財政規模に対して51%ほどの基金残高となっており、近隣市町と比較して多いと認識している。予期せぬ財政支出の備えとしており、必要があれば財政調整基金を取り崩して運用していきたいとのことでもあります。

次に、教育総務課及び学校教育課の関係では、宮之城中学校への自家用車での送迎について、中学校へ上がる狭い坂道をスピードも落とさない車があり、非常に危険であると近隣住民から聞いているが、保護者に対する指導はどうなっているのかただしましたところ、学校からは鹿児島銀行の隣にある駐車場で生徒を乗降させるよう指導しているが、校門近くまで送迎する保護者もいると聞いているので、再度周知を徹底させていきたいとのことでもあります。

次に、担い手育成支援室の関係では、新規就農に至らない理由として経営資金と技術習得が難しいということだが、大規模農家で実習を受けながら働くことで技術を学び資金を調達するなど、支援体制を構築する考えはないかただしましたところ、以前は農家の里親制度を実施していたが、実績1件で受入れ農家や希望品目、技術指導のマッチングが難しかった経緯がある。ほかに薩摩川内市等では農業公社が設立され新規就農者の技術習得に向けて支援されており、本町でもかつて設立に向けた取組の経緯があるが設立に至っていない。農業大学のチャレンジコースで技術習得し就農に至ったケースもあることから、様々な支援体制について検討していきたいとのことでもあります。

次に、子ども支援課の関係では、要保護児童への支援の内容についてただしましたところ、令和4年度の新規相談が37件あり、うち虐待認定が15件で、内訳はネグレクト2世帯4人、心理的虐待1世帯3人、身体的虐待2世帯6人、性的虐待1世帯2人である。また1年で片づくものでもなく新規相談とは別に継続して支援しているものが16件である。各案件それぞれ対応が異なり、関係機関、地域が連携して一丸となって見守っているとのことであります。

また、児童遊園地の遊具が劣化により撤去されたあと更新されていないため、公園の遊具についての考え方をただしましたところ、子供が少なくなり利用頻度も高くないことから、現在のところ新たな遊具の設置は考えていないとのことであります。

この回答を受けて、新たな遊具の設置、遊び場の提供について要望があるので今後の検討課題にされるよう要請したところであります。

次に、税務課の関係では、不納欠損額が2,300万円以上あり、特に固定資産税の割合が高い状況についてただしましたところ、国税徴収法に基づく財産調査を行った結果、資力や財産が確認できなかったことから滞納処分の執行停止を行い、3年経過したことにより納税義務が消滅したものである。令和4年度の固定資産税では、1件で1,800万円程度の不納欠損処理があったことから令和3年度と比較しても不納欠損額が高くなっているとのことであります。

次に、高齢者支援課の関係では、コロナ禍において介護サービスの利用が減少したこともあり、第1号被保険者の保険料に余裕があると思われるが、これを清算したとすると現在の介護保険料基準額である月額6,100円をどこまで低減できるかただしましたところ、サービス費用の推計を実績値に置き換えて算出する必要保険料は月額5,318円となっているとのことであります。

この回答を受けて、介護保険給付費準備基金が3億8,000万円を超えていることから、第9期介護保険事業計画を作成するに当たり、基金を取り崩し介護保険料の低減を行い、保険料の適正化を図るよう要請したところであります。

次に、農政課の関係では、ジビエに取り組む意向のある方へ食肉処理加工施設の建設に向けてサポートしたとあるが、今後ジビエに取り組む業者がいると考えてよいかただしましたところ、ジビエ処理加工に取り組みたいという民間事業者から相談を受け協議を進めているところであり、地元説明会等を開催しながら令和6年度を目標に加工施設を設置していく計画であるとのことであります。

次に、企画政策課の関係では、薩摩中央高等学校の振興対策としてクリアファイル等を作成しているが、民間業者等に購入していただき活動費に充てる考えはないかただしましたところ、これまで検討してこなかったが学校に提案しながら関係機関で協議していきたいとのことであります。

次に、社会教育課の関係では、さつま町文化施設整備委員会が開催されているが、委員会の協議内容と今後の方針についてただしましたところ、宮之城文化センターについては施設整備に向けた基金が約18億円となっており、新たに建て替えるか、大規模改修を行うかなどについて委員会で協議している状況である。物価高騰等により建設資材価格も上昇していることから、方向性を早めに決定し議会にも報告していきたいとのことであります。

次は、「議案第60号 令和4年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」及び「議案第61号 令和4年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

水道事業では、法定耐用年数40年を超える水道管が約23%あるが、今後の更新計画はどのようになっているかただしましたところ、一番古い管路は昭和26年に布設したものであるが、事業費にも限りがあるため有利な補助事業等を検討しながら計画的な管路更新に努めたいとのこ

とであります。

さらに、関係課長への一括質疑では、クリーンセンターの町外からのゴミ持ち込みについては口頭により町内外の確認を行っているようだが、運転免許証等で確認すべきではないか、また、町外からの持ち込みについては割増し料金を設定すべきではないかただししましたところ、運転免許証での確認は有効だと認識しているが、年末年始等における混雑時のトラブル等を考慮しながら今後検討していきたい。また、町内の廃棄物処理のためにクリーンセンターを設置していることから、町外のごみ処理については想定しておらず、割増し料金の設定も考えていないとのことであります。

次に、自殺死亡率が高い本町における自殺予防対策について、他機関との連携も含めどのような対策に力を入れているかただししましたところ、人口10万人当たりの自殺者は、全国平均で約17人、鹿児島県で約20人、さつま町で約30人となっており、特に高齢者の自殺率が高いことから民生委員や高齢者サロン等における呼びかけなどをお願いしており、地域包括支援センターとも連携しながら対策を講じていきたいとのことであります。

この回答を受けて、大変難しい問題でもあるため、行政や社会福祉協議会だけでなく民間団体の協力を得ながら対応を進めていくよう要請したところであります。

次に、居住者が増えてきている外国人の関係に係る行政的な支援等について、他自治体の取組を参考例に対策を検討するなど取り組んでいるのかただししましたところ、ごみ出しの問題等に課題があり、一時期、検討した経緯はあるが、相談に対する総合窓口的なものもない。現在、450人を超えて増えてきている状況にあるため検討を進めたいとのことであります。

最後に、次の3点については、特に町長の出席を求め、見解をたじたところであります。

まず、石綿管を含む耐用年数を超えた水道管路の計画的な更新については、水道料金の値上げだけでは対応できないと思われることから、一般会計からの繰入れを行う考えはないかただししましたところ、一定の基準に基づき一般会計からの繰入れを行っているが、公営企業については独立採算性が基本であるため、水道料金の改定や地方債の活用などを行い、安定的な経営に努めていきたい。また、緊急性を伴う管路の更新や建設改良により著しい財政負担が生じる場合については、一般会計からの任意の繰入れも検討していきたいとのことであります。

次に、老人福祉センターいのまき荘を令和8年3月までに廃止し鶴田保健センターにその機能を移転する計画であるが、利用者も多く住民にとって重要な憩いの場であることから、地元住民の意見を集約した上で進める考えはないかただししましたところ、築43年が経過し老朽化が進んでおり、維持管理費用も多額になることが予想されるため廃止を予定している。今後は利用者や地元住民などに丁寧な説明や情報提供を行いながら認識の共有化を図るとともに、適宜議会にも状況報告をしながら計画を進めていきたいとのことであります。

次に、火葬場やすらぎ苑は3基の炉で運用しているが、数日間待たされるケースもあることから炉を増設する考えはないか、また、葬祭場の関係で待たざるを得ない状況もあることから簡単な葬儀ができるようにする考えはないかただししましたところ、葬祭場や住職等の都合により火葬までに日数を要した事例があることは聞いている。火葬場としては1日で最大9体の火葬ができる体制であり、多い日でも5体の利用となっている状況であるため、炉の混雑による火葬の待機は発生していないと認識しており、現在の3基体制で運用は可能と考えている。また、待合室等を葬儀で使用するということについては管理面の体制が課題と捉えており、民間葬祭場との関係もあることから葬儀に対応した施設に改修することは考えていない。時代に即した施設の在り方は検討が必要であるため、これらについては研究していきたいとのことであります。

以上、決算審査の概要を申し上げましたが、報告の中で直接触れなかった事項につきましても、

慎重に審査した次第であります。

今後とも効率的な行財政運営に努められるとともに、指摘事項等が次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう要請して、決算特別委員会の報告を終わります。

〔中村 慎一議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで決算特別委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第59号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第59号 令和4年度さつま町歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

起立全員です。よって、「議案第59号 令和4年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、議案第60号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第60号 令和4年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

起立全員です。よって、「議案第60号 令和4年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、議案第61号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第61号 令和4年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第61号 令和4年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

△日程第8「議案第64号 さつま町長等の給与に関する
条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第8「議案第64号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第64号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」でございます。

これは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じまして、さつま町長等の期末手当の支給率を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第64号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第64号は、会議規則39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第64号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第64号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第9「議案第65号 さつま町職員の給与に関する
条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第9「議案第65号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第65号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

これは、人事院勧告に基づき、本町職員の給与を改定しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第65号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第65号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第65号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正

について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第１０「議案第６６号 令和５年度さつま町一般会計補正予算（第６号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第１０「議案第６６号 令和５年度さつま町一般会計補正予算（第６号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第６６号 令和５年度さつま町一般会計補正予算（第６号）」についてであります。

これは、人事院勧告に基づく国家公務員等の給与改定等に準じた人件費の調整に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，７３２万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５８億５５万８，０００円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第６６号 令和５年度さつま町一般会計補正予算（第６号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第６６号は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第６６号 令和５年度さつま町一般会計補正予算（第６号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第６６号 令和５年度さつま町一般会計補正予算（第

6号)」は、原案のとおり可決されました。

**△日程第11「議案第67号 令和5年度さつま町国民健康
保険事業特別会計補正予算（第1号）」**

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第11「議案第67号 令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第67号 令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、医療費適正化対策に要する経費及び特定健康診査等事業費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,662万2,000円とするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○保健福祉課長（甫立 光治君）

それでは、「議案第67号 令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第67号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第67号 令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第67号 令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第12「議案第68号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第12「議案第68号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第68号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

これは、一般介護予防事業費及び介護認定調査等費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,601万1,000円とするものであります。

内容につきましては、高齢者支援課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

「議案第68号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第68号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第68号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

**△日程第13「議案第69号 令和5年度さつま町上水道
事業会計補正予算（第2号）」**

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第13「議案第69号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第69号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、収益的支出の経費を補正しようとするもので、収益的支出を49万円増額し、補正後を4億2,980万6,000円とするものであります。

内容につきましては、水道課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○水道課長（出水 隆君）

「議案第69号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第69号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第69号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算

(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時50分とします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第14「議案第70号 さつま町課設置条例等の一部改正について」、日程第15「議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、日程第16「議案第72号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、日程第17「議案第73号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第18「議案第74号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第19「議案第75号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第20「議案第76号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」、日程第21「議案第77号 さつま町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について」、日程第22「議案第78号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について」、日程第23「議案第79号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」、日程第24「議案第80号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、日程第25「議案第81号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」、日程第26「議案第82号 令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第27「議案第83号 令和5年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第28「議案第84号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第29「議案第85号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第14「議案第70号 さつま町課設置条例等の一部改正について」から日程第29「議案第85号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」までの議案16件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第70号から議案第85号までを一括して提案の理由を申し上げます。

初めに、「議案第70号 さつま町課設置条例等の一部改正について」であります。

これは、組織機構の見直しに伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」であります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第72号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。

これは、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、「議案第73号 さつま町税条例の一部改正について」であります。

これは、軽自動車税の適正な課税と納税者の利便性向上を目的に、軽自動車税種別割の納期について改正しようとするものであります。

次に、「議案第74号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

これは、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行による地方税法等の関係法令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、「議案第75号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第76号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」であります。

これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、「議案第77号 さつま町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について」であります。

これは、さつま町農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するに当たり、農業集落排水事業の設置等に関し必要な事項を定める条例を設定しようとするものでございます。

次に、「議案第78号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について」であります。

これは、さつま町農業集落排水事業を地方公営企業法に基づく企業会計に移行するに当たり、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第79号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町立鶴田学校給食センターの廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第80号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」であります。

これは、水道料金の改定等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 81 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）」についてであります。

これは、学校管理費に要する経費及び保育所運営費、農地・農業用施設災害復旧費、開発振興費、諸費並びにその他所要の経費を補正しようとするものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 2,071 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 164 億 2,127 万 4,000 円とするものでございます。

次に、「議案第 82 号 令和 5 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」であります。

これは、一般被保険者療養給付費に要する経費及び一般被保険者高額療養費、一般被保険者療養費、賦課徴収費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,624 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 1,286 万 4,000 円とするものであります。

次に、「議案第 83 号 令和 5 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。

これは、一般管理費に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,142 万 2,000 円とするものであります。

次に、「議案第 84 号 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてであります。

これは、総務一般管理費及びその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 3,634 万 1,000 円とするものであります。

次に、「議案第 85 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 3 号）」であります。

これは、収益的支出及び資本的支出の経費を補正しようとするもので、収益的支出から 246 万 3,000 円を減額し、補正後を 4 億 2,734 万 3,000 円とし、資本的支出を 2,710 万円増額し、補正後を 2 億 7,359 万 8,000 円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第 70 号 さつま町課設置条例等の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○子ども支援課長（藤園 育美君）

「議案第 71 号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」御説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第 72 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（西園 豪紀君）

それでは、「議案第73号 さつま町税条例の一部改正について」内容を御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（西園 豪紀君）

続きまして、「議案第74号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」内容を御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○子ども支援課長（藤園 育美君）

「議案第75号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○子ども支援課長（藤園 育美君）

続きまして、「議案第76号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」御説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（松山 和久君）

それでは、「議案第77号 さつま町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（松山 和久君）

次に、「議案第78号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○学校給食センター所長（満園 誠君）

それでは、「議案第79号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（出水 隆君）

それでは、「議案第80号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第81号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（甫立 光治君）

それでは、「議案第82号 令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（甫立 光治君）

続きまして、「議案第83号 令和5年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

「議案第84号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（出水 隆君）

「議案第85号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、12月7日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第30「議案第86号 宮之城総合体育館空調設備
ほか改修工事請負変更契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第30「議案第86号 宮之城総合体育館空調設備ほか改修工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第86号 宮之城総合体育館空調設備ほか改修工事請負変更契約の締結について」であります。

これは、宮之城総合体育館空調設備ほか改修工事の請負金額につきまして変更しようとするものであり、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、社会教育課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○社会教育課長（永江 寿好君）

それでは、「議案第86号 宮之城総合体育館空調設備ほか改修工事請負変更契約の締結について」説明をさせていただきますと思います。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第86号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第 86 号 宮之城総合体育館空調設備ほか改修工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第 86 号 宮之城総合体育館空調設備ほか改修工事請負変更契約の締結について」は、可決されました。

△日程第 31「請願第 1 号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の採択を求める請願書」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第 31「請願第 1 号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の採択を求める請願書」であります。

受理した請願書については、配布してあります文書表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月5日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前 11 時 43 分

令和5年第4回さつま町議会定例会

第 2 日

令和5年12月5日

令和 5 年 第 4 回 定 例 会 一 般 質 問
令和 5 年 1 2 月 5 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(12) 岸 良 光 廣	1 行政改革について (1) ア 小・中学校のトイレの洋式化の現状と衛生面の問題について問う。 イ 総合体育館のトイレの洋式化の現状は。 (2) ア 小学校の支援員の人数は不足していないか。 イ 小学校の先生と行政・教育委員会とのコミュニケーションは十分か。 (3) 中学校の部活動生に対する支援に問題はないか。（登下校等も含む）
2	(11) 古 田 昌 也	1 地域担当職員制度及び役場職員の在り方について (1) 令和 3 年 1 2 月定例会でも質問したが地域担当職員の在り方、考え方は変わらないか。 (2) 職員の人材育成、成長は町民サービスの向上に繋がると考えるが、職員の現状をどのように感じているのか。 2 町政運営と広聴活動について 今年度から始まった議会モニター制度で、様々な意見が出てきており、議会活性化調査特別委員会で意見の集約や議論をしているが、執行部側に対しての意見も多くみられる。その意見の取扱方はどのようにしているのか。 また、モニターのみならず、さつま町公式ラインでの意見集約、職員提案なども、どの様な取扱いをしているのか。
3	(14) 川 口 憲 男	1 農業政策の取組について 基幹産業における 1 次産業の取組は、これまでもこれからも、経済の発展に欠かせない政策である。今までも各種政策を講じられ推進がなされてきたが、就農人口等が減少する中、今後の農業政策について、次の 3 点について問う。 (1) 就農人口への対策は十分と考えるか。特に高齢者等が農業に意欲を持ち、農家所得向上に結び付けているか。 (2) 水稻に代わる、高収益作物の推進をどのように考えるか。特

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		に水田の裏作に、サトイモの栽培が進みつつあるが、販売・物流の関係団体との調整の状況は。 (3) これからの、基幹産業の確立に、いかに取組、付加価値を高める政策をどのように推進していく考えか。
4	(4) 橋 之 口 富 雄	1 本町内でのイベント開催について 新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから、さつま町夏まつりや特別国民体育大会（かごしま国体）、日特50周年記念事業など、様々なイベントが開催されてきている。どのイベントも大変盛況で感動し、コロナ前の生活に戻ってきた感があるが、町長はどのように感じているのか。 また、これからの本町でのイベント開催に向けて、次の点を問う。 (1) かごしま国体では、推進室と関係団体、関係課の連携が上手くできていないように見えたがどのようにとらえているのか。 (2) 国体に見学に来た地元小学生や町外の方々の感想などは聞き取りをしているのか。 (3) 国体や50周年記念事業などの経済効果や費用対効果などは、算出しているのか。
5	(8) 新 改 秀 作	1 ボランティア活動について ボランティアは、いろいろな行事や催し事及び災害復旧等で、欠くことのできない人材である。そこで、本町のボランティア活動について、次の点を問う。 (1) 無償ボランティアと有償ボランティアの活用には、どこに違いがあるのか。 (2) 小・中学生についてのボランティア教育等はどのようなになっているか。 2 部活動の地域移行について 以前も同僚の議員より質問があったが、その後の部活動における指導者の地域移行はどのようなになっているか、次の点を問う。 (1) 中学校の部活動における地域移行の進捗状況はどうか。 (2) 現在、地域移行を行っている部活動において、指導者への謝

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		礼金を部員の保護者が負担していると聞くが、町として支援を行う考えはないか。 3 障害者就労支援について 本町の障害者就労支援についての基本的な考え方について、次の点を問う。 (1) 現在の支援事業所数及び内容、就労率はどうか。 (2) 耕作放棄の田畑や空き家及び学校跡地等を有効に利用して、支援できないか。

令和5年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和5年12月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	西 浩 司 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	中 山 春 年 君	総 務 課 長	角 茂 樹 君
企画政策課 長	小野原 和 人 君	財 政 課 長	富 満 悦 郎 君
保健福祉課 長	甫 立 光 治 君	農 政 課 長	山 口 泰 徳 君
担い手育成支援室 長	山 口 良 浩 君	商工観光PR課 長	中 村 英 美 君
ふるさと振興課 長	米 丸 鉄 男 君	教育総務課 長	大 平 誠 君
学校教育課 長	岩 脇 勝 広 君	社会教育課 長	永 江 寿 好 君
国体推進室 長	宮 里 秀 樹 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまから、令和5年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。
本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、12番、岸良光廣議員に発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問に入っていきたいと思います。

まず、行政改革について。

（1）ア、小・中学校のトイレの洋式化の現状と衛生面の問題について問う。

イ、総合体育館のトイレの洋式化の現状は。

（2）ア、小学校の支援員の人員は不足していないか。

イ、小学校の先生と行政、教育委員会とのコミュニケーションは十分か。

（3）中学校の部活生に対する支援に問題はないか（登下校も含む）。

この1回目の一般質問では、町長のみの答弁で結構であります。教育長につきましては、2回目からの関連質問で必要と考えた場合に答弁を求めますので、よろしくお願いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めましておはようございます。

岸良光廣議員からの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、小・中学校のトイレの洋式化の現状についてであります。

まず、町内8小学校及び宮之城中学校のトイレ洋式化の状況でございますけれども、校舎内、体育館及び武道館など学校施設全体で266基のうち、90基が洋式トイレとなっており、令和5年11月現在で洋式化率は33.8％となっているところであります。これには教職員用のトイレは除いた数字でございます。

本町における学校施設のトイレ洋式化につきましては、肢体不自由等で支援を要する場合や、校舎の各階に最低1つは設置するという考え方で整備を進めてきているところであります。

次に、衛生面の問題についてであります。

学校のトイレの清掃は、教育的な観点も含めまして、児童生徒及び職員で行っているところであります。

しかしながら、トイレにつきましては、通常の清掃では落とせない経年による汚れ、黄ばみとか黒ずみとかが残りまして不衛生に感じることも事実でありますことから、今後におきましては、汚れがひどい場合につきましては状況に応じて清掃業者等に委託するなど対策を検討してまいり

たいと考えているところであります。

続きまして、宮之城総合体育館のトイレの洋式化の現状はということでございます。

現在、9月議会の補正で予算を措置しまして、トイレ改修工事の手續等を進め、現在、発注が終わったところでございます。本年度の改修後においては、1階部分の男女トイレでは和式2基、洋式6基、更衣室の男子が1基、女子が2基及び障害者トイレ1基が洋式となり、個々のトイレのブースの拡幅も含め、利用者への環境改善が図られるものと思っているところであります。

いずれも、暖房、ウォシュレットつきでございます。

また、2階部分のトイレ洋式化についても、今後も計画的に整備をしていく予定であります。

次に、2点目の小学校の支援員の人数は不足していないかということでございます。

特別支援教育支援員につきましては、通常の学級において特別な教育的支援を要する児童生徒が在籍する学級を中心に、配置してきているところであります。

具体的な支援としましては、基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助に関することや、発達障害の児童生徒に対する学習支援に関すること、学習活動、教室間移動等における介助に関することなどを行っているところであります。

現在、町内の小・中学校における配置状況としましては、盈進小学校に6人、山崎小、鶴田小、柏原小に各2人ずつ、佐志小学校、求名小、永野小学校、中津川小学校に1人ずつ、それから宮之城中学校に3人ずつの計19名となっているところであります。

また、全国の配置人数の状況は、1学校当たり1人。近隣の市町の状況は、薩摩川内市が複数配置で1.6人、他の2市1町は1校1人の配置でございます。また、薩摩川内市の700人から800人を超える大規模校でも最大5人となっており、本町における配置人数は比較的多い配置と考えているところであります。

次に、小学校の先生と行政、教育委員会とのコミュニケーションについてであります。

教育現場では、修繕等を必要とすることなどが多く存在する中で、学校と教育委員会の連携が取れているかとの御質問かと思えますけれども、学校では毎月、学校安全点検を実施しまして、点検の結果とその対応について、教育委員会に報告を頂いているところであります。緊急な場合は、学校から教育委員会へすぐ連絡を入れていただき、修繕や必要な事故防止の措置を取るなど、対応いたしているところであります。

最後に、3点目の中学校の部活動生に対する支援についてであります。

宮之城中学校では、体育系11部活と文化系2部活、合わせて13の部活動がございます。全生徒497名中、部活動入部者が375名、率にしまして75.5%の入部率となっているところであります。

部活動生に対しては、様々な支援があり、他の自治体と同様の支援を行っているものと考えているところであります。

まず、中学校各種大会出場補助としましては、県大会や九州大会以上の大会へ出場する部活動生徒等への参加経費の一部を補助しているところであります。

また、中学校開校当初から、部活動生の下校便として部活動終了時間を考慮したバスの時刻設定も行っているところであり、本年度のバス通学生は167名で、うち部活動生は134名の利用があるところであります。

今後さらなる支援が必要な場合は、学校、PTA、部活動の各保護者会等と十分協議しながら、より効果的な支援について、教育委員会と連携した取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○岸良 光廣議員

今、町長の答弁していただきましたが、まず、この関連質問に入る前に、今回なぜこういう一般質問をしたかといいますと、私も大学生を筆頭に孫が7人おりますけれども、そのうち、盈進小学校を卒業したのが2名。現在、小学校4年生の女の子が1名、盈進に通っております。また来年も男の子が盈進に入学する予定ですが、私は今までは本当に何も、このことに関しては、学校のトイレに関しては全く無関心でした。物すごく反省するところなんですけど、この小学校4年生の女の子がですね、何で学校のトイレはこんな臭くて汚いの、と。もう、絶対トイレ使いたくないんだというのを私に訴えてきました。

で、何でって。トイレは行かないといけないがねという話したところが、もうできるだけ学校のトイレは使わない、と。もうどうしても我慢できないときには、やむを得ず、まあ1回行く場合もある。それ以外はほとんど使っていないという、聞いたものですから。息子夫婦にそのことを聞きますと、そのとおりだと。

それで、孫がスポーツをしている関係からその親御さんたちとの付き合いがありまして、聞いてみると、確かにほかの女子生徒なんかも、学校のトイレを使いたくない、できるだけ使わないという子が非常に多いです。

このことを学校関係者の方に聞いても、いや、実態はそうなんですよという話があったものですから、11月の初めに、教育長をはじめ教育総務課の大平課長などに面会を申し込みまして、この現状を話ししまして、できればまあ全校を回りたいけども、盈進小学校と宮之城中学校を、ちょっと、確認させてもらえないかということで、学校長に連絡をしていただきまして、盈進小学校と宮之城中学校のトイレ関係そのほか含めて確認させてもらいました。そのときにたまたま役場で古田議員とも会ったものですから、事情をお話しして、一緒にちょっと確認行ってくれないかということで古田議員も同席してもらい確認しました。

それについて、細かい説明をする前に、今日皆さんのタブレットに写真が出ていると思うんですが、まず、この①の写真を見てください。

これは、北側校舎の1階、低学年の、これは女子トイレです。このピンクの草履、これは、小学生在トイレに入るときに、上履きを脱いでトイレ履きに履き替える分のスリッパです。この黒くなっているのはカビと汚れですよ。カビと汚れ。これに、履き替えて、上履きを脱いでこれに履き替えてトイレを使いなさいというのが今、学校の状態です。

それと、この2番。先ほど町長は逐次修理をしていると言いましたが、この便所の天井が、穴が空いている。これ、ここだけじゃないんです。全部で写真三十五、六枚、40枚近く撮りましたが、全部載せるわけいきませんので一部だけしますけど、この女子トイレの同じ男子トイレ、もう全く同じです。もう黒カビと汚れ。これを実際使わせているちゅうことが今現状なんです。

それと、3番。これタイルに何か模様がついていますよ。これは、タイルが剥がれ落ちて、学校の先生方が、これじゃいけないちゅうことでビニールシートを貼る。これ実際もう、タイルが剥げ落ちたあとなんです。で、その横のトイレ見てみますと、もう、タイルが浮いている。いつ崩れてもおかしくない、そういう状態。下のこのトイレのところもこういう状態です。

5番、6番見てもらおうと、これ実際、洋式トイレなんですけど、これ私が見ても使いたくないですよ。6番を見てください。

まず、ここまでがまず小学校のトイレの関係なんですけども、そこでですよ、町長。

実は、11月に、小学校のバレーボールの練習試合がありまして、盈進小学校の体育館を借りました。それで、多目的トイレに、私も入ってみました。晴れは晴れなんですけど気温が低くて

もう寒かったんですけど、あれに座った途端、飛び上がりましたよ。で、町長に、この前、全員協議会の中で「町長」って。小学校のあの冷たい便座に、洋式トイレに座れますかと。町長も、ちょっと座り切らんどなっち言われましたけども、当然ですよ。

だけど、よく考えてください。我々大人は、役場も含めて、ウォシュレットで、便座ヒーターがついて、冷たいトイレ使ってないですよ。でも小学校、中学生ちゅうのは、何も言えない子供たちは、ただ、洋式化が、まあ33%という話がありましたけども、女子トイレが5つありまして、そのうち1個だけ、洋式です。約20%。男子トイレも同じです。で、見てみたところ、洋式トイレはあるんですけど、ほこりがつく。これ、使いたいかつうと、私も見たけど、使いたくないですよ。

だから、何が言いたいかちゅうと、行政側から、ただ学校側に指示出しているだけで、誰も見てないんです。私も物すごく反省しました。自分の孫だけじゃなくて、いろんな生徒がいますけど、ああ、こういう状況でトイレを使わせているんだと。実際、先週も、ある学校関係者の方が集まっておられましたので、この話をしました。いや、岸良さん、それは事実ですよ。私なんか見ていて、女性、女の子が膀胱炎起こさんかなちゅうぐらい、みんな我慢していますよと。

なぜ我慢するか。この和式トイレ、今の子供たちは使ったことないんです、あんまり。家庭ではもう洋式です。

で、うちの家内に聞きました。実際、女子が、この和式トイレを使うときに一番何が問題あったかちゅうと、体育のときはいいのよと。普段スカートををはいていると、スカートが床につく、和式トイレの便座につくおそれが、非常に、気を遣ったと。だから今の子たちはまだ、我々の時代よりも清潔好きですから、嫌うと思います。実際行ってみたら、確かに、汚いのもそうなんですけど臭いもあります。

だから、町長。この、まず、先ほど町長が洋式化が33.8%ということ言われましたけど、これ全体ですよ。だから、各学年の洋式化を見ると、女子も男子も、便槽が5つあって1個しか洋式がないですから、もう20%です。そこに、ああいう冷たい便座でちゅうたって、誰も使いません。子供がそれによってトイレに行くのを我慢する、これは、体的にも非常によくないと思うんですよ。

そこで、町長。いろんな形で今、洋式化、いろんな形でのウォシュレットまた便座シート、これを国の補助制度がないか今検討しているんだという話は聞きましたけども、せめて、5つある便槽の中で、男子も女子もですよ、40%、2基分だけは、町単独ですよ、ウォシュレットと便座シートぐらいは、つけてやりましょうよ。

自分たちはいいですよ。暖かいところに入っているから。これから寒いとき、子供たちにあれをいつまで使わせるんですかちゅうこと。

だから、これは、町長。せめて、40%のそういうトイレの洋式化、ウォシュレット、それからヒーターの便座、これを、早急にやっぱり、改善してやらないと、子供たちがかわいそうです。それをするのであれば、私が思うのは、1月でも臨時議会を開いて、これをやっぱり、進める方向で、やってほしいんですよ。もしそれができないちゅうのであれば、できるまで、我々も、子供たちと一緒にやりましょうよ。便座シートも、電源を切って、ウォシュレットも電源切りましょうよ。子供たちにそういう最悪な状況で生活させていて、我々大人だけが、なぜいい環境で過ごすんですか。

私がこれについてまず町長に伺いたいのは、まず、早急に、各小学校、中学校も含めて、せめて4割ぐらいの、洋式化だけでなく、ウォシュレットと便座シートを何とかつけましょうよと。これについて町長の考えを伺います。

○町長（上野 俊市君）

今、議員のほうからありましたように、非常に、いろんなところの公園とか行ってみますとやはり、洋式のトイレにはなっていますが便座が温便座じゃないということで非常に冷たく感じることは私も承知いたしております。

学校もそういうことで今、しているところでありますけれども、我々がですね、進めてきたのが、学校の今統廃合しまして、大規模改造等を中心に先にこれをちょっとやってきた関係でそういう今環境面の整備がまだまだ追いついていない状況はもう確かに認めるところであります。

そういうような状況でありますことから、これについては、今、洋式化への切替えも順次行っていかなければならないと思っておりますけれども、やはり簡単にこの洋式に変更できる、そのブースの問題ですね、広さの問題等もございますし、また今の洋式トイレに簡単に簡易の温便座なりウォシュレットがつけるようなものもございます。ただし、それは、今の小学校のその便座につけられるかどうかというのはまだしっかり確認をしておりますので、申し上げられませんが、そういういろんな状況等もありますので、早急にその学校の調査をもう一回しっかりと、簡単にそのようにできるようであれば、簡易の便座をして、まず、その冷たさを取り除くというようなこともできるかと思っております。

ただ、先ほど言いましたように、ブースの関係で、どうしても広げないといけない。これはもう2つあるところを1つ潰して、1つ据えないといけない、設置しないといけないということも出てくるかと思っておりますので、ここについてはその状況に応じてですね、国のこの交付金もございますので、そういうような措置を使いながらも、先ほどありましたように、簡易に済む分については、もう単独でも使いながらですね、これはちょっと早急にこの対応をしていきたいと思っております。

臨時議会という話もありましたけれども、当然ながら、設計とかいろいろ出てきますので、そういう時間はちょっと難しいかと思っておりますけれども、これについては、しっかりと、取り組むように、また今、指示もいたしているところでありますので、御了解いただきたいと思います。

○岸良 光廣議員

町長。小学校の洋式トイレ、見たことがあります。ないですね。今の言葉、出てこないですよ。見とれば。

何が言いたいかちゅうと、小学校の和式を洋式に替えた、そのスペースで、小学校であれば、簡易のをつけられますよ。それと、一般家庭でも和式を洋式に替えて、あるいは洋式を便座シート、ウォシュレット、これもつけようと思えばつけるんですよ。つけられます。つけられないことはないです。

何が私は言いたいかちゅうと、私も物すごく反省しています。そこに対して本当、無関心だった。子供のときにはそう感じませんでした。孫も今4年生のときに、言われて初めて私も思いましたけれども、町長、やっぱりですよ、町長は、定住移住するのに安心して子育てができるまちを目指すんですよ。そしたら、小学生が安心して学校で学べる環境をつくるために、もう今時代は変わっています。

それをまず言うために、参考にお見せしますが、次の11番と12番の写真を見てください。

これは、11番と12番は、東郷の義務教育学校、ここの体育館です。体育館に男子トイレで便器が2つあります。洋式と和式があります。この洋式は、便座シートとウォシュレットがついています。

それと、この11番は、これはトイレに入っていく草履ですけども、これは色を変えてあり

ますけど、きれいでした。

それと、15番と16番見てください。これは、始良の松原なぎさ小学校の体育館の男子トイレです。これはですね、うちの長女のほうの孫が今、一番上が高校2年、2番目が中学校3年、3番目が現在、宮之城中学校でバレーをここにしに来ていますけれども、その孫たち3人が、学校は市内の原良小学校でした。バレーボールだけが始良なぎさのほうに、約7年間通いました。その関係で私も、送り迎えとかいろんな行事でこの松原なぎさ小学校にしょっちゅう行きよったんですけど、これ、写真撮ったのは、2週間前です。7年前と変わっていません。

この草履、見てください。低学年用と高学年用と、分けてあるんですよ。で、全部、ウォシュレットです。体育館ですら。それと、東郷の義務教育学校も体育館ももう、完全にウォシュレットです。

このことで、担当課、学校の大平課長と、中津川小学校のトイレのことについて聞きました。やっぱりですね、さつま町はどこも、ウォシュレットと便座のヒーターは使っておりません。さつま町は。

ちょっと待ってくれと。周りを見たことがありますかって。もうだんだん、だんだん変わってきていますよと。なのに、じゃあなぜ、中津川小学校も洋式化でこういうウォシュレットと便座ヒーターをなぜつけないのか。苦しい答弁でした。電源がないんですよと。私はそれを聞いてもう何も言いませんでした。

「電源がない」んじゃないくて予算がないんです。なぜか。どの学校も小学校もトイレに電灯は来ていますよね。その近くにも、コンセントはありますよね。ということは、「電源がない」んじゃないくて、電源をつなごうと思えばどうにでもつなげるんです。だけど予算がないから、もう、回答として、課長としては非常に、言いようがなくて、いや、岸良さん、電源がなかったんですよという答弁頂きましたけれども、これは、予算がないちゅうのはもう最初から、つける気ないんですよ。

これは財務がそうやっているのか町長がやっているのか判りませんけれども、やはり、子供たちを安心して育てられる環境をつくるのであれば、話は変わるかもしれませんが、総合体育館のエアコンつけましたよね。これもまあ工事やっていますけど、全協での説明では、鹿児島県内には、ない設備です。熊本に1か所ありましたんで、鹿児島じゃなくて熊本県のある体育館を視察に行きまして、それがいいと思ったからこれにしましたというのが、担当課長の説明です。

これ私聞いて、学校関係とえらい違うなと。体育館は、実際、鹿児島県内のどの体育館も私、子供と孫の関係で桜島から指宿から牧園まで全部知っていますけれども、実際さつま町がつけるエアコンちゅうのは、担当課長が、今年の9月だったですかね、説明があったときに、6月か。鹿児島県にまだないので熊本県まで視察に行きましたということで、そこまでする必要があるのかなちゅう、私、質問したことがあるんですけど。それだけ、熊本まで見に行って改善しようとするのであれば、鹿児島県内の、さつま町の近隣の小学校で、ウォシュレットと便座ヒーターがついたトイレをもう使っていますがね。それを最初から計画に入れないちゅうことは、担当の方々が、私も含めて、小学校、中学校のそういう子供たちの生活現場に全く興味が、ない。だから予算を組まない、と言うてもおかしくないと思います。

だから、町長。町長も、課長もいろいろあるかもしれませんが、この便座シートとですよ、これ約4割、2か所ぐらいについては、もう一回聞きますけど、やるべきですよ。でないと、町長が移住定住で唱えている、安心して子育てができるまちじゃないですよ。

このスリッパ、1個が幾らしますか。1,000円もしません。このスリッパじゃあ、こういう状況です。これ、財務の担当課長に、本当これ見てください。幾ら縛るのもいいけども、これ

ひど過ぎますよ。予算がないのであれば言いません。一般財政調整基金も40億円からあるじゃないですか。ここで便座シートを変えて、これを変えるだけで。天井もこれ穴が空いたまま。さっき町長が、補修工事はやっているんだと。この穴が空いたの、ほかもありますけど、まだ放置される。私が見たとき、これいつ、いつ空いたんですかっち。もう校長も、言いにくそうでした。いや、一、二か月やないですよと言った。

だから、町長は指示出しているかもしれないけども、町長の下を担当課が動いてないんですよ。動いてないし見に行っていない。関心がない。だから、このようなのが上がってくる。だから町長、本気でやりましょうよ。

本当に、もし、町長が本気ならば、せめて4割、5つの便器で2つまで、ウォシュレット、便座シート。これ、やる気があるのであれば、それできるまで、行政も、電源切りましょうよ。電源切って、冷たい便座に座りましょうよ。子供たちと一緒にやってみましょうよ。そうすれば、みんな職員判るんじゃないですか。そこまで町長が本気であるかどうかをまず職員に私は示すべきだと思いますが、その点について、町長の考えを伺います。

○町長（上野 俊市君）

非常に、厳しい、御質問でございました。

私もですね、反省している部分はございます。町内のこの学校の状況というのをつぶさに見てないというのはですね、これは反省すべき点だと私も思っているところであります。私も教育委員会に在籍していたこともございまして、学校の状況等についてはある程度理解しておったつもりですけれども、今、このように写真等を見せていただきまして、やはり、私自身が見てなかったというのは、確認してなかったというのは反省すべき点かと思っているところであります。

これについては、やはり、教育委員会と学校任せじゃなくて、やはり自分の目で確かめる必要があるなど、改めて、感じているところであります。これについては、定期的に時間をつくりながら、私も、状況等を努めて、この学校のトイレだけじゃなくてですね、いろんな設備の状況等も、しっかり自分の目で見て、また教育委員会のほうに指示できるような形で、進めてまいりたいと思っております。

また、この温便座の関係等については、今申しましたように、ちょっと私も見てみて、本当に簡単にできるようであれば、これも進めるように努力をしていきたいと思っております。

ただし、大型のこの工事等が必要な分については、ある程度やっぱり時間を頂かないとできない部分はございますので、1つ2つ、ある程度この50%になるべく近づけるようにですね、努力はしていきたいと思います。

○岸良 光廣議員

町長。本当、言いにくいことを言いますけど、せめて40%が達成できるまでは、もう本庁も、くどいですけど、支所も、電源切りましょうよ。

切りませんか。やっぱり自分たちは、温かい状況で、トイレをしますか。子供たちには冷たい便座で、いつまでさせるか、そこが明言されていません。だから、それをやるのであれば、まず、我々もそれに、同じことしましょうよ。電源を切るべきだと思いますが、どうですか。

○町長（上野 俊市君）

役場は公共施設でございますので、来客の方もいらっしゃいます、使われます。このような状況から、一概にそれを止めるということではですね、今のところ考えていないところであります。

○岸良 光廣議員

そのときにはもうみんなに言えばいいじゃないですか。小学校も、冷たいトイレですと。今、改善をしようとしていますと。それが終わるまで、我々も小学・中学生と同じ状況で、我々も我

慢しますので、町民の皆さんも我慢してくださいと。貼り紙をするなり放送するなりすれば、みんな理解しますよ。ああ、小学生もそういう状況なのか、中学校もそういう状況なのかと。なら、役場はそのとおりするんなら、もう役場はやる気があるんだなと、逆に町民の方は褒めてくれると思いますよ。それを、公共施設だ、来客がある。ということは、言い方は悪いですけど、自分たちはそれ使いたくないちゅうことです。これじゃあ、みんな納得しませんよ。

これ、今日の一般質問を聞いている方々が、みんなびっくりしたと思います。小学校はまだそういう状況で、しかも、今、町長も前向きに何とかしようとするのであれば、それをまず、せめて、私は全部と言ってませんよ。4割でいいです。4割でいいですから、それが終わるまで、一緒に、電源を切って、子供たちと同じ状況で、生活してみましようよと。そうすれば、町長だけやないですよ。各担当の課長も、またほかの職員の方々も、ああ、今の小・中学校はこういう状況でやっているんだちゅう、身をもってまず、経験すべき。そうしないと、本当に身の入った教育行政はできないんじゃないかなと私は思うんです。

その点について、くどいですが、町長、電源切りましょうよ。答えてください。

○町長（上野 俊市君）

これにつきましては、御意見として受け止めさせていただきたいと思います。

できるだけ、早めに、この学校の整備のほうを進めていきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

私は町長が、「よし、判った。やろう」、そのぐらいの腹を持った町長だと私は思っております。この件についてはですね、もうできるだけ、もう本当に、予算措置については、私は1月でもいいし、もう、年が明けてすぐ、臨時議会開いて、やるべき案件だと思いますよ。

それと、担当課のほうは、多分、建設課も含めてですけど、簡易のウォシュレットとそれから便座シート、これについてはですね、本当に簡易なやつで十分ですから、これを各小学校と中学校を4割、子供たちの使う、体育館までせえとは言いません、普段使う生活の場のトイレ、そこを変えてやるだけで子供たちの状況というのは、一変して変わりますので、これはできるだけ早急にやっていただきたい。それに対しては、私もですけども、ほかの議員の方々も、誰も反対する議員はいないと思います。だから、予算措置で、これが10億円も20億円もかかるんでありゃあ私もそこまで言いません。恐らく、その何分の1で終わるはずですよ。だから、それらについては、やっていただきたい。

それと、これ関連してなんですけど、そういうウォシュレット、便座シートはつけていただいたとして、それを日常使うときに、その清掃をどうするか。また、このトイレを見ていたときに、私、見て感じました。北校舎の多分1年生か2年生かどちらかと思うんですけども、清掃作業するのに、今日のこの写真にはちょっともう、削除されて写ってないんですけど、どうやって清掃作業をするんだろうかなと。

よく考えてみると、町長。小学校1年、2年で、今の子供たちで、家で、トイレ掃除をする子はどの程度いると思いますか。まあ、予想で結構です。答えてください。

○町長（上野 俊市君）

まあ予想で結構ということでございますけれども、まあ恐らく、家で掃除をする賢い、まあ「賢い」子供と言っちゃあ何でしょうけども、お手伝いをする子はですね、まあ、まれだと、思っているところであります。

○岸良 光廣議員

校長先生と話をしました。校長先生これ、1年生、2年生が、どうやって便器を掃除するんですかって。ホースはつないであります。ブラシはあります。できるか。できませんよ。1学期の

間は、新1年生は6年生が来てくれる。2学期からはもう、来れませんという話がありました。

そこで、まあウォシュレットを早急につけてもらうんですけど、4割。その後の維持、子供たちが使いやすいようにするためにどうするかと。

今、6小学校ありますよね。6小学校のせめて1年生、2年生、3年生の、この3学年のトイレ掃除。今、役場のほうは、シルバー人材センターに月曜から金曜まで毎日3人、5日間、清掃作業をしてもらっております。これは確認しました。私が町長にお願いしたいちゅうのは、予算を増やすことしなくても結構ですので、月・火・水・木・金、この5日間のうち、月曜日か金曜日でもいいですから、6小学校の、中学校は要りません、6小学校の、低学年の、トイレ掃除を、この毎日午前中シルバーが来ている方々に、手分けをして、1小学校に1人、ということは1回行くと3校できます。2週間だと6校できます。2週間に1回、今ここの行政を掃除に来てもらっているシルバー人材センターの方々を、各小学校の低学年のトイレ掃除に派遣しませんかということ。

なぜ私がこれ言うかちゅうと、この件で総務課長のところをお尋ねしたときに、たしか11月の初めやったですかね、この件で、その帰りにちょっと電話がかかってきまして、2階の廊下で、電話をしました。すると、町長。役場職員ちゅうのは余裕がありますよ。トイレだか判りませんが、鼻歌が聞こえてきました。女性の方が。わあ、余裕があるんだなあと。

まあトイレだかどこか判りませんよ。鼻歌が出てくるということは、私は何が言いたいかちゅうと、週に1回ぐらいは、シルバーの方々を、1日分3名を、各小学校に分散して、低学年の掃除してもらって、週に1回は、職員で、トイレ掃除ぐらいしませんかと。そうすれば、予算は増額しなくても、各小学校の低学年のトイレの清掃作業、これができるんじゃないですかという考えているんですが、これについて、町長の考えを伺います。

○町長（上野 俊市君）

冒頭の回答でも申し上げました、このやっぱり掃除というのも一つの教育の1つだとは私は思っています。

ただ、ただし、この1、2年生がですね、そこまでできるかというとなかなか難しいところがありますけれども、1、2年生でできるだけ部分はしながらも、そういう、シルバー人材センターに今委託をしている部分をまた活用してというようなことも、できるだろうと思っております。

今、公共施設の管理の関係等については、シルバー人材センターのほうに委託をしながら進めております。これはもう全体的な中でですね、そのような形ができるのであれば、そういうのも検討していきたいと思っておりますけれども、基本、やはり、学校の先生がその掃除の仕方というのを教えてやるのも一つ私は教育の1つだと思っておりますので、これを全部なくすんじゃなくて、まあ何回に1回はその掃除でお願いをするとか、そういうような形での切替えというのは、可能ではなかろうかと考えているところであります。

○岸良 光廣議員

町長。申し訳ないです。1回、学校を見に行きましょうよ。行けば、そんな言葉出ませんよ。私もびっくりしました。

まあこれあとでまた、説明をするちゅう話を聞くになっっているんですが、まあ多分、今日は、1回目の質問をしましたが項目全部恐らくできないと思いますので、できない部分は次回へ回したいと思いますが。

まず今の町長がその答弁されたことなんですけど、古田議員と1回見に行ってから、その後2回、計3回行きました。3回行って、学校の先生方が、そんな余裕がないちゅうことはよく判

りました。まあこれはまだ、2問目の支援員のところで話をするつもりですけど、もう本当に学校の先生方は時間いっぱいいっぱいです。通常の教室、それから特別支援学級の教室、それで子供たちがいなくなっても、通常、部屋を出ていく子供おりますので、だから本当に学校の先生方ちゅうのは、大変ですよ。それは次のところでお話ししますけど。

まず、町長。本当にその清掃作業を、幾ら町長が頑張っていていただいてウォシュレットと寒いときの便座シート、簡易なやつでもいいんですけど、これをつけた場合に問題は、それをいかに、維持してきれいにして、子供たちが使いやすいようにするか。幾らつけてもですよ、汚れたやつに座れと言ったって誰も座らんです。だから私が言う、低学年、せめて1年、2年、3年のところは、行政が、月・火・水・木・金、週5日、午前中3人使っているシルバー人材センターの方々を、町長がそうしてくれと言えればシルバー人材センターもするでしょうから、これを、まあ週1回、3人の方々をそれぞれ3つの学校に行っていただければ、2週間に1回は、掃除できるんです。

これは、町長が、そういうふうに、踏ん切るかどうか。町長が、「よし、判った。やろう。ちゃんと」。課長はできませんよ。課長が勝手に「ですよね」と言ったって、わいが誰がそんなこと決めたとよって町長が言えおしまいですよ。だから私は町長に、質問をしているんです。

もう一回聞きます。それを、「前向きに検討する」と言うのは行政用語で「しません」と言うと同じですから、「前向きな検討」は要りませんので、だからこれを、ぜひ、そういうふうに、部内で、やる方向で打合せをする考えはありませんか。「検討」は言わなくても結構。やる方向で、打合せをしていただく、考えはないかお伺いします。

○町長（上野 俊市君）

まず、私も、現場を確認してみたいと思います。その確認してみて、学校の状況等もしっかり把握した上で、これは教育委員会と協議をしていきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

ぜひですね、この件については、町長だけじゃなくて、もう全課長もですよ。やはり、今自分たちの、小学生、中学生はさつま町の未来の宝です。その子供たちがどういう状況で生活しているのか。トイレに行きたいけど、汚いから行きたくない。我慢する。もうどうしても我慢できないから、ちょっとだけ行く。あと、また帰るまで我慢して、家に速攻帰ってトイレをする。こんな状況だけはやっぱり早くなくさないかん。だから私、実際、孫から聞いただけじゃなくて、ほかも聞いてみても、同じようなことを言われました。

で、話は変わりますが、先ほど「学校関係者」と言いましたけど、用務員の方々が全協のときにもロビーにおられましたんで、この話をしました。岸良さん、よう判ったですね、私なんかも心配しているところもありますよというのも、彼らは見て判っているみたいです。それは、現場は判っているけど、行政側のほうが、それがよく理解されてない。だから、町長だけじゃなくて各課長さんも、やはり、小・中学校のそういう状況ちゅうのは、見ていただいたらいいんじゃないかな。

と同時に、これは、全部、予算が、関わってきます。だから先ほど、中津川小学校のことで、まあ大平課長申し訳ありませんけれども、大平課長が、苦しい答弁の中で「いや、電源がないんですよ」という返事をされましたけど、私はその言葉が、「予算がないんですよ」というふうにしか聞こえませんでした。

だから、その中津川小学校のほうも、本当にトイレにはもう電源は来ていますから、やろうと思えば、町長、できますよね。電灯も来ているし、いろんな、コンセントもありますよね。それをやろうと思えばできるわけですから、それを、もう、「前向きに検討」じゃなくて実際やる方

向で、やはり中津川小学校のほうも、せっかく工事をするんですから、子供たちが使いやすい、生活しやすい環境づくりというのを、ほかがやる前にさつま町がやりましょうよという形での再議、見直しを要請しますが、どうでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

先ほど議員からもありましたように、児童生徒が安心して快適に学べる学校というのはもう、当然だと思っております。ここについてはですね、今、御質問と御指摘等を頂いたことは真摯に受け止めながら、これにつきましては、私も先ほど来申しますように、しっかり自分の目で見えて確認をしていきたいと思っております。

また、中津川の関係等については今後、大規模改造等をするということでございますので、ここについては、そちらのほうはもうしていく予定にしておりますので、御了解いただきたいと思えます。

○岸良 光廣議員

ぜひ、実施できるように、動いていただきたいと強く要請をします。

次に、総合体育館の関係なんですけど、先ほど町長のほうからも説明がありましたが、町長、本当、失礼な話をさせてもらいますけど、本当に現場見ていませんね、この担当の方々は。

何が言いたいかわちゅうと、さつま町の総合体育館は、高校生、中学生、小学生、いろんな大会が来ます。いつも言われました。何でさつま町の体育館はこげんトイレがきつちゃんかと、と。何が言いたいかわちゅうと、1階は、整備してもらっています。ウォシュレットもついています。ところが、寒い時期に、じゃあ、使用頻度はどっちが高いか。

1階は選手が使うんですよ。2階は、それを応援に来た保護者、兄弟、あるいはじいちゃん、ばあちゃんがみんな2階で応援されるんです。みんな、2階から下りてトイレに行くのは、まずないんですよ。私もそうです。2階にいて、用を足したくなった。1階まで行くのはもう2階のトイレが満杯になった状態で、もう仕方ないから、階段を下りて行く。また、小さい子供を連れてきたお母さん方も、2階のトイレ使いたいんですよ。小さい子供をわざわざ1階まで連れていく、しないです。だから、これは、そういうのを経験した人であれば判るんですけど。

だから本当に私、これ見たときに、いや、ただ、やれちゅう言われたからやっただけで、本当の、使う、体育館を来て利用される方のことは、全く、考えられてない。これやるんであれば最初から2階もやらないと、意味ないですよ。また言われますよ。

本当に、高校生も来ますけど中学生も来ます。小学生も来ます。一番多いのは、選手よりも、その関係者なんです。親であり、兄弟、年の下の弟、妹であり、じいちゃん、ばあちゃんであり、そういう方々が、選手の倍以上来るんですよ。そういう方々が利用するところは、今までと一緒なんです。というのは、全く、これを設計する方、考える方が、経験がない、見たことがない。だから1階だけしときゃあ問題はなからよと、そういう安易な考えでつくったんでしょうねとは言いたくないけど、これ見る限り、そう言わざるを得ません。

もうこれも、町長。やるんであれば、簡易でいいから、やっぱり考えてくださいよ。もうほかのどこ、体育館どこ行っても、もうみんな変わってきていますよ。

参考に、先ほど言いました、写真の8番、9番、10番見てください。

これは、国分の総合体育館です。できたのは1974年。見させてもらいました。約、満49、まあ足かけ50年のところですよ。

ここのトイレは今改修されていますけど、私このトイレは、今44歳の長女が小学校4年、10歳のときバレーボール始めてから、長男のときも、ずっと知っていますけども、トイレが改修工事されるまで、それはひどいもんでした。昔のタイル貼りで、トイレの便器は下がもう腐れ

て穴が空いて、もう、ええ、何これに入らないかんのkachūぐらい、悲惨なトイレでした。

ところが、2年、3年前かな、トイレ改修が行われました。この8番、9番、10番、当然ウォシュレットついていますが、きれいですよね。とてもじゃないけど、今のさつま町はまだ、私の長女が小学校4年生、10歳、34年前はまだ旧体育館がありましたので、ですよね。ということで、今の総合体育館は、できてまだ30年経つか経たんかですよ。ちゅうことは、それよりさらに20年古いところも、手を入れせかすれば、こんなきれいになるんですよ。よそはもうこうなっていますよ。

だから、総合体育館も、トイレを、ただ1階だけ洋式化して便座とウォシュレットをつけばいいじゃなくて、その利用する方が、どっちが一番多いのか。1階はですね、選手が使いますから、ほかの関係者は極力1階使わないんです。チームが10チーム、20チーム来ますと、何十人単位になりますから。ということは、ほかの、それを支える父兄、兄弟、親御さんたちは、2階使う。だから、2階を、そのままにしとくんじゃなくて。

これまだ時間はありますよ。だから、本当にこれもう一回見直して、これも、2階も、何とかしてください。そうして、やるべきだと思うんですが、町長、もう一回答弁お願いします。

○町長（上野 俊市君）

総合体育館のトイレの関係等につきましては、もう今、議員からもございましたように、1階部分を集中的に改修をしているところであります。これにつきましては、私がこの今、総合体育館のほうの空調工事をするということで、これに併せて1階のトイレ部分だけ急げということで、この1階の改修を急がせたところであります。

2階部分については、次の段階でこれは整備していく予定としているところであります。

○岸良 光廣議員

2階部分も、町長、もうできるだけ早急に、していただきたい。特に、もう来年、体育館がオープンすると、いろんな競技が来ます。やっぱり2階がこういう状態であれば、やっぱり、いい環境にないと思いますよね。だから、できるだけ、使えるようになるまでには何とか2階も、ある程度の整備はしていただくよう、これはもう強く要請はしておきます。

それと、もう時間がありませんので、できなかった分については次回に回しますけど、この中で、まず、飛んで（2）のイ、小学校の先生と行政と教育委員会のコミュニケーションちゅうのがあるんですが、まずその中で、一部だけ。

写真の13と14番見てください。13と14番は、これ盈進小学校の空調機です。天井についています。これの掃除をしようと思えば、2メートル20センチメートルぐらいある脚立に乗らないと届きません。

それで、掃除の状況を聞きました。エアコンを取り付けてからまだ1回も掃除してないんです。フィルター掃除。高いから。私の今息子が盈進小学校のPTA会長をしますので、お前この掃除どげんしよとつち聞いたら、いや実は、先生が掃除をしようとして脚立に乗って、落ちて、まあ軽いけがで済んだから、落ちたちゅうのがあるみたいだと。だから、校長先生は危ないちゅうて、それを今させてないみたいだよと。

私も、校長先生に聞きました。いや、これは危ないんですよと。行政に話ししましたkachūたら、行政に連絡したら、行政は年1回、業者に頼んで、エアコンの掃除しています。学校は学校でしてください。

無理ですよ。脚立で。しかも、先ほど言いましたけど、特別支援学級の先生方、子供が急に教室を出て行く、その子を探しに行く。校長先生もでした。その間、ほかの子供たちは、子供たちだけで、先生いない。そういう状況の中で、こんな高いところの清掃、このエアコンの掃除でき

ませんよ。

で、よく考えてください。私どもも、エアコン使いますけど、夏の冷やすエアコンと、冬のヒーターのエアコンは、必ず掃除しますよね。ハウスダストがあつてカビがあるから、掃除しますよね。盈進小学校だけじゃなくて、これは盈進小学校の話ですけど、取り付けてからまだフィルター掃除1回もできてない。それを、やっぱり学校の先生方にさせるのか。

これも、私から言わせりゃ、こんな高いのつけなくて、据え置きで設置してあれば、誰でも掃除できるんです。置き型がありますよね。だけど、わざわざ天井へつけて、掃除がしにくいようにしてある。

ここも、もう時間がないので次またやりますけど、ここのコミュニケーションについてもですよ、こういうところも、やはり、現場の担当の先生、教育長、それから行政の方々も、やはり、こういう実態を踏まえた上で、何が一番問題なのか。これについては教育長にお伺いしますが、私も見てきましたけど、これ、ちょっと難しいですよ。これについて、まず教育長も現場を見ていただいて、どういうふうにされるか今後の検討をしていただきたいと思います。その点についてちょっとお考えを伺います。

○教育長（中山 春年君）

今御指摘いただきましたエアコンの施設につきましては、ほぼ、私も現場にいた頃、同じような感じでの設置でありました。当時につきましては、学期末、休業期間にですね、職員で、チームで、みんなで一緒にしながらですね、危険性が独りですと危ない場合もありましたので先ほど申しましたようなチームで、取り組んできたところでありました。

学校の実情によりまして、今後、小規模校、大規模校、それぞれあるかと思います。実情を踏まえながら、今後検討していければと思いますけれども、いろんな対応というのを取っていければと思います。

それから、先ほどありました、ここで申し上げていいかな、教育的指導の部分が……（発言する者あり）分かりました。じゃあまた、次回、お話しさせていただきます。教育的指導についてもですね、またいろいろ御意見等、お話しをさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○岸良 光廣議員

まああと5分しかありませんので、全体の半分もいけませんでした、残りについては、議長、次回の一般質問にまた回したいと思いますが、それでもよろしいでしょうか。

○議長（宮之脇尚美議員）

了解しました。結構です。

○岸良 光廣議員

それでは、町長。この学校のトイレについてもですよ、総合体育館についても、もうこれは、何回も申し訳ないこと失礼なこと言いますけど、「前向きな検討」は要りませんので、もうやる方向で、ぜひ、やっていただきたいというふうに強く要請をして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、岸良光廣議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時40分とします。

休憩 午前10時26分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、11番、古田昌也議員に発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

○古田 昌也議員

改めまして、おはようございます。お疲れさまでございます。ちょっと議場が熱いのは僕だけでしょうか。ちょっと熱いなと思いながらですね。それもうちょっと置いておきまして、通告書どおり質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず、1番で地域担当職員制度及び役場職員の在り方についてでございます。

（1）令和3年12月定例会でも質問しましたが、地域担当職員の在り方、また考え方はその当時とやっぱり変わらないのか、お聞かせください。

続きまして、（2）番、職員の人材育成、成長は町民サービスの向上につながると考えますが、職員の現状はどのように感じているのか、お聞かせください。

続きまして、大項目です。町政運営と広聴活動についてでございます。

今年度から始まった議会モニター制度で、様々な意見が出てきております。また、議会活性化調査特別委員会で意見の集約や議論をしていますが、執行部側に対しての意見も多く見られる。その意見の取り扱い方はどのようになっているのか、お聞かせください。

また、モニターのみならず、さつま町公式LINEでの意見集約、また職員提案などもどのような取り扱いをしているのか、お聞かせください。

以上で、1回目の質問のほうを終わりたいと思います。

〔古田 昌也議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、古田昌也議員からの質問にお答えいたします。

まず、1点目の地域担当職員制度と役場職員の在り方についてでございます。

地域担当職員は、現在、全ての区公民館を対象に1つの区当たり3人から6人の範囲で、1期2年間で担当期間といたしまして、総勢94名の職員を配置いたしているところであります。

役割としましては、区の夏祭りや体育行事等の運営支援のほか、総会や役員会への出席、区の広報紙の作成支援、また5年間で計画期間とします地域づくり活性化計画の策定においても、職員一人一人がこれまでの行政経験を生かしながら積極的に関わるなど、様々な地域活動の支援を行っておりまして、区からも大変喜ばれている制度であると認識いたしているところであります。

配置におきましては、地域内に住んでいる職員配置を基本としながらも、職員の減少により配置が難しくなっている地区も増えつつありますけれども、現に担当地区に住んでいるかいはいかにかかわらず、職員が地域活動に参加することで町民との総合理解や信頼関係の構築、また人脈形成によって本業である職務遂行における町民との関わりにおいてもプラスに働き、行政と町民との協働が推進されることが期待されているところであります。

また、地域活動への参加により、職員自身の自主的な能力開発の促進や町民主体意識の醸成につながるとともに、職員自身の仕事への繁栄も期待でき、ひいては町民サービスの向上につながっていくものと考えているところであります。区公民館にとっての地域担当職員制度の必要性、有用性は言うまでもありませんけれども、一方で担当する区によって活動の内容や頻度等に大き

な差があるなど、職員の負担感の面等において課題があるところがございますので、当面従来の在り方、考え方を踏襲しながらも、よりよい制度構築に向けて今後も研究を進めていきたいと考えているところであります。

次に、職員の人材育成に関する御質問でございます。

議員御指摘のとおり、職員の人材育成と成長は地方自治体の究極の目標であります住民サービスの向上、住民福祉の増進に大きな効果を発揮するものであると考えているところであります。

町としましては、この職員の人材育成と成長を目的に国や県をはじめとする様々な団体等への職員派遣をはじめ、公務員としての基本研修をベースによりよい、より高いレベルの専門研修等を通じまして、職員の専門性や能力の向上を目指した取組を継続的に進めているところであります。

また、職員の現状といたしましては、各職務において法令等に基づきそれぞれが担任事務を全精力を持って遂行いたしておりますとともに、地域におきましては地域住民としてあるいは各種団体の係員として、または保護者としてなど様々な場面や立場に立ちコミュニケーションを育み、情報の共有化を図りながらそれぞれの活動に前向きに取り組んでいると認識をいたしているところでございます。これらの取組や職務遂行や地域の活性化を進める上でも、有意義な効果を発揮するものと理解しているところであります。

次に、2点目の町政運営と広聴活動についてでございます。

議会モニターの皆さん方からいただきました執行部に対する御意見の取扱いにつきましては、それぞれの所管課で内容を協議、検討の上、何らかの回答が求められる御意見に関しましては、対応状況等を議会事務局へ報告しているところございまして、議会事務局からは次回モニター会議の場でその内容の共有化が図られているものと考えているところであります。

そのほか、町の広聴活動につきましては町のホームページ、公式LINE、郵便でのお便り、本庁支所に備えてある意見箱、また女性団体等の各種団体グループ等の意見交換や昨年度開催いたしました地域座談会など、幅広く実施しているところであり、いただきました御意見や問合せは速やかに関係課に通知し、回答が求められているものは速やかに対応するよう指示をいたしているところであります。

職員提案につきましては、町政運営に対する職員の意見及び行政事務の改善意見の提案を奨励し、職員の町政運営への参画意識の高揚と職員の創造力を高め、行政能力の向上を図ることを目的に実施しているところであります。

町が行う広聴活動は、町民の皆様の町政への関心を高め、町民と協働でまちづくりを進めるとともに、複雑・多様化する町民ニーズに応えていく上で、必要不可欠な行政活動でございますので、引き続き様々な手段で広聴活動を展開してまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○古田 昌也議員

町長、回答をいただきました。ちょっと一点気になるところがあつたんですが、今の回答のところで地域担当職員のボランティアという言葉が出てきませんでしたが、前回回答、ボランティアであるという形で明言はされたんですけど、地域担当職員はやっぱりボランティアという形の考えにあるのかどうかちょっとお聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

それでは、お答えをいたします。

各地区で行われます様々な地域活動は、担当職員だけでなくその他の役場職員であったり、また地域住民などもボランティアとして参画されているケースが多いものと考えているところで

す。また、地域担当職員としてでなく、職員でありながらもその地域に住む一住民として、区の役員であったり、部会員であったり、そういった役目を割り当てられて無償で活動されている区もある状況となっております。

地域担当職員の活動内容等も区によって様々でございまして、一律の基準で判断することは非常に難しい状況でありますけども、これまでどおりボランティアでの位置づけが適切であるものと考えております。

以上です。

○古田 昌也議員

原則の中でいえば、職員の方は全体の奉仕者となっているので理解はできるんですが、現状職員の方々の負担になっていると思われるんですけど、その点はどうお考えなんでしょうか、お聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

先ほども少し触れましたけども、区によって地域担当職員の活動内容やその範囲、活動範囲、また活動量などにも大きな差があることや、ボランティアに対する考え方についてもこの職員間で個人差があるということなどから、地域担当職員としての活動を負担に感じている職員はいらっしゃるだろうということで感じております。

○古田 昌也議員

ということは、負担になっているという声は上がっているということでしょうね。それか上がっていないのか、ちょっとそこら辺は詳しく教えてください。

○総務課長（角 茂樹君）

地域担当職員に、制度に係る活動形態の明確な位置づけにつきましては、過去に職員組合との団体交渉で議題に上がったことがございます。

○古田 昌也議員

でしたら、上がっているのであれば、前回もちょっと同様の質問をしましたが、手当などはやはりつける考えはないんですか。ちょっとそこをお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

地域活動等への職員の関わりには非常に多様性がございます。地域活動への参加について、全体的に協力のお願いはしているところではございますけれども、あくまでも職員の自主性に委ねている部分でもございまして、地域活動に対しての職務命令あるいは管理監督責任が伴うものではございませんので、手当を支給する考えには現在至っていないところでございます。

○古田 昌也議員

でも、しかしながら先ほどの回答もありましたように、地域の係になれば報酬がある現状ですよ。そこに対して、地域担当職員がないのはちょっと不公平感があると思われるんですが、そこら辺をどのように考えているのか、お聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

報酬に関しましては、区によりまして、また区の例えば総務部長さんであるとか、福祉部長、体育部長さんであるとか、要職につかれているのかどうかということであったり、またその活動の内容等によってもその支給の取扱いという考え方は区によってまちまちであろうかと考えているところです。

したがって、一律に判断することは難しいところでもございますけども、地域担当職員だけが不公平だというようなケースはあまりないのではないかと考えているところです。

○古田 昌也議員

今ちょっと回答いただいているところで、そもそも担当地区での仕事量がばらばらだとおっしゃっているのは、そのばらつきがあるのに公平といえるんですかね。そこは不公平だと思うんですけど、そこら辺をどのように考えているのかちょっとお聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

先ほども申しましたけども、当然ながらその地区によって地域担当職員に任される、お願いされる業務の内容であったり、その業務の量というのにはばらつきがある状況となっております。地域担当職員を活用するかしないかの判断は、地域の裁量に委ねている部分もございまして、職員間で業務量が多かったり少なかったりというのは必然的に生じている、そういう状況の中ですけれども、そのことをもって公平か不公平かというのを判断するのは難しいことと考えているところです。

○古田 昌也議員

じゃあ、ちょっと聞き方を変えてみたいと思うんですけど、じゃあ地域担当職員を仕事と考えていない職員というのはどのくらいおられるのか、ちょっとお聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

この人数とか割合とかといったものの把握はできておりませんが、少なくともその地域に住んでいらっしゃる職員で、その地域の行事等に運営側として参加するような場合は、多くの場合は仕事ではなくボランティアとして考えていただいている職員は多いものと考えています。

○古田 昌也議員

ということであれば、もう多くの職員の方々がそこはもうボランティアで地域のための奉仕だといった考え方で、全てが行われているという形の考え方でいいんですか。そこら辺をちょっとお聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

一部の職員の間で不公平感であったりその不満感というものは、当然ながらあるだろうということですけども、多くの職員は担当地区の活性化等のためにボランティアの意識で区の運営に協力いただいているものと考えております。

○古田 昌也議員

すごくありがたいお言葉ですね。本当に職員の方々が地域のためにやっていただけるという形で考えられ、大半の方がやっていただいているという形で捉えて、でもそこの中でも一部、そういった形で声も上がっていたという現状があるということなので、それでしたら地域担当職員という響きを考えると仕事、どうしても職務、仕事だと捉えてしまう感があるので、そこに関してちょっと名称を変えてみるというのはいかがですか。ちょっとそこら辺は検討する余地があるのか、お聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

制度の名称に関しまして、県内の状況を少し調べましたけども、地域担当職員という言葉や校区担当職員、あとは自治会担当職員といった職員という言葉が入った自治体が多い状況ですけども、ほかにはサポーターという言葉であったり、パートナーという言葉、あとは応援隊員といった名称を使っている市町村もあるところでございまして、制度の名称を変えても基本的に職員の役割というものが変わるものではございませんけども、職員にとってもまた地域の皆さんにとってもなじみやすい名称というものは、名称については検討していきたいと考えております。

○古田 昌也議員

名称をちょっと変えるのを検討していただけるということは、先ほどの質問から考えると、ちょっと言いにくいことですけど、名前だけ変えるどころか、そこに対して僕がちょっとしていた

だけるといふか要請をしたいところは、地域奉仕事業として考えて従事していただいている職員の方々に対して、そこに対して人事評価を組み込むべきではないかなと人事評価をちゃんとしますよと明言されることが必要ではないかなと考えているんですよ。そこら辺はどのように考えているのか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

地域担当職員の活動内容を職員の人事評価に直接組み込むことにつきましては、外部からの評価に左右されることにつながる可能性がございますので、適切ではない場合がございます。しかし、様々な評価方法については、さらに検討してまいりたいというふうに考えております。

○古田 昌也議員

ぜひとも人事評価に組み込んでいただいて、そこら辺も検討していただけるようにちょっと強く要請したいと思います。じゃないと、やっぱり一部不満の声が聞こえるということは明確に執行部が、課長、町長たちが人事評価に加えるよというだけでも、それだけでもやる気が出ますし、本当に地域のためにという考え方も増えてくると思いますので、ぜひちょっとそこら辺は強く要請したいと思います。

次に、職員の在り方ですが、これからの時代、もう既にだとは思いますが、民間、行政の垣根を超えた連携が本当に必要だと考えていますが、町長自身はどのように考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

議員のほうからありましたように、民間と行政の連携というのは、非常に地域の発展にとっても必要不可欠なものと思っているところであります。この連携を強化することによりまして、行政が持つもの、それから民間が持つもの、共通の目標を持ちながら、地域の課題解決、それからサービスの向上につなげていけるものと思っているところであります。

現に、今民間の方々と、特にこの若い方々が行政と民間の方々が連携しながら、しっかりと目標に向かって取り組んでいるというようなことも出てきているようであります。非常に、まさしくこれが必要な、大事なことだと私は思っているところであります。

今後におきましても、民間と行政との連携につきましては、プロジェクト等でも立ち上げながらしっかりとこれはまた推進していきたいと思っているところでございます。

○古田 昌也議員

そうやって町長自身の回答をいただいたところで、まさにそのとおりだと本当に僕自身実感もしておりますし、その中に生まれたのが薩摩のさつまであり、まちゼミであり、その他もろもろの本当に事業者と連携を取った行政、商工会も、全てが一生懸命になるような形でやっていくのが必要だと思っております。

その中で、商工会もそうですし、役場職員の方でも民間の感覚というのは必ず必要ではないかと思っているんですが、その点についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

役場職員が民間的感覚を持つことは必要であるというふうに認識をいたしております。柔軟性でありますとか、効率性あるいは創造性を向上して、さらにより効果的なサービス提供や地域課題の解決につながるものというふうに考えているところでございます。

○古田 昌也議員

でしたら、必要だと感じているのであれば、研修会など地元の、本当はさつま町の事業者、地元の事業者にお願いして、そういった研修会などをお願いしてみたらどうか、そういった考えはないのか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

この点に関しましては、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○古田 昌也議員

研修会等を検討していただけるということでしたら、また現状把握のために何が困っているのか、実地研修なども取り込む考えはないですか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

実地研修についてですが、地域の特性や課題を現場で生で体験することができるものであるというふうに考えております。理論だけではなく、机上の理論だけではなくて実際の事例や現場の声を学ぶことができるため、機会があれば実施をしてまいりたいというふうに思います。検討していきたいと考えております。

○古田 昌也議員

ぜひ地元の方に、岸良議員ではございませんが、地元の事業者の中に1日、2日でもいいです。足を踏み入れて、現状どのようなことに困っているのか、そういったことを本当に確認していただきたいと思っております。そうすることによって、やっぱ役場職員の方々のスキルアップであって、そこに対する町民のサービスの充実、向上が見られると僕は考えておりますので、それでもその中でそもそも役場職員の成長という形で、向上ということは執行部側としてどのようなことを考えているのか、その成長に対しての御意見のほどをお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

役場職員の成長と申しますのは、地域のニーズあるいは法律、行政手続などの幅広い分野で、専門的知識を持つことをはじめ、地域社会における牽引役ともなる役割を果たすということ、あるいは変化する社会や状況に対応する柔軟性や創造性を持つこと、何より地域の声を理解し、それに応じたサービスや政策を展開する能力を身につけることが職員の成長というふうに考えているところでございます。

○古田 昌也議員

そういった形で努力をしている職員の方は、多々僕は見られると思っております。そういつて自分のスキルアップ、成長を身につけた職員をちゃんと人事評価できているのかどうか、その点どう感じているのかちょっとお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

総合的に職員の成長を評価するには、目標設定と評価基準の明確化が必要でございます。この基準に沿って、定期的な面談等を通じ成長の進捗状況あるいは複眼的な視点を考慮した評価を行うことになるわけでございます。

ただし、人事評価制度につきましてはまだ確立したものとなっていないことから、公平かつ客観的な評価の実施に向けて研究を重ねながら進めているところでございます。

○古田 昌也議員

公平かつその他もろもろという形で御回答のほういただいております。でしたら、それこそ人事評価基準のほうでしょう。DX化、デジタルトランスフォーメーション化する考えはないのか、そこら辺はどう考えているのか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

人事評価基準をデジタル化をするということにつきましては、効率性、透明性の向上につながるものというふうに認識をいたしているところでございます。これまで、いろいろなソフトを使いながら算定をしてきているところでございますが、システム化を図ることにより評価プロセスを効率化することをはじめまして、データ分析を活用しながら職員の業績や成果を客観的かつ定

量的に評価すること、また評価基準やプロセスを透明にすることで、職員が自分の成長に関する情報にアクセスしやすくするため、本年度からシステム化に関する業者のデモ等を数件依頼しながら、今現在調査研究を進めているところでございます。

○古田 昌也議員

本当に、人が人を評価するというのはすごく難しい時代になってきておると僕は考えております。ぜひ、そういった形で本当に研究を進めて、一日でも早くそういった形で本当に不平不満のないところをしていただきたいと思いますと思っております。

それで、地域担当職員にしても、職員の成長にしても、現場を知っていただき、理解して参加する。そして現状の把握をして、どのように手を差し伸べられるのかを判断できるようになることが、本当にスキルの向上だと僕自身は考えております。

そういった職員の方々が多くなれば多くなるほど、住民の、町民のサービスの向上が望め、このまちの誇りになると考えています。それを行うには、きちんと人事評価をして、手当などを明確にする必要が僕はあると思っております。

現状を決して否定しているわけではないんです。すごく、していただいて助かっておる現状はもうよく耳にしております。そこは、御理解していただきたいんですが、このことが理解していただけないのであれば、本当に民間感覚がないと、本当に僕は思っております。

先日、所管事務調査に行かせていただいたところでも実感しましたが、我がまちさつま町は先進地といわれる市町村よりも充実している施策が多数あります。実際にありました。民間感覚なら、このことを大きな強みとして宣伝、広告をし、周知して行って、僕たちは、この会社はすごいことやっているんですよというのを、どんどんアピールして行ってと思います。行政だからできないとは言わず、民間の感覚を大切に、様々なことにチャレンジしていただいて、町民のサービスの向上をしていただけるように要請して、ちょっと次の質問に移りたいと思います。

続きまして、町政運営と広聴活動についてでございます。

先ほどの回答にありましたが、議会モニター制度の取扱いのほうの大体のほうは理解いたしました。基本的には議会に対してのモニター制度であると僕は考えております。議会のモニター制度です。執行部側に対してこんな意見があるよというのは、先ほどの回答でしたらあくまでも参考意見として取り扱っているという形で理解してよろしいですか、お聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

ただいまの御質問に関しましては、今おっしゃったとおり関係課において業務の参考にさせていただいているところでございます。

○古田 昌也議員

参考意見という形ですね。であるのであれば、そういった町政に関してはLINEでの集約や庁内に意見箱ですね、意見箱の活用とかがあると思うんですが、それと同じ扱いというか、そういった形なんでしょうか。集約とかはどうなっているんでしょうか、お聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

現在の町の公式LINEに寄せられております御意見のほとんどは、町の広報紙に対する感想といったものがほとんどでございまして、LINEに関しては特に町政に対する意見の集約手段とはなっていないところでございます。

また、本庁また支所にも備えてございます意見箱につきましては、昨年度12件の投書がございまして、職員の接遇であったり、その他もろもろですが、行政に対する苦情であったりまたその提案的な内容が多い状況となっております。そのほかでは、昨年度インターネットを活用しまして、観光基本計画に対するアンケートを行いました。また、薩摩中央高校に係るアンケート

トを、中学校や高校の保護者また生徒さんにも行ったところでございます。

今年に関していえば、SDGsとカーボンニュートラルのロゴマークの選定の投票に際してLINEを活用しましたが、町内外からそれぞれ104件の投票をいただいたところでございます。

○古田 昌也議員

ということとは、LINEでのそういった活用を徐々に徐々に進めているということで理解させていただきたいと思うんですが、そういった形で広く広聴することは、意見を集約することというのは僕は本当に重要だと考えております。その中でも、もう一つ重要なことが僕は職員提案だと思っております。現状、職員提案の現状というのはどのようになっているのか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

職員提案の状況でございます。今年度につきましては、9月から10月までの期間を職員提案集中期間と位置づけまして、職員提案規程に基づき募集を行ったところでございます。結果、9件の提案がございまして、今後審査委員会において内容を審議する予定といたしているところでございます。

○古田 昌也議員

その9件は実際に有効に活用できていますか。そこはどのように考えているのか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

今年度提案をされた9件につきましては、今後審査委員会のほうで検討させていただく予定といたしておりますが、これまでに提案のあったところの採否につきましては、内容におきましてその効果など様々な観点に着目し、総合的に判断の上、採用・保留・不採用の決定をいたしている状況でございます。これまでの行政組織の改善をはじめ、事務処理方式の改善、執務環境の改善、予算の削減、住民サービスの向上など行政の効率化や合理化に寄与しているというふうに捉えているところでございます。

○古田 昌也議員

今の回答の中で、採用になっていない、できていない原因というものも経験というか、財産として、その活用はできているのか、できていないのであればその原因というのは何かちょっとお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

これまで不採用となった提案の中には、事業展開が難しいものあるいは法的根拠などが適合しないもの等もございまして、総合的に判断し、不採用とした提案もございます。こういったことについては、また職員研修等を通じながらこういったところが課題であるとか、職員に対しての知見というか知識不足であるとかいったところを絞り込みながら研修のテーマをまた絞っていくということの参考にさせていただいているところでもございます。

○古田 昌也議員

ということで、すごく理解はしたんですが、でしたらちょっとアイデアとして、これは僕なりの意見なんですが、せっかく職員とかそういった形でLINE、デジタル化が推進を考えているさつま町であるのであれば、そういった形で不採用になった案でも掲示板みたいなものを作って、こうやればできるんじゃないか、ああやったらできるんじゃないかというような掲示板みたいなものを作って、一度そういった案に対してアクションを起こしてみたいな、一応参考というかアイデアではあるんですが、そういうのをちょっと考えて作ってみる考えはないのか、お聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

ただいまの掲示板ということでございましたけれども、インターネット上で様々なこの掲示板というのがあるようでして、少し課題も多いかなと考えているところでございます、この掲示板については必要性だったり有効性だったりというのを、しっかりと確認していく必要があるものと思っております。

そのようなことから、町としてはまずはこのインターネットやSNSなど、多様な手段での広聴機会の確保、またこの充実を図っていきたいと考えているところでございます。

今年の決算特別委員会でも広報モニターに関する御意見もいただいたことから、今担当課のほうで、担当係のほうで検討しているというような状況もございます。さらには、この全国を見るとLINEを活用した住民意見の募集を行っている先進自治体も県外にあるようですので、こうした事例を参考にまずは広聴機会の拡充を図っていきたいと考えております。

○古田 昌也議員

ぜひ、その広聴機会、本当に広く意見を求めるということを、本当に強くしていただきたいと考えております。何がやりたいかという、何が言いたいかといいますと、もっと町民の方々、皆様に町政を知っていただきたいというのがやっぱり意図でございます。

さつま町を知っていただいて、町民全体でさつま町は作り上げていくことを強く認識していただきたいんですね。町民みんな、役場だけではないです。本当に住んでいる方々みんなで、この町が作り上げていくということが本当に必要な時代になってきていると、僕自身は実感しております。

興味を持っていただくためには、話をする場が必要ではないかと考えております。それが僕は広聴活動だと認識しております。やっぱりそういった意見に対して、きっちりと誠意を持って意見を返す、広くやっぱり意見を求めるということが必要だと実感しております。意見の出しやすいように、集めやすいようにデジタル化、若い子たちは今全てデジタル化でございます。デジタル化を利用して意見集約をしていただければと、本当に考えております。

この話せる場を役場内でも必要ではないでしょうか。若手職員、その他もろもろいろいろアイデアがあると思います。そこも広く拾ってあげる、理解してあげることも必要だと考えております。議会モニター制度はあくまでも議会モニター制度、議会がよりよくなるための制度でございます。

先ほども言いましたが、時代は多様化して多くの課題が山積みです。ただ、話を聞いていただけるだけでもいいということも少なくはないと、僕は感じております。課題を把握して、その中で優先順位を確立し実行していくことがいいことだと、僕はそれが一つ一つ物事をクリアしていく物事だと考えております。

一人ではできないことを、もうみんなで考えればできる、大きなことでも町民全体でやれば必ず僕はできて、いいまちづくりができると考えております。ちょっとしたことが大きな成果を生み出すかもしれないですし、逆もあり得ると思います。100%が難しいですから、100%を目指すことは本当にできる。そこを目指していこうと言っていたきたいと思っております。

というのも、ここが一番強調したいところですが、さつま町はSDGs宣言で、誰一人残さない持続可能な地域社会の実現と、希望を輝くまちの未来に向けてと宣言していますので、今いった広く意見を求める、こういった本当に100%を目指していくことが必要ではないでしょうか、そういったことをぜひ実現していただくように要請して、今回、僕の質問は終わりたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

次は、14番、川口憲男議員に発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

言葉が、マスクで滞るかもしれませんが、マスクを取らせて質問させていただきます。

私は、基幹産業における一次産業の取組について質問いたします。

これまでも、これからも経済の発展に欠かせない政策であると思っております。これまでも、各種政策を講じられ推進がなされてきましたが、就農人口が減少する中、今後の農業政策についてお伺いいたしますが、町の総合振興計画のプロジェクトの中でも、基幹産業である農林業の振興対策を総合的・計画的に推進する、将来にわたって持続多様な農業生産・活力ある農村環境の確立の施策の推進をうたっています。

効率的・効果的な農業生産が行われるように、次世代技術等を活用した新たな生産技術の実証実験の推進、就農支援のため各種政策制度の活用をする。地域経済の活性化に向けて新たな地域の特色を生かした産業を創出、まちの持続的な発展に必要な労働力の確保と雇用環境の拡大に努めるとうたっております。

まちの経済発展や産業の将来性にもつながると考えます。町民と一体となった取組が重要とも考えますが、総合プロジェクトにはありますように行政の方向性が大事と感じます。特に3項目について質問いたします。

1項目めが、就農人口の対策はどうか、特に高齢者等が農業に意欲を持ち、農家所得向上に結びついているのか。

2番目に、水稻に代わる高収益作物の推進をどのように考えるか。特に水田の裏作に里芋の栽培が進みつつあるが、販売・流通の関係団体等の調整等の状況はどうなっているか。

3問目に、これからの基幹産業の確立にいかに取り組み、付加価値を高める政策をどのように推進していくのか、1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、川口憲男議員からの農業施策の取組についてお答えいたします。

回答の前に農業とは何ぞやということで、ちょっと改めて考え調べてみたところでございますけれども、定義づけとしましてはこの土地の力を利用して、有用な植物を栽培する。また、有用な動物を飼養する生産業としていて、広義的には農産加工や林業も含むとされているようでございます。

これらを踏まえまして、1点目の質問からお答えさせていただきたいと思えます。

1点目でございますけれども、新たな担い手確保の観点から、新規就農希望者につきましては、確実に就農に結びつくよう、各関係機関一体となって就農相談会を開催し支援をしているほか、各種施策の情報提供と活用、就農後の定着を図るためのサポート体制の構築や、巡回訪問を兼ねた指導・助言を行いながら、地域の中心的な農業経営者となるよう支援を行っているところであります。

なお、新たに認定を受けた新規就農者数で申し上げますと、令和3年度が4名、令和4年度が3名、令和5年度が3名ということでありますけれども、確実に認定農業者へステップアップできますよう引き続きサポート体制の充実を図りながら、担い手の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、高齢者を含めた就農人口の確保対策として、定年後の町民等に着目し、農業に興味がある方を中心に、平成30年度から北さつま農協営農指導員の協力を得ながら、町営農専門指導員が中心となり、定年帰農者応援事業栽培技術研修会を開催しているところであります。これは、就農人口の確保と併せまして、町内5か所にある農産物直売所や北さつま農協作物部会の活性化を目指して、野菜や果樹の栽培に必要な土づくりや生産技術の習得、販売先のあっせんに努めており、栽培技術研修会に参加された方の中には、今まで17名の方が農協の少量多品目部会や作物部会に加入され、楽しみながら野菜などの販売に取り組まれているところでございます。

今後におきましても、このような研修を継続しながら就農人口の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の質問についてでございます。

現在、国においては消費者の米離れや米の在庫過剰を背景に、水田における高収益作物である野菜などの転換を推進しているところでございます。また、本町におきましては令和3年4月に策定いたしました第4次のさつま町農林業いきいきプランにおきまして、重点推進品目等を定め、その中で排水性の悪い圃場でも根腐れ等が起りにくく、水田での作付に適した高収益作物である里芋を最重点品目として選定し、推進しているところでございます。

里芋の作付面積は、年々増加傾向にありまして、令和4年度の作付面積につきましては19ヘクタールであり、令和3年度と比較しますと4ヘクタール面積が増加しているところでございます。これは、北さつま農協と連携し、さつま町農業再生協議会から交付しております、経営所得安定対策事業の産地交付金を10アール当たり5万4,000円交付し、生産者が里芋の栽培意欲につながるように高く配分するなど、産地化に向けた取組を行った成果であると考えているところでございます。

販売につきましては、北さつま農協さといも部会や町内の青果物卸売業者が中心となりまして集荷しており、販売先につきましては品種や時期により京都、大阪方面や九州内の福岡市や鹿児島市の卸売市場へ出荷している状況でございます。

また、年1回は鹿児島大学や県大隅加工技術センター、県工業技術センター、鹿児島産業支援センターをはじめとする関係機関団体や、町内の里芋生産農家、菓子製造業者とともに、産官学連携会議を開催し、里芋の機能性や親芋の活用について、意見交換会を実施しているところであります。

次に3点目の質問でございます。

これからの基幹産業であります農業の確立に向けては、まず農業労働者をいかに確保していくかであります。それには、農福連携や外国人労働者の雇用、一日農業バイトのアプリであるデイワークの活用やスマート農業機器の積極的な導入による省力化を進め、またさつま町農林業技術協会を中心に、第4次さつま町農林業いきいきプランに定めた計画目標数値や達成数値等を検証しながら、振興管理を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、付加価値を高める取組としましては、町内のお茶農家が有機栽培方法を確立しまして、高い価格で外国に輸出する取組や農林産物の6次産業化、農商工連携による薩摩のさつまブランドの活用により、高付加価値販売に積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○川口 憲男議員

時間もありますから、簡単に上から質問していきたいと思います。

まず、1問目の農業就農人口の対策、高齢者対策は十分か、農家の意欲、農家所得向上に結び

ついているかという質問でございますが、町長の答弁にいち早く筆記ができませんでしたので、私のほうから重点、思いのたけをちょっと述べてみたいと思います。

最初の質問の中で、農業とは何ぞやと町長から言われました。私も今、意識を持って、町長改めて私も聞きたいと思いますが、農業とは何ぞや、さつま町における農業とは町長はいかに考えられるのか、もう一回お聞きします。

○町長（上野 俊市君）

農業とはということでございまして、やはり先ほど申しましたように土地の力を、土地の持つこの力を利用して、これで農畜産の栽培を行っていくと。農産物の栽培を行っていくということでありまして、まさしくこの土地の持つ潜在的な力といいますか、大きな力これを生かしてこの様々なものを栽培し、これをなりわいとしながら、これをまた所得向上につなげていくということで、この農業というのがあると考えているところであります。

○川口 憲男議員

農業政策の中で、今町長の農業とは何ぞやの答弁でありましたように、土地を利用したなりわいを仕事としていくということ、なぜ私もここで農業政策について質問したかということ、さっきも質問しましたように現在は基幹産業であることではあるが、高齢化や担い手不足で農業という事業経営が非常に、減少という言葉ではなくて衰退しているように考えます。

その中で町長の答弁にありましたように、重点品目等の関連のＪＡとの共販、地元の特産品での販売状況を伸ばしていくことによって、地域の農業が潤うよというようなことを聞いたんですけど、再度お伺いいたしますが、実際ＪＡとの推進、共販体制、それから私も地元の特産館をいろいろ見て回るんですけども、それに比べて地元をちょっと離れたよその特産品館を見て回るんですけども、それしたときにもう少しこれは行政が力を入れんにゃならないということを感じるんですけども、町長が今取り組んでいらっしゃるこのＪＡとの共販、それから特産品館の体制についていかに考えられるのか、お聞きします。

○農政課長（山口 泰徳君）

ただいまの質問でございますが、農業の就業人口というのは高齢化によりまして年々減少しているような状況もございます。そのような中、いかにこの農業に興味を持って、やっぱり農業というのは人間が生きていく上で必要な食料の生産という大事な役割があるところでございまして、農業の楽しく農業をしていただきながら農協の共販なり、ＪＡの少量多品目部会あるいは町内５か所の直売所で販売していくように、農政課としても農業者への支援というのをやっているところでございます。

○川口 憲男議員

もう少し込み入って聞きたかったんですけど、町長の答弁はありませんでした。

町長、以前に農政課長の時代かな、そのあとの時代かな、里親制度を取り入れて農業後継者の取組をされていくということがありましたが、今も里親制度というかり芋のほうが、声が聞こえるんですけど、さっき新規就農者３、４年、５年ですかね、少数的には伸びてきているということがありますが、この里親制度を活用した制度というのが、今どういうふうに生きているものなのか、そこを示していただきたいと思います。

○農政課長（山口 泰徳君）

お隣の薩摩川内市におきましては、農業公社ということでそういう団体等も作成をしながら、新規就農者の確保に取り組んでいただいております。本町としましては、過去に担い手育成支援室のほうで農の里親制度ということで、指導農業士それからそういう先輩の農家に弟子入りするような格好で、新規就農者がそこで栽培技術を学んでいるというような状況でございます。

○川口 憲男議員

この説明は農政課長、もうこの里親制度とっていってたら議員の半数は大分知っていると思いますから、そこ辺りがどういう充実しているかということですから、この問題については町長のお答えもありませんでしたけれども、やっぱりこの1問目の就農人口対策、それから高齢者対策、農家の意欲、農家所得に結びつけるということはこういうことが大事だと思うんです。

以前に、雨よけハウスの症例も提案しました。これは、次第に尻すぼみになっていく、この雨よけハウスを活用することによって、特産品館に出す品物が増えていくということを考えて質問しましたけれども、今いろんなことによっても将来にわたって持続可能な農業生産に意欲、それから活力が大変大事だと思っております。

再度いろんな取組をされて、このことはもう少し掘り込みたいんですけれども、町長、もう一度里親制度なり、こういう制度に意欲を持って取り組む考えがあるのか、あるいは先ほど申されました農業とは何ぞや、土地の力を利用した栽培を行うことということでしたけど、この就農人口の、人口対策に、農業就農人口対策について、再度どういうふうに考えられますか、町長。

○町長（上野 俊市君）

いかに就農人口を増やしていくというのは、本当に大きな課題でありまして、以前は先ほどありましたように里親制度を使いながら、新たに農業に取り組む方々の育成支援と行ってきた経緯等もあります。

本町におきましては、薩摩川内市みたいに公社がございまして、特化した形でそういう取組というのはないところでありますけれども、また担い手育成支援室のほうでやっぱりしっかりと就農につながる、また就農したあと、しっかりと定着できるようなサポートというのは今現在行っておりますし、また今県とも連携をしながらしっかりと支えて、就農人口の増に今取り組んでいるところであります。

しかしながら、やはり私が思うに農業という仕事でしっかりと生活が維持できるようにやっぱりしていかないことには、長続きがしないだろうと思っているところでありまして、それには様々ないろんな投資も必要となります。ここにつきましては、我々が持っております制度、さらには国県が持っている制度を活用しながら、しっかりとサポートしていく、これが重要だろうと思っているところであります。

今後におきましても、この担い手の、担い手といいますか、就農人口をいかに確保していくかというのは、国県それからＪＡと関係機関ともしっかりと連携、情報共有をしながらこれについてはしっかりと行政としてサポートし、また支援もしていきたいと考えているところであります。

○川口 憲男議員

なぜ、この就農人口の対策等を1問目に持ってきたかと申し上げれば、その次に高齢者対策は十分かということを行っているんですけども、今地域を回りますと、私の年代から上の方々だと思うんですけども、とてもじゃなかど年金じゃ生活できないよと、今年金のどひこもろうち思うちようとかいうような質問も受けるんですけども、いろんな面で物価も上がっております。いろんなこともしています。その反面、年金は下がっております。

実際、何を次に求めていくか、小規模でもありながら何をしていくかになったときには、先ほど町長の申されました農業とは何ぞや、土地の力を利用し、そこから栽培をし、利益を得るということで、以前から申し上げているこの雨よけハウスを活用し、この冬場でも霜にあわない作物を作っていくことによって、自慢館に、自慢館じゃないですね、特産品館に品物を出せるということが結びついていくということで、少しでも、1日100円でも、1日200円でも稼げるような農業政策をつくっていくことが大事だということでこういうふうに結びつきました。

これから、いろいろ政策はしているということですけど、県とか、国とか、情報してますけれども、末端のさつま町までそういうのが来ているかどうか、そこ辺りはまた担当課なりが努力をして、先ほど同僚議員の中にもありましたけれども、担当課なり職員が一生懸命頑張って、そして地域を回ってということがありましたけども、そういうところも必要かと思います。

その次に、この問題は町長もう少し、町長の心の中に据え置いて、1次産業は農業ですから、農業を確立することがあるいは商業にも結びついていくというふうに考えます。

2問目に移ります。

水稻に代わる高収作物の推進、これについては今、杵野で里芋が始まり、それから今度は求名の下手のほうでも圃場整備をし、里芋を作るというような話がありました。町長の考えの中にも、この里芋の活用策がいろいろ模索されているんですが、今ここでまだ、今の状態でこの里芋の活用策がどのように伸びているのか、再度お聞きしますが、そこ辺りのところをもう一回説明をお願いします。

○農政課長（山口 泰徳君）

里芋の中に、品種が4つぐらいありまして、その4品種を町内で栽培をしている状況がございます。セレベスという赤芽の品種、それからヤマトイモという白芽、それとイシカワワセという品種と19Cというようなことで、食用の里芋もですが、他産地の種芋になる里芋の栽培等も現在行っているところでございます。

先ほど申しましたとおり、経営所得安定対策事業の産地交付金の傾斜配分によりまして、だんだん栽培面積も増加をしているところでございます。その中で、里芋の品種ごとの特性を活用したいろんな6次産業化とかも、過去に取り組んだところでございまして、以前は大手の飲料メーカーが里芋の親芋を活用した焼酎を作ったりというような、そういう流れもございます。

また、町内の菓子製造業者では、里芋の親芋のペーストを活用して菓子等の製造も行っている。また、ポテトチップスならぬ里芋チップス、そういうものも過去に新商品として開発した経緯がございます。

今後におきましても、農家所得が向上するように、その品種の特性を生かしたいろんな高付加価値販売に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○川口 憲男議員

里芋に関しては、今課長のほうがこのペレットというんじゃないかったですね。6次加工品、それから焼酎とかいろんなの話がありましたけれども、以前も里芋作りが非常に盛んでした。種芋をやり、それから小芋もなり、そしてどこに出すということがありました。

それが一旦小規模になりまして、また新たに起きているのが今の畑なり田んぼでの栽培が今の状況です。これで、例えば10アール当たりの補助金も配付してあるということなんですが、私はもう少しやはりこういう農業でいろんなことをしていく中で、私も大なり小なりといったらいかんですね、小規模の小さな農家を過ごしてきております。

その中で、一番町長、農業で一番問題になるのは、例えば生産品になる一級品ですね、いわゆるJAの共販制度として販売なんかできるけど、その次のB級品ですね、この政策をどうしていくか、先ほど6次加工の中でいろんな焼酎だったんですかね、酒か何かにも利用するということがありましたけど、ここあたりのところに6次加工を十分機能していかないと、農家の所得というのは上がっていかないわけです。

以前のところでもミカンが、さつま町でミカンを相当しました。今ミカン山はどうか、山の中にブロックで造った倉庫も、木が生えて何や判らんような状況で、まだ新生の方々は細々と開拓して作っていらっしゃいます。

そういうふうにして今、さつまの農業というのは次第にこれはいい、これはいいと進めてくれば絞んでいく、ゴボウにしてもそうです。イチゴにしてもそうです。農家戸数が2戸か3戸でしょう。それから、カボチャも集団でしておりましたけれども、JAの集荷は半分途切れておりますよね。普通の市場に直接出される民間の努力というかして、もう大規模農家というのは外れております。

やっぱり農業政策に関しては、行政がいち早く先ほどおっしゃったJAとか、いろんなところとの協力関係にないとできていけないというのが実態だと思うんですが、そういう農業の在り方について町長はどんなふうと考えられますか。

○町長（上野 俊市君）

まさしく議員がおっしゃる部分もそうだと思っております。なかなかこの生産物だけでは、これ収益を上げていくというのは非常に難しいところであります。いかにしてその生産物に付加価値をつけて、また先ほどありましたように加工品なり加工して、それを販売につなげていくというようなことでないと、なかなかこれがそのまま収益につながってこない。これは農業の難しいところであるかと、私は思っているところであります。

そのようなことから、今後におきましてこの農畜産物にいかに高付加価値これを図っていつて、これを販売して、それを所得につなげていくということが大事だろうと思っております。今、高齢者も高齢化がどんどん進みまして、なかなか農業の担い手も減ってきている状況等のある中で、いかにしてここを維持、増やしていくことになりますと、先ほど申し上げましたように単に生産するだけではなく、やっぱりこれに付加価値をつけて販売して所得を増やしていくと。

これでしっかりと安定した生活が営めるということまで持っていけないと、これは長続きがしないということでもありますので、先ほど来申しますように行政だけじゃなくやはり生産者のJA等々関係機関と、しっかりと連携を取ってここを支えていく、またいろんな生産指導もしていくということが大事だろうと思っているところでもあります。

今、先ほどミカン等も出されておりますけれども、やはり今ミカンのほうも新生団地のほうが主体となっていますけど、非常に頑張っておられます。これについてもいろんな形で販売もされておりますし、またこのもの自体にまた付加価値をつけるというようなことで、いろんな地域のGI制度ですか、そういうのも取組をされているところでもありますけども、いろんなその取組を進めながら先ほど来申しますように、この商品自体に、製品自体に付加価値をつけて、いかに所得につなげていくかというのが、今後の大きな課題であろうと思っております。

それがうまく軌道に乗ってくれば、おのずとやはり就農される方々もまた増えて、増えてといえますか、維持等もできるんじゃないかなと思うところでございます。

○川口 憲男議員

私の質問しました中で、やっぱり町長、1次製品だけが火を見るというんじゃないでして、1次製品だけでなく2次製品、3次製品、B級品にいかに活用できるか、それにいかに農業者が取り組むか、そこが大事だと思います。しかし、小規模の農家じゃそれがとてもできません。それを大きく今後推進をしていただきたいと一緒、里芋についてイチゴ、種苗センターのところの倉庫の中に冷凍庫も入れました。冷蔵庫かな、言葉は判りませんが設置しました。そして掘る機械、それからいろんな種別する機械、そこを造ってまいりました。

今度、求名の下手もそれに移るということで、そういうところをしてきました。だからやっぱり里芋で、さつま町の里芋は先ほど古田議員の意見の中にもありましたけど、薩摩のさつまというようなブランドを売るには、やっぱりこういうところをもう少し力を行政が投げかけて、当然今の保冷库でも足りないんじゃないかと思うし、次におっしゃった6次産業化の形を作っていく

にしても、まだまだその施設が必要であると私は感じております。

ただ、そういう保冷库だけを造った、保管庫だけを造ったということじゃなくして、次に結びつくような政策を考えていかなきゃならないと思うんですが、町長自身がそこ辺りに対して先ほどもありますようにこういう町の政策について、町長自身の指導がなければ下には伝わらないと思うんですが、そこら辺はどうなんですか。

○町長（上野 俊市君）

保冷库の話等も出ましたけれども、やはりこれを先ほど来申しますように所得につなげていくとなりますと、やはりこの生産だけでは駄目と。しっかりとそこで販路を確保していく。また、量的なものもありますからしっかりとそのロットも確保できるようにしていかなきゃならないということで、これはやっぱり一つの一連の流れがあると思っています。

単に生産だけでは、本当にこれはもうそこだけで終わってしまいますので、そこにどう手を加えていかに販売につなげていくか、いかに収入につなげていくか、これはもう大事でありますので、今取り組んでいるこの6次産業化に向けての補助金等もずっと続けておりますけれども、やはりそこから出口の部分のいかにしていくか、こうなりますとなかなか生産者だけでは難しい部分がございますので、やはりこれにつきましては民間の業者の知恵、それからまたJA等の力を借りながら、また行政の後押しもしていかなければならないと考えているところでありまして、これについては私自身も農政課の経験もございますし、今も水稻もしていますけれども、やはり気持ちを同じところに目線を合わせてまた、私自身もまたいろんな会に積極的に出ていきながら、いろんな後押しもできればと思っているところでございます。

なかなか具体的にどうということは申し上げられませんが、とにかくこの農業者の方々がしっかりと腰を据えて仕事ができる、生活ができるような形にしていきたいというのはもう私の全くの考えでございますので、これについてはぶれなくやっていきたいと思っているところでございます。

○川口 憲男議員

町長のお答えにありますように、ぶれなく生産から販売までつなげていくんだという気持ち、もちろん生産者というか農業者も物すごい努力はしていると思うんですよ。いけんすれば、よかり芋がいけんすればできるか、私何度も果樹をしていますけれども、いけん虫に食われない果樹を作るにはどうしたらいいか、どげんすれば生産性が上がるかと、日々その考えというか、それとの戦いがずっとです。

だから、先ほどおっしゃいました6次加工に結びつけられるように関連の会社に、里芋でしたら粉にできるところはどういうところかと、いろんなところがあると思います。私はふきのとうを求名のほうで取り組んでいかれて、保冷库も、保温庫かな、設置したわけですから、それを無駄にしないようにそこ辺りを生かして生産者も頑張ってもらえるようなシステムづくりをしていくのが行政じゃないかと思っています。

先ほどの答弁にありましたように、農政課長の経験もあるしそこ辺りもまた結びつけていくということでしたので、ぜひそこは対策をしていただきたい。特に、この水稻の裏作になるんでしょうかね、単に里芋だけで水田を活用されるかとかそこまでは判りませんが、そういう1等米比率も非常に今年も下がっておりますし、次の栽培品目も変わってくるような状況にございますので、この里芋にかかる意気込みというか、どんどん伸ばせていかなんにやらないと思うんですが、その取組について、さつま町としては里芋をメインとして動いていくのか、それとも他品目で動いていくのか、そこ辺りの考え方というのは町長どうなんですか。

○町長（上野 俊市君）

先ほど1回目の答弁でも申し上げましたけれども、町はこの農林業いきいきプランというのを令和3年で定めて、今その目標数値に向かって取組を進めているところでもありますけれども、その中で重点推進品目と定めているところでもあります。その中でも里芋がこの重点推進品目ということで挙げているところでもあります。

この重点品目の中には、13品目を選定してあります。今トマト、それからイチゴ、ゴボウ、梅、里芋、カボチャ等々ございまして、こういう13品目を重点品目として全体を後押ししながら今進めているところでもあります。水稻の話も出ましたけれども、非常にこの高温の気候の変動等によりまして、気温が高くなりまして非常にこの1等米比率の割合も低くなってきているところでもあります。

全てがこの高温ということの影響ではないかと思えますけれども、やはりそれに水稻に代わるものをいかにして作っていくか、そこで収益を上げていくかというのが本当に大きな課題でありますので、これにつきましては農林業いきいきプランでも定めておりますこの基本的なところをしっかりと進めて、これはいきたいと考えているところでございます。

○川口 憲男議員

ちょっと時計を見間違っていました。あっちの22分を見とってましたら残りが昼までに5分になりました。最後のところの町長のこの3問目の基幹産業の確立をいかに取り組むかということをお願いしましたがけれども、今まで町長の答弁の中にいろいろありますように、もうちょっと岸良議員のほうからもありましたけど、もうちょっと現場に目を向けてというようなこともありましたけれども、いろいろ調整をしていきながらそれを担当課に決心するかということがあると思えます。

なぜ私もこれを申し上げたかといいますけど、私たちもこの過疎地域持続的発展計画というのをいただいております。この中にも農政としていろんな施策が載っております。載っているというか、出してあります。やっぱり町長、国の政策あるいは県の政策いろんなことを使って、この町をいかに潤すか、先ほどおっしゃった重点品目もありますけれども、キンカンそれからゴボウ、トマトいろいろありますけれども、やっぱり基幹産業が潤うというような政策を再度検討いただきまして、1次産業が潤わんにやさつま町は潤わんのじゃないですか。と私は感じていますけれども、そこ辺りのところはまた、町長独自のお考えがあると思えますけれども、ぜひそこ辺りも踏まえて1次産業の確立に努めて頑張っていたいただきたいと思うんですが、町長、最後の言葉をお聞きます。

○町長（上野 俊市君）

私も選挙公約に現場主義といいながら、なかなか現場を見る時間、機会等が少ない状況があったところでありまして、これはやっぱりいかんかなと思っているところでもあります。いろんな会合等で意見を聞きながら、必要なところについて足を向けていくようにしています。

本当に、この農業というのは1次産業でやるという以上に、やはり地域を守っていく大きな核だと思っています。農業者が減っていく、やっぱり地域の農業が衰退していきますと荒廃地が増え、有害鳥獣がどんどん里のほうに近づいてくるというようなことで、地域が荒れていくまた地域のコミュニティもどんどん薄れていくというようなことがございますので、やはりこの第1次産業であります農林業の関係等につきましては、しっかりとこのしていくと、位置づけをしながらこれは進めていくということが大事だろうかなと思っていますので、また改めて気を引き締めて取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時05分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、橋之口富雄議員に発言を許します。

〔橋之口富雄議員登壇〕

○橋之口富雄議員

お疲れさまでございます。一般質問通告書どおり、本町内でのイベント開催についてを質問したいと思います。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから、さつま町夏まつりや特別国民体育大会（かごしま国体）、日特50周年記念事業、JA&産業祭、様々なイベントが開催されてきている。どのイベントも大変盛況で感動し、コロナ前の生活に戻ってきた感があるが、町長はどのように感じているのかお聞かせください。

また、これからの本町でのイベント開催に向けて、次の点を問うということで、（1）かごしま国体では、推進室と関係団体、関係課の連携が上手くできていないように見えたがどのように捉えているのか。

（2）国体に見学に来た地元小学生や町外の方々の感想などは聞き取りをしているのか。

（3）国体や50周年記念事業などの経済効果や費用対効果などは、算出しているのか。

1回目の質問を終わります。

〔橋之口富雄議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、橋之口富雄議員からの御質問について回答させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類に移行したことから、人の動きも活発になりまして、4年ぶりに開催されました夏まつりをはじめ、燃ゆる感動かごしま国体、日特50周年記念事業、町産業祭&JA農業祭など、それぞれが実行委員会を中心に関係機関等の御協力をいただきながら、町内外から多くの方々に御来場いただき、盛会に無事終了することができたところであります。

このように大きな各種イベントが開催できましたことは、大変喜ばしいことでありまして、また、今後におきましても、地域に元気を取り戻すきっかけにつながっていくものと身をもって感じたところでございます。

今後も引き続き町民の健康づくりやスポーツの振興、そして、地域の活性化に向けた取組をより一層進めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、これからの本町でのイベント開催に向けての質問の中の1点目でございます。

大会の開催に向けまして、共通の心構えとしまして、さつま町を訪れる方々一人一人に、さつま町へ来てよかった、また、さつま町へ来たいと思っていただけるよう、全国から訪れる多くの皆様に真心のこもったおもてなしでお出迎えができるよう努めてきたところでございます。

競技会の円滑な運営をするために、令和4年12月から、町長、私を本部長をとしました庁舎

内の実施本部を設置しまして、7つの班と16系の編成を行い、職員とボランティアを合わせた総勢200名を超えるスタッフで業務を分担し、競技会の成功に向けて、実施本部会議や班会、ボランティア研修会などを記載しながら、各班・系の連携を図っていったところでございます。

大会本番に向けて、炬火リレーの実施やのぼり旗の設置など機運の醸成に努め、各方面から御指導や御助言、御協力をいただき、でき得る限りの体制整備を進めてきたところであります。

大会期間中におきまして、実施本部の各班長を中心に臨機応変に対応するなど努めてまいりましたが、初日には雨にも見舞われ、細かい部分では、また、想定外のこともございまして、選手及び関係者を含め、行き届かない点多々あったかと思っております、最高責任者として深く反省いたしているところでございます。

また、大会終了後、日本ラグビー協会、九州及び鹿児島県ラグビー協会の役員の皆様方から、すばらしいゲームであったと、また、いい運営であったというお言葉もいただいております、大変うれしく思ったところでございます。

2番目の国体に見学に来た地元小学生や町外の方々の感想などとはということでございます。

直接、教育委員会から小中学校生に一人一人聞き取りはいたしておりませんが、11月12日に南日本新聞に町内の小学6年生が国体でラグビーを見てという題で、初めはルールが判らなかった、見ているうちに楽しくなって目が離せなくなった、とても頑張っている姿を見てすごいな、私も何か頑張れることを見つけないかと思った、この思いを大切にこれから頑張っていきたいという感想を述べていたことが印象に残っているところであります。

また、そのほかにも、学校を通じまして、めったに見れない選手を近くで見られてうれしかった、47年の一度の試合が見れたのはとても幸せだったなどの児童生徒たちの感想が届いているところでございます。山崎小学校の児童からは、彬子女王殿下をお出迎えするなど貴重な経験をすることができましたと感激していたとの言葉もあったようでございます。

また、参加チームからは、大会期間中の会場でのスタッフの方々の温かさを感じることができたのを何よりの思い出になりました、鹿児島県に来る際には、さつま町を訪れさせていただきたいと思いますというお礼のメッセージもいただいているところでございます。

次に、3点目の国体や50周年記念事業の経済効果等についての御質問でございます。

まず初めに、国体に関する経済効果と費用対効果についてであります。

2020かごしま国体とかごしま大会の開催による鹿児島県への経済波及効果につきましては、九州経済研究所の試算によりますと、その当時、619億円と算出されたところでございます。県全体におきまして、同じ程度の効果があったのではなかろうかと考えているところでございますけれども、まだ、全体の経済効果については判っていないところでございます。

本町では、10月4日から4日間にわたり開催されましたかごしま国体ラグビー競技会でございますけれども、選手、競技役員のほか、競技会係員、ボランティアなど、大会関係者が1,639人、チームの応援者を含む一般観戦者が8,006人、合計で9,645人の総参加者数があったところでございます。

大会期間におきましては、宿泊が参加15チームのうち、町内の9施設に、これはホテルとか旅館でございますけれども、12チーム、延べ1,726人が宿泊していただいたところであります。

宿泊費と売店の売上額、飲食費として大会関係者の弁当代を合わせて約2,500万円のほか、一般観戦者約8,000人の食事代やお土産代など、売上げが考えられるところであります。また、町内のタクシー業者や飲食店には、休日の営業等についても御協力をいただいたところであります。

そのほか、南日本新聞による報道やNHKの国体ちゃんねる、佐賀県のライブ中継等で、本町の紹介やグラウンドの状況等を放送していただいたことは、今後の観光やスポーツ合宿地としての経済波及効果は大きいものと考えているところであります。

本大会の開催を契機としまして、菓子店6店舗によるコラボ商品、虎居 d e T R Y の菓子作りや3面の天然芝を所有するラグビーのまち、さつま町として全国にアピールできたことをチャンスと捉えまして、今後、官民一体となって関係団体と連携しながら、大会、それから、合宿の誘致など、関係人口の創出に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、株式会社日特スパークテックWKS さつま工場の操業50周年記念事業としましては、メインの事業が2つ行われたところであります。

1つ目は、さつまゴルフリゾートで開催されました記念式典と日特スパークテックWKS公園で開催されましたきやんせさつま浪漫竹フェスであります。

記念式典には、行政報告でも報告いたしましたけれども、N i t e r r a 日本特殊陶業グループの尾堂真一代表取締役会長、それから、川合尊代表取締役社長をはじめ、塩田県知事や歴代の工場長など、県内外から140名ほどの参加があり、盛大に開催されたところであります。

また、きやんせさつま浪漫竹フェスには、N i t e r r a の日本特殊陶業グループの特別協賛により、町内の商業団体や有志による実行委員会の主催で開催されたものであります。このイベントは、町内で開催される野外フェスとしては最大規模のイベントであり、町内外から約3,300人の集客があったところであります。

議員からございます経済効果や費用対効果についてでございますけれども、本町への直接的な経済効果としましては、記念式典での会場関係費用や引き出物、フェス関係では、イベントスタッフ延べ270人の宿泊及び食事代、さつまグルメ通り出店者の売上げ、抽選会の商品などが考えられるところであります。ほかにも記念大会として実施されましたゴルフ大会、スタンプラリー、グラウンドゴルフ大会等も町内の産品が景品として利用されたとのことであります。

今回の各イベントに関する費用につきましては、主催者や特別協賛をされたN i t e r r a 日本特殊陶業グループの負担であったことから費用対効果としての算出はできていないところでございますけれども、町内でこのように大規模な野外フェスの開催ができましたことは、今後、日特スパークテックWKS公園での野外フェスの開催も期待でき、新たな経済波及効果や関係人口の増加につながるものと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○橋之口富雄議員

町長自身感じているという回答をいただいておりますが、具体的にどの時点で実感してきたのか、例えば町民の声だったり、参加人員であったり、そこら辺をちょっとお聞かせ願えればと思います。

○町長（上野 俊市君）

特に国体の関係等につきましては、私も2回、決勝戦まで含めて3日間行って、実際にあそこで観戦もいたしたところでありまして、その途中で住民の方々からも、すばらしい大会ですねという話もいただいたところでございますし、また、町外から来られたチームのほうからも、本当にすばらしいグラウンドで、いいところでありますねという言葉も直接聞いたところであります。

また、延べ約1万人程度の観客といいますか、関係者を含めての数ですけども、やはり、それだけ来ていただけたということは非常にありがたいと思っているところでありまして、本当に、先ほど申しましたように、身をもって感じたところであります。

○橋之口富雄議員

それで、次に、細かい部分で想定外もあったということで、どんなことがあったのか、もし判れば、判った範囲で教えてください。

○国体推進室長（宮里 秀樹君）

細かい想定外についてお答えしたいと思います。

大会役員や競技会役員の中で、事務局が想定をしていない佐賀県などの後催県や近県以外の都道府県の関係者などが来賓として来られたことや、本部席に設置を予定しておりました佐賀のライブ中継のブースが打ち合わせのときよりも広く占用されて、来賓や競技会役員の席が手狭になったこと、また、学校観戦の観覧席を一般の観戦者にも利用していただくような、急遽場所を変更したなどがありましたが、実施本部の班長を中心に臨機応変に対応していただいたところであります。

○橋之口富雄議員

今、説明いただきましたが、ほかに、イベントでの場合、例えば宿泊先とか、タクシー、ごみの問題、警備スタッフの問題とか、いろいろあろうかと思うんですが、私の知っている方が、県内で宿泊所がなくて、隣の宮崎県の都城のほうに泊まられて、さつま町にわざわざラグビーの応援のほうに来られたというのも聞いております。

さつま町でイベント、合宿等がいろいろあるわけですが、前々からの話ですが、まず宿泊所がないというのが昔からずっと課題でございまして、何かそこら辺について、企業誘致の一環としてホテルを誘致する、何かそういう考えはございませんでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

今、橋之口議員からありましたように、本町に身近なところに大きな宿泊施設がないというようなことで、これは、町内に立地されている企業さん方、また、町外から来られる方々からも、できれば近くにそういう施設が欲しいという話も聞いております。

そういうようなことから、私もいろんな企業誘致等で出かけた際に、宿泊の問題、ビジネスホテルの誘致の関係等についても、いろんな企業等のほうにも声かけをしているところでありまして、何とかこの周辺部に、そういうようなまとまった施設ができればということで、今、考えているところでありまして、いろんなところに御協力といいますか、お尋ねしながら、何とかこちらのほうにそういう施設が建設できないかというようなことで働きかけも行っているところでございます。

○橋之口富雄議員

このビジネスホテルの関係につきましては、湯田のほうに旅館とか、さつまりゾートとか、いろいろございますが、客層が違いますし、ぜひ、そこら辺は、地元の民間でもそういう話があるいろいろありましたが、なかなか進んでいかずに、宿泊所もないという現状で、合宿に来られても泊まる場所がなくて非常に苦労されているのを聞いております。また、来ても、商店街も店もないということで、そこら辺の、さつま町にとって非常に難しい問題だと思うんですが、そこら辺は、ぜひ、力を入れて、工場も、ビジネスホテルでも企業の一環としてそこら辺をぜひ要請して、誘致できるような企業があれば、さつま町にぜひ、そこら辺は力を入れてもらいたい。

前に、時吉のほうでA Zホテルが来るということで農業委員会のほうで反対されて、それがだめになったという話も聞いております。

今度、体育館も3億円ぐらい入れて空調設備をきれいにし、また、かぐや姫グラウンドも3面の、こういう設備が整った地域もたくさんはないと思いますが、今後、生かすためにも、ぜひ、宿泊所が一番の課題だと思いますので、そこら辺は強く要請して、次に進みたいと思います。

次に、一人一人に聞き取りをしないということでしたが、いい意見やメールがあるならば、な

ぜ公表をしないのか、広報紙に載せるべきではないか、広く広報するべきではないかというのはいかならものでしょうか。

○国体推進室長（宮里 秀樹君）

意見やメールなどの公表についてはしておりませんが、本日の南日本新聞にありました町内の小学校6年生がラグビーという題で、先ほど町長が11月12日の紹介をされましたが、それとはまた別ですけども、国体ラグビー選手とすれ違った、顔に血がついていた、マウスピースをしたまま鼻栓もしていた、とても痛そうだったけれど、誰一人として痛いという表情をしていなかった、みんな楽しそうだった、こんな人になりたいという感想文を本日の南日本新聞に掲載されておりましたので紹介をさせていただきます。

なお、公表につきましては、児童生徒の感想などを含めた国体の記事につきまして、1月号の広報紙に掲載する予定であります。

○橋之口富雄議員

せっかく事業の一環として来ているなら、聞き取りもするべきだと感じます。思い出に残る大会ができたなら、なおさらです。次の機会に必ずしていただくことを要請して、次に移ります。

次に、回答で、町内9施設、12チーム、1,726名の宿泊とありましたが、人数は延べ人数でよろしいでしょうか。お聞かせください。

○国体推進室長（宮里 秀樹君）

町長が先ほどの答弁で述べられましたけども、人数については延べ人数でございます。

○橋之口富雄議員

こちら辺は聞いていいのかどうか判りませんが、具体的に、どこに宿泊をされたのか、ある程度判れば教えていただきたい。

○国体推進室長（宮里 秀樹君）

まず初めに、国体の宿泊についてですが、県が委託した業者が県内の全ての旅館・ホテル等に、国体の開催期間中に提供ができる部屋数や日数、施設の内容などの調査を行ったところです。その中で、さつま町内の、今回、9つの旅館・ホテルに協力をいただいたところであります。

宿舎名ということですが、9つあります。人数と、どこが泊まったというのは控えさせていただきますけど、ホテルの名前につきましてはただいまのとおりでございます。出水荘、湯田荘、ちどり荘、北薩広域公園のバンガロー、さつまりゾートホテル、ちくりん温泉、手塚旅館、ちさと旅館、きららの楽校、この9つの旅館・ホテルが協力いただいたところであります。

以上です。

○橋之口富雄議員

判りました。

今回のイベントで、副町長が実行委員長をされた分があります。どのように捉えたか、副町長の考えを、思いがあれば教えてください。

○副町長（高田 真君）

まずは、今年度、このような大規模なイベントを開催するに当たりまして、本当に地元の関係者をはじめ、多くの皆様方の御協力、御支援をもって、大きなトラブルも事故もなく無事に終了できましたことを、私自身、本当にほっとしております。本当にこの場を借りて皆様方に感謝申し上げたいと思います。

どのように捉えたかということにつきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、イベントの開催によりまして、地域に活力が生まれて、本町の活性化とPRにつながったものと考えているところでございます。

なお、夏まつりとか、産業祭&JA農業祭につきましては、来年度も開催を予定しております。今年度の反省点をしっかり整理をして、関係課と協議を重ねて、より盛大に開催できますよう、商工会やJA北さつまをはじめ、関係団体と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○橋之口富雄議員

実行委員長の回答をいただきました。

私も4つのイベントに全部参加させてもらって、出店させてもらっていろいろな面で、これだけの人数がおったのかとびっくりするくらい非常に盛況で、交流人口ができて、非常にいいイベントだと思っております。これからも続けて頑張ってやっていけたらと思っております。

それを踏まえて、今後のイベント、合宿の誘致など、経済効果が見られることに関しましては、回答にもあったように、経験したことを財産として取り組んでいただきたい。現在、総合体育館のエアコン取付工事が完成すれば、かぐや姫グラウンドに総合グラウンドなど施設は充実しており、スポーツ合宿の誘致に生かしてもらいたいと思います。

そうすると、官民の連携は必須だと思います。経済効果を作る手伝いは、行政の役目だと思います。なので、民間や担当部署の報告、連絡、相談を再度確認し、細部まで行き届くように要請し、私の質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、橋之口富雄議員の質問を終わります。

次は、8番、新改秀作議員に発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

本日、最後の質問になりますけれども、私のほうから3点だけ、通告に従いまして質問いたします。

1点目、ボランティア活動について。

ボランティアは、いろいろな行事や催し事及び災害復旧等で欠くことのできない人材であります。そこで、本町のボランティア活動について、次の点を問う。

1点目、無償ボランティアと有償ボランティアの活用にはどこに違いがあるのか、お尋ねします。

2点目、小中学生についてのボランティア教育等はどうなっているのか。

1問目の質問でございます。

2点目、部活動の地域移行について。

以前も同僚の議員より質問があったわけですが、その後の部活動における指導者の地域移行はどうなっているのか、次の点を伺います。

1点目、中学校の部活動における地域移行の進捗状況はどうであるのか。

2点目、現在、地域移行を行っている部活動において、指導者への謝礼金を部員の保護者が負担していると聞くが、町として支援を行う考えはないか伺います。

3点目、障害者就労支援について。

本町の障害者就労支援についての基本的な考え方について、次の点を伺います。

1点目、現在の支援事業所数及び内容、就労率はどうであるのか。

2点目、耕作放棄の田畑や空き家及び学校跡地等を有効に利用して、支援できないか。

1回目の質問とします。

〔新改 秀作議員降壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、新改選議員から3つの質問をいただいておりますので回答をさせていただきます。

まず、私のほうからは、1点目のボランティア活動についてと3番目の障害者就労支援について回答をさせていただきます。あとは教育長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

本町では、誰もがボランティア活動ができる地域社会を推進するために、ボランティアセンター機能及びコーディネーター活動の充実を図るための業務を、さつま町社会福祉協議会に委託し、ボランティアセンターを設置しているところであります。これ以外でも、活動される個人・団体は多くあると考えているところであります。

まず、無償ボランティアと有償ボランティアの活用にはどこに違いがあるのかについてですが、ボランティア活動という仕組みは、教育、福祉、介護、育児、災害、清掃、健康づくりや見守り活動など、様々な分野で取り入れられているところであります。

一般的に、ボランティア活動とは、自ら進んで他の人や社会のために金銭や見返りを求めないで行う行動を意味しており、報酬はないところであります。ただし、活動に赴く交通費、活動中の食料品などの実費の支給をされる場合や、また、飲み物や弁当の現物支給がありますけれども、報酬ではないため、無償ボランティア扱いとなるとところであります。一般的なボランティアはこれに当たると考えているところであります。

無償ボランティアといたしましては、登録団体メンバーが自主的に行う美化活動や該当パトロール、登下校の見守り活動等があります。この活動におきましては、社会福祉協議会においてボランティア活動保険があり、見守る側の安全安心も確保できているところであります。

一方で、持続的、継続的なボランティア活動を行うためには、活動費用の一部を負担する有償ボランティアという仕組みもあります。

有償ボランティアの1つに、町社会福祉協議会で行う支え合いネットワーク互助事業があります。この事業は、日常生活のちょっとした困りごとに対しまして、登録された地域生活応援員が支援を行うことで、高齢者などの支援が必要な方に対して、病院のつき添いや家事援助、ごみ出しや買い物支援などが有償で行われる仕組みとなっております。有償で行われることで、支えられる側もお互い気兼ねすることなく利用することができていると思っているところであります。

イベントの開催や災害ボランティアなどの運用を行うためには、ボランティア人材の確保は重要な問題であると考えており、これまで無償ボランティアに頼ってございましたけれども、人手が足りない状況等を考えますと、様々な分野におきまして、今後は有償ボランティアについても検討が必要な時期が来ていると感じているところであります。

また、ボランティア活動をする人材の確保と育成が不可欠であると思いますので、社会福祉協議会や関係団体と協力いたしまして、今後も推進していきたいと考えております。

次に、障害者就労支援についての御質問でございます。

さつま町障害者計画の基本理念は、住み慣れた地域で、ともに支え合い、障がい者・障がい児の自立と社会参加を推進するまちづくりと規定しているところであります。

また、毎年12月3日から9日までを障害者週間と定めまして、障害福祉への理解と、障がい者が社会、経済、文化、その他のあらゆる活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に、この期間を定められているところであります。

障がい者が町内にある障害福祉事業所で就労し、地域の方々との交流を行うことで、充実したライフスタイルを確立し、健康づくりをはじめとする自助の取組と共助の支え合いにより、生涯

をいきいきと暮らせる環境づくりが必要であると考えているところであります。

1点目の現在の支援事業所数及び内容、就労率はどうかということでございます。

この障がい者が働く場の提供といたしまして、就労継続支援事業は、町内に就労継続支援A型事業所が2か所、それから、就労継続支援B型の事業所が1か所、地域活動支援センター1か所、合計4か所がございます。

就労継続支援A型とB型は、障がいのある方が働く場所という意味では同じになりますけれども、それぞれ目的や対象者、収入などの面で大きな違いがあります。

就労継続支援A型は、一般企業などで働くことが困難なものの、雇用契約に基づいて働くことができる方が利用可能なサービスとなっており、就労継続支援B型は、雇用契約を結ばずに、障がいや体調に合わせ、自分のペースで利用できるサービスとなっております。また、地域活動支援センターは、地域で生活している障がい者が創作活動や交流の機会を提供する施設となっております。

町内にある事業所は、主に食品関係の製造や農産物のビニール詰めなどを行う事業所となっており、町内外から障がい者の利用者が自分に合う事業所を求めて就労をしております。また、町内の障がい者が町外の事業所を利用しているケースもありますが、事業所と自宅を送迎するサービスがあることから、不便なく利用できている状況となっているところであります。

この就労支援事業所の障がい者の就労は、障がいの程度や状況と、本人の就労希望や家族からの相談により、希望する就労支援事業所へ就労してもらうところから、事業所での就労率は100%となりますが、様々な障がいをお持ちの方がいらっしゃいますので把握はしにくいところでございますけれども、町内の障がい者数で、現在、就労されている方で計算したところ、就労率が7.6%となっているところでございます。

次に、2点目の耕作放棄の田畑や空き家及び学校跡地等を有効に利用して支援できないかとの御質問でございます。

町外の事業所で就労されている方も多くいらっしゃることで、このような就労支援事業所が町内に少ないことなどから、設置を検討されている方もいらっしゃるようであります。その内容によってではございますけれども、田畑や空き家及び学校跡地等の検討をされた場合、関係課と連携を取って進めていきたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 中山 春年君登壇〕

○教育長（中山 春年君）

新改選議員の御質問であります小中学生についてのボランティア教育等の取組についてお答えいたします。

小中学生のボランティア教育等についてですが、まず、学校教育法でボランティア活動など社会奉仕体験活動の充実に努めることとされております。また、小中学校の学習指導要領では、総合的な学習の時間や特別活動において、ボランティア活動などの社会体験を取扱うようになっております。

本町では、学校ごとに様々なボランティア活動に取り組んでおり、活動としましては、美化活動、収集・募金活動、社会参加活動、敬老活動等があります。

美化活動としては、多くの学校で朝の清掃活動に取り組んでいます。この取組により、進んで登下校中にごみを拾ったり、校庭の落ち葉集めをしたりする児童生徒が見られるようになっております。

また、収集・募金活動としましては、エコキャップを集めて回収業者に引き渡すことで、世界

中の子供たちのワクチン接種に協力したり、赤い羽根共同募金に取り組んだりしています。

さらに、学校によっては、交通少年団を結成し、年間を通して交通安全を呼びかける行動を行ったり、宮之城中学校野球部が北薩広域公園の掃除を行ったりするなどの特色ある取組も報告を受けております。

このように、ボランティア活動を通して児童生徒は他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を身に着けるとともに、自分の可能性や生きる力を発見することができます。

今後は、特色ある学校の取組をほかの学校に紹介し、広げることで、これまで以上にボランティア活動の充実を図り、児童生徒の自発的に社会貢献する心の育成を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、部活動における指導者の地域移行はどのようになっているかについてお答えいたします。

まず1点目の、中学校の部活動における地域移行の進捗状況についてですが、現在、部活動の地域移行につきましては、国の指針として、令和7年度までを準備期間とし、令和8年度からの実施を目指すという方向性が出されております。それを受けまして、本町では今年度準備委員会を立ち上げ、今後の方向性を定めているところであります。

具体的には、令和5年度は準備委員会における協議や先進地視察、宮之城中学校の学校運営協議会等との情報共有を進めております。また、令和6年度には、検討委員会におきまして、実施要項の作成、指導者の人選や民間クラブ等との連携を協議し、令和7年度に体制整備を行うというロードマップを考えております。

続きまして2点目の、現在、地域移行を行っている部活動において、指導者への謝礼金を部員の保護者が負担していると聞くと、町としての支援を行う考えはないかについてです。

現在、宮之城中学校におきましては、1つの競技において、練習や大会引率において顧問を定めず外部の活動として取り組んでおり、今夏行われました県中体連総合体育大会にもクラブとして参加しております。

御質問の保護者負担については、クラブチームだけでなく、学校での部活動においても後援会費として発生しております。これにつきましては、県内の部活動で同様の状況であります。

令和6年度には、検討委員会において令和8年度の実施に向けて想定される事柄について協議を重ねてまいります。協議を進めるに当たり、国や県の動向も注視しながら、どのような形態が可能なのかについても柔軟に検討し、その過程の中で、必要な支援やサポートについても様々な角度から精査して取り組んでまいりたいと考えております。

〔教育長 中山 春年君降壇〕

○新改 秀作議員

ただいま町長のほうから、1点目のボランティア活動についての説明がございました。無償ボランティア、有償ボランティア、あるわけでございますけれども、私どもも理解ができなくてこういう質問になったわけで、定義がどこまでかということで、非常に迷ったわけでございますけれども、今、町長から説明がございました地域支援ネットワーク事業、要するに、今の地域におろしてある支援員とか、指導員とかいう方がいらっしゃいます。そういう方は有償ボランティアには当たらないのか、その辺をちょっと伺います。

○町長（上野 俊市君）

その支援員って、ちょっと具合的にどういう支援員ということといただければ回答もしやすいと思います。よろしくお願いします。

○新改 秀作議員

健康づくりとか、それから、スポーツ推進員とか、あるいは、今の防犯の2名の方がいらっしゃいます。見守りをして報酬を受け取っていらっしゃいます。そういう方は有償ボランティアには入らんのですか。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

健康づくり推進員の関係について御説明いたします。

健康づくり推進員については、年度の最後のところで謝金を支払っておりますので有償ボランティアになるという形になります。

○教育長（中山 春年君）

学校関係で申し上げます。スクールガードリーダーの方々がいられっしゃいます。それから、スクールガードサポーター、ボランティアの方々、青パトの方々にもなられますけれども、スクールガードリーダーという方々におかれては有償になっております。これは研修を受けて、県のほうと報告をしながら、体制がきちっと決められております。

それから、スクール側とボランティアの方々というのは、御自身が自分でできる範囲のところで、できるときにできる場所でさせていただいているというふうに、こちらの方々は無償となっております。

○新改 秀作議員

私はちょっとボランティアという言葉が、そういう支援員とか、そっちのほうに名前を変えてあるんだと、ちょっと気がついたんですけども、やっぱりこういうことになるのかと質問しただけでございまして、理解しました。

そういうことで、私が持っている資料を見ますと、ボランティアという働き方は、本当に多様でございまして、こちらは福祉が主に窓口になっているんですけども、本当に多様にあるそうでございまして。3割から6割は、ほとんど経費報酬を得て働いている有償ボランティアであるというようなほうに資料に書いてありましたので、その辺をお聞きしたわけでございます。その辺を御理解ください。

私たちも地域活動では無償で地域活動も行っているわけでございますけれども、今、人手不足が非常に深刻でして、限界に近い状態でもあるわけでございます。そういう活動は、地域再生事業という町の事業がございまして、それでやっているわけでございます。この予算は本当にありがたいと思っていますところであります。

そういった中で、今回、ボランティアセンター、社会福祉協議会に設置してあるわけでございますけれども、決算特別委員会じゃないですけど、4年度の実績を見た場合に、非常に少ない2名とか、2日で10人とか、そういうような状態であるわけでございますけれども、今後、無償ボランティアの方向性を町長はどのようにお考えなのか、減った、減少した原因、いろいろあると思うんですけども、その辺をどのように考えていらっしゃるものかをお伺いいたします。

○町長（上野 俊市君）

先ほどは大変失礼いたしました。

ボランティアセンターには、個人は登録は20名、団体ボランティアが36団体、986名の登録があるようでございます。

このボランティアの関係等については、先ほどありますように、無償、有償、様々な取扱いといたしますか、形態があるようございまして、特に平成18年の北部の豪雨災害におきましては、このボランティアセンターを設置いたしまして、災害時における活動をしていただいたところでございます。そういう意味でも、このボランティアというのは非常に大事な部分でございまして、地域の高齢化が進む中におきましては、なおさらそういう役割を果たしていただく方というのは、

今後、必要になろうかと思っているところであります。

これにつきましては、社会福祉協議会とも協議の場等もありますので、そこで議論しながら進めていきたいと思っているところであります。

○新改 秀作議員

これ以上、細かいことを決算特別委員会になりますので、この辺にしておきます。

私は、いろんな、コロナの影響とか、人口減とか、そっちのほうでボランティア活動をする人も少なくなっただんかと思ったりするところでございます。団体とか、総延べ九百何十人とか、いろいろ登録してろいますけども、いざというときに、やっぱりこの人たちが一番助けになるわけでございますので、その辺のセンターの活動を、また要請しておきます。

ボランティアは、福祉関係ではなく、先ほども申し上げましたが、他の分野もたくさんあるわけでございます。ボランティア活動を行う人に対しまして、無償であるか、有償であるかという説明を、認識してもらっているのか。やっぱり、自分は報酬をもらっているのにボランティアだと言っていらっしゃる方もいらっしゃるということで、その辺もちゃんと頼むときには説明責任をしっかりと果たしてもらいたいと思うんですけど、その辺はどのようにお考えなのか、担当課長で結構です。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

先ほど町長のほうから回答がありましたとおり、ボランティア活動とは、よりよい豊かな地域社会を築くために、自ら進んで、ほかの人や社会のために金銭や見返りを求めないで行う行動を意味しております。

それについて、4原則があると言われており、自主性・主体性として、自分から進んで行動を行うこと。社会性・連帯性として、協力して社会課題に向き合うこと。無償性・無給性、個人の利益を求めないこと。創造性・開拓性・先駆性、アイデアを出し合い、新しい方法を作り出すこととして、この4原則の下、ボランティア活動が成り立っていると考えております。

先ほど議員のほうからありましたとおり、自身の所属する団体が有償ボランティアなのか、無償ボランティアなのか、活動する上で、そこら辺もしっかりと所属する団体のほうで回答をちゃんとしていただきたいところではありますが、また、自分が忙しいときは無理に参加をしないなど、自身の生活に支障のない範囲での活動をお願いできればと思っております。

以上です。

○新改 秀作議員

了解しました。

説明責任というのがございますので、その辺もよく認識して、判るように説明していただければ結構だと思っているところでございます。

次に、子供たちの、小中学生のボランティア活動について教育長から答弁がございました。

学校で行っているボランティア、あるいは、私たち地域でも空き缶を拾ったり、瓶回収のお手伝いをしたり、私の地域では、田植え、稲刈りの集落営農の中で、組合でそういうお手伝いをさせたりしているわけでございます。地域によっては、花を植えたり、そういう活動もやっていらっしゃるということで、それもまた教育のおかげだと思っているところでございます。学童、生徒のボランティア事業を推進いたしまして、福祉に対する理解と認識を深めるように、これもまた学校側にも要請しておきます。

これで、一応ボランティアを終わります。

最後に、提言といたしまして、1つだけ。

今後、町としても、このボランティアについて見直す時期にも来ているのではないかと思います

ころでございます。災害及び事故等については、相互扶助の精神のもとでボランティアは必要不可欠であると思われますが、町またはそれに付随した団体等が行う行事や催し事が、計画の初めからボランティアを必要とするものであれば、それには有償な人と無償の人が発生するわけであり、無償の方は何か役を抱えていて、充て職のように強制的にボランティア的な活動をする人が多いのではないかと思われるわけでございます。このような状況で、事務的にボランティアを行う人が大半ではないのかと思うわけでございます。

町としては、今後のボランティア活動がより効率的に行われるために、どのように構築していく予定であるのかを検討して、また、有償ボランティアも含めて検討していただきたいと提言をしておきます。

続きまして、学校の部活動の移行についてでございます。

先ほど教育長から答弁をいただきました。令和8年度に実施に向けて協議を重ねるということで、スポーツ庁が出したあれに沿ってやってくださるんだと、今、思っているわけでございますけれども、1点だけ、教育長の方針といたしまして、学校のいろんな指導要領なんかを見ますと、部活動は学校の教育の一環であるとして書いてあるわけでございますけれども、教育長もその思いであるのか、教育長の方針を伺いたい。

それと、続けていきます。

学習指導要領に、部活動は自主的あるいは自発的参加によりするんだと書いてあるわけです。それを、課長でもいいですから、入部の状態をお示し願いたいと思います。どのくらいいらっしゃるのか、お伺いいたします。

○教育長（中山 春年君）

お二つ質問をいただいたと思います。1つは、私の部活動に対する思い、もう一つが、宮之城中学校の部活動の加入状況ということであったかと思います。

まず、最初のほうに、部活動の加入状況をお伝えいたします。

生徒数、まず、男子生徒です。258名中195名、これは運動部、文化部も含めまして申し上げておりますが、195名が入部し75.6%であります。女子生徒が239名に対しまして180名の75.3%、トータルで497名に対しまして375名、75.5%の入部状況です。

続きまして、部活動への私の部活動に対する思いということでしたけれども、まず、部活動について申し上げますと、生徒たちは部活動を通して様々なことを学ぶものだと思っております。技術はもちろんのこと、仲間との関係性の築き方、気力、体力、知力、ルールに沿っての行動をすること、忍耐力や奉仕の心、地域や保護者、指導者の皆さん方への感謝の心等々育んでいくものと思っております。

試合に出る選手も試合に出ない選手も、部活動を継続することで、より一層、多くのことを感じ、学びとり、これからの人生においてかけがえのないものを得ることができると確信しております。

大人になり、久しぶりの再会となっても、苦楽をともにした頃に一瞬で戻ることができることも部活動の良さの1つだろうと考えます。一方、私自身、部活動に関しまして様々なことを学ぶ機会でもありました。指導者としてですけれども、部活動指導をする中で、私自身も県外・県内で中体連の係をさせていただくことが多かったです。このことから、私はマネジメントや人とのつながりの重要性を学びましたし、また、私を育ててくれた要因ではなかろうかと思っております。

我々は、年を重ねてくると、子供の頃のように何かに夢中になり、時を忘れ、没頭することが少なくなっていくと思います。そうした中で、生徒たちと同じ目標に向かい、時に泣き、時に喜び、悩

みながらも何かを成し遂げていこうとする部活動は、教師として1つの生きがいでもありました。これは、運動系、文科系を問わず、顧問を経験した多くの先生方、全員とは申しません。苦しい中で取り組まれた先生もいらっしゃるだろうと思いますが、多くの先生方は共通の思いじゃなかろうかと感じております。

また、一顧問として、一大人として、後援会の方々、つまり保護者の方々ですけれども、叱咤激励や温かい支援をしていただき、人間的な成長にもつながったと、私自身、感謝しているつもりです。

最初の就任の挨拶という話でいただいたときも、私は保護者に育ててもらったということを申し上げたと思いますが、それもこういう意味でもあります。そういう先生方というのは、やはり同じような気持ち、多くいらっしゃるんじゃないかなろうかと考えているところです。しかしながら、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現と教員の働き方改革の実現という両方の観点から、これまでの部活動における良さを残しながらも、新たな部活動の在り方を考える時期に来ているのも事実です。

このような観点からも、部活動については意義深いものではあるが、その有様は時代の変化に合わせていく必要もあると、今、考えているところであります。

○新改 秀作議員

今、教育長から部活動に対する思いというのを伺いました。私たちも部活動で強制的に、いいことも悪いことも勉強しました。今で言えば何ハラか言えませんが、そのようなこともありまして、先生のために部活動をしているようなもんでしたから、たたかれて、親もそれを喜んでいたわけです。何もしなかったら悪いことをするから部活動へ入れなさいという、ほとんど100%、部活動をした時代があったわけです。そういうのが、今になって、思いとなって、いろいろな祝いがあつたら、そういうところで話が出て花を咲かせるというようなことです。

方向性としては、部活動移行に対して理解がそれだけある教育長だから、まず間違いないと思いますけれども、ひとつ、その辺は判りました。

今回、部活動移行に対して、先ほども言いましたけど、令和8年度ということになったわけでございますけれども、大きく言って、この移行に対するメリット、デメリットというのがもちろんあるわけでございます。大きいのは、メリットとして、教員の業務のスリム化というのをよく言われております。デメリットとしては、保護者の経済的負担というのが、やっぱりあるのかと思ったりもするわけでございます。

そうした中で、基本的には、受益者負担となるわけでありまして、今までとすると、比較的負担が出てくるんじゃないかと。そうした中で、今後、国のもちろん補助もございまして、町としても、この移行に対して予算化も一応頭に入れて検討をされたら、町長、どう思われますか。検討委員会もいろいろあつてからになると思いますけれども、町長の思いをお伺いいたします。

○町長（上野 俊市君）

地域移行の関係は、令和8年度からということでありまして、当然ながら、しっかりとしたそこ当たりの指針は示されていくものと思っております。そこについての予算関係については、しっかりと対応していきたいと思っております。

○新改 秀作議員

了解しました。

あとはもう申しませんと思いますが、今の時点でも、いろいろと部会、今は後援会費という形で徴収するんだとあつたわけでございますけれども、相当、そういうのにいろいろ、コーチに

謝金を払ったりという分もあるわけです。そうした中で、いろいろ、そういう後援会費の問題が、私の聞いたところにはそういうのがあったわけでございますけども、その辺も、町でいろいろと検討されれば結構なことだと思っているところでございます。

何も言うことはありませんけど、せっかく検討をされたいことを書いてありましたので、ちょっと私のほうから提言として、またもう1回。

今回、部活動の地域移行ということで質問しましたけども、段階的にスタートしてもいいのではないかと。いろいろ、文化部のこととか、文化部も同時にするのだったら、先生たちの人事異動ももちろん関係もあるし、足踏みをされて、足並みをそろえて実行するのも必要でございます。

近年、児童生徒の体力の低下、この前もちょこっとお聞きしましたが、五、六年生が全国のレベルを落ちているというようなのもございましたし、健全な肉体に健全な精神が宿ると申しますが、体力づくりのためにも、部活動を活用して体力の向上を図ってもらいたいと思うところでございます。

文化、スポーツ、部活動の地域移行で、指導者も安心して指導に打ち込めて、家族も負担の軽減ができ、児童生徒もののびのびと部活動ができるように、町としても助成ができないものか、より一層の検討を要請いたしまして、この部活動に対しては終わりたいと思います。

次に、障がい者の支援についてでございます。

先ほど町長から就労支援について、A型が2か所、B型が1か所、支援センターが1か所ということで説明があったわけでございますけども、何で私がここにきたかと言いますと、ちょうど薩摩川内市にそういうB型の支援施設、そういうところを見る機会がございまして、一応、30名程度の就労者がいらっしゃいました。その中に、さつま町の方が4名か5名かいらっしゃいましたので、こういう施設がさつま町にもできないかと思って、いろいろ、指導者の方にも話を聞く機会がございまして、中身は、細かいことは言わないですけど、やっぱり、こういう跡地、学校の跡地とか、あるいは耕作放棄地とか、そういうのもこちらもあるもんですから、この施設は、誰でもはできない、一応、事業者がそれなりの資格を持つとってできるわけですけども、それがなければできないことではございますけども、こういう支援室があったらいいのにと。それは農業ですが、あそこは農業1本でみんなやって、30名が農業に打ち込んでいるところだったんですけど。御存じだと思いますけども。

さつま町もこういうところ、薩摩川内市を調べてみますと、いろんな、新聞にも載っていました。食堂とか、いろいろそういうのがあるようでございますので、そういうところにも、もし話があったら、そっちのほうにもいろいろとお世話できればと思っているところでございます。

次に、地域活動支援センター事業で、勤労の世話、あるいは生活の支援がなされているわけでございます。就労の意欲のある障がい者、あるいはそれに伴う保護者、こういうところの話を聞く、意見交換たるものを町長は考えていらっしゃるものか。いろいろと、ここも任意の団体もあるようですので、こういうことは考えておられないものか、それをお伺いいたします。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

ただいまの御質問は、障がい者の保護者と関係者との協議の場はないかというような御質問でよろしかったでしょうか。

意見交換の場としては、北薩地域振興局で開催される障がい者と意見交換会が年1回開催されて、活発な意見交換があったところであります。また、町内には、身体障害者福祉連絡協議会をはじめ、各種団体もありますので、そちらとも連携しておりますので、そのような場でも意見をお聞き、お伺いする機会はあるところであります。

なお、本町では、障がい者の相談や関係者と行政を結ぶパイプ役として、障害者相談員を設置

をしております。御相談等ございましたら相談員もしくは保健福祉課福祉係に御連絡をくださればと思いますので、お声がけもよろしくお願いいたしますと思います。

○町長（上野 俊市君）

そういう協議の場が必要であれば、私も自らまたそういう場に出て行って生の意見を聞いてみたいと思っております。

○新改 秀作議員

今、保健福祉課長が言ったそれはお聞きしていたわけでございますけども、要するに、町長にさつま町ならではの独自の政策をできないかちゅうのを私は言いたかったわけです。そういう意見を聞いて、それで、そういうためには、やっぱりこういう障がい者の方と親、町長と語る会に行けばどうですかといったら、福祉はそんなに、要はメンタルなもので、手を挙げて言うようなあれじゃないんですとか、やっぱり、みんないろいろあるらしいです。町長もそういう意見を聞きながら、また、独自の政策も必要じゃないかと、私はそう思って、一応、町長が答えていただきましたので、それでよしとするわけでございますけども。

そういうのを、言えば、支援センター、福祉はほら、私の考えるところによると、ほとんど国・県の補助もいろいろたくさんあって、窓口になって、それを社会福祉協議会がしてとかになるから、この福祉の面でも、何か町長にそういう独自のいろんなあれはできないものかと思って、そのための意見交換会をたまにはやったらどうですかという提言なんですけど。

そういうことで、何かあったら。

○町長（上野 俊市君）

障害者自立支援協議会の会等にも、過去にも数回出ていまして、ですから、私も本当に先ほども申しましたように、また出向きまして、本当に、どういうものが必要とされているのかも、実際に聞いていきたいと思います。

○新改 秀作議員

いろいろと、これも業者もされるかも判りませんけども、グループホームももうちょっといけんかならんかとか、そういう意見があったり、私はやっぱりそういうことで、どこにもやらない、福祉のまちとか、変わった色を出してほしかったからこういうことを言うわけです。

やっぱり、町長としても、まだ1期、またいろいろあれば、何か、それはまた違うかと思って、それを申し上げたわけでございます。

最後にまた私のほうから提言でございますけども、障がい者を持つ子供たちは増えてくる傾向でございます。そういう中で、障がいを持つ子供たちが増えてくる傾向の中で、障がい者の親は、自分が亡くなったとき、子供の将来を一番心配していらっしゃると思います。就労者が生活していくために、単独で、共同で独立できるように技術の取得、あるいは経営方法の習得等を支援できるような体制は取れないものかと私は思うわけでございます。

仮称でいいですけども、障害者独立支援事業なるものを立ち上げて、独立の希望のある個人または団体を技術的に経営などの面から育成し、障がい者が将来的において不安がないようなシステムが構築できないものかと、十分な検討を依頼すると提言を申し上げて終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、新改秀作議員の質問を終わります。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで本日の日程は、全部終了しました。

明日は、午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。
本日は、これで散会します。

散会時刻 午後2時18分

令和5年第4回さつま町議会定例会

第 3 日

令和5年12月6日

令和５年第４回定例会一般質問
令和５年１２月６日（第３日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
6	(５) 中 村 慎 一	1 自然景観や季節ごとの風物や風物詩を生かした観光振興等について (1) さつま町の名物であるホテル観光について、今年９月の新聞報道では神子・山崎地区のホテル船の運航区域でホテルが激減していると河川事務所の調査結果を伝えていたが、これの影響は大きい。この事実確認とその原因について、町は調査・対応されてきているのか。 (2) この関係について、川内川河川事務所が本年度から取り組む事業内容及び規模は。 また、町は協調して対策を講じる考えがあるのか。 (3) 「町内の鮎漁の漁獲量は増えているが、本流にはいないという声も聴く」と決算特別委員会で説明を受けた。町内各河川の鮎漁などの漁獲量は実際どうなっているのか。 (4) 各河川の状況を把握して、水質改善や水産資源を生かした観光振興の取組について、対策を講じる考えはないか。 2 歴史と文化の町おこしについて 歴史と文化の町として、町内の史跡や歴史物、文化財や発掘した埋蔵文化財等の研究や情報発信による町おこしに取り組む考えはないか。
7	(10) 有 川 美 子	1 学校教育について 在籍する学校へ登校しづらい子ども達への対応や考え、今後の支援について問う。 (1) さつま町の学校教育において、適応指導教室さつまる〜ムの位置づけと開設意義は。 また、自宅学習のみを希望した場合の対応は。 (2) 適応指導教室さつまる〜ムに通う子ども達の環境（ハード面・教育環境）は、最善だと考えているのか。 また、子ども達の検診や学校行事等への参加はどうしているのか。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		(3) 適応指導教室さつまる〜ムの開設場所を移転する考えはないか。

令和5年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和5年12月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 早 崎 行 宏 君	議事係 長 西 浩 司 君
議事係 主任 杉 元 大 輔 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 中 山 春 年 君	総 務 課 長 角 茂 樹 君
企画政策課長 小野原 和 人 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
町民環境課長 松 山 和 久 君	子ども支援課長 藤 園 育 美 君
耕地林業課長 上谷川 征 和 君	商工観光PR課長 中 村 英 美 君
建 設 課 長 原 田 健 二 君	水 道 課 長 出 水 隆 君
農業委員会事務局長 松 山 明 浩 君	教育総務課長 大 平 誠 君
学校教育課長 岩 脇 勝 広 君	社会教育課長 永 江 寿 好 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから令和5年第4回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、5番、中村慎一議員に発言を許します。

〔中村 慎一議員登壇〕

○中村 慎一議員

おはようございます。通告に従って質問をいたします。答弁は簡潔にお願いをいたします。

まず1番目、自然景観や季節ごとの風物や風物詩を生かした観光振興等についてでございます。

「いにしえより、川内川は流域住民にとって子供の頃から親しまれ、川とともに成長する母なる川である。川の恵みに喜び、日々の生活の中で触れ親しむ身近な川である」、これは災害復興誌第1巻の冒頭の一節です。

さつま町の町政振興に係る重要な問題と認識をされていらっしゃるというふうに思いますけれども、まず、さつま町の名物である蛍観光について、今年9月の新聞報道では、神子・山崎地区のホタル舟の運航区域で蛍が激減しているという河川事務所の調査結果を伝えておりました。

平成18年の県北部豪雨災害から復興して、何万匹あるいは何百万匹もの蛍のウェーブ、ダイヤモンドウェーブが見られるホタル舟として、例年、5月中旬から6月初めまで、さつま町の風物詩として多くの観光客を魅了してきました。コロナ禍に、神子の奥薩摩のホタル舟は令和2年から運休されていますが、二渡ホタル舟は今年、4年ぶりに運航されて終止符を打たれました。

新聞報道では、令和3年7月の豪雨災害で幼虫が流され蛍が激減したということや、ダムからの濁水でカワニナの餌であるコケが生えていないという記事でした。このことの影響は大きいというふうに思いますけれども、自然がなせることと置いておけないというふうに思うわけです。

地元町は、この事実確認をいつされたのか。また、その原因について調査をされてきているのか。それに対してどういう対応をされてきているのかをお答えを頂きたいというふうに思います。

この関係について、川内川河川事務所が今年度から取り組む事業内容及び規模、また、町は協調してこれに対策を講じる考えがあるのか、併せてお聞きしたいと思います。

次に、さきの決算特別委員会では、町内のアユ漁は増えているが、本流にはいないという声も聞くと説明を受けました。町内各河川のアユ漁などの漁獲量、どうなっているのかをお答えいただきたいというふうに思います。

また、各河川の水質の状況は把握されているのか。当然、今年度の施政方針では、川内川中小河川水路まで水質の調査・分析をして、合併浄化槽の普及や集落排水の推進など、河川浄化に取り組むとされております。きれいな川は全国でも貴重になってきています。県立公園とか、虎居の河川敷、轟の瀬公園とか、きれいに整備をさせていただいておりますが、川内川の中流域の水産資源を生かした観光振興の取組について対策を講じる考えはないのか、お答えを頂きたいというふうに思います。

次に、2つ目でございますが、歴史と文化のまちおこしについてです。

訪問客に対しまして、私たちのこのまちの歴史や文化、町内の史跡や歴史物、町内の景観や風物も含めて、紹介しながら楽しんでいただくためのパンフレット等を準備をされてきております。

町内の主要なものを除き、地域に回りますとのぼり旗が立っておったり何もなく、標柱や説明板なども何かあればいいんですけれども、特に穴川の説明板は、石の枠に樹脂製の説明板がはめてありますが、中は白くひび割れて読めなかったり、道路向かいの轟の瀬に面しまして五つ太鼓の説明板が立派なものができておりますけれども、どこが設置されたのか、管理者はどこに連絡すればいいのか判らないと、地元の方からもそういうお聞きをいたします。

改めて、足元の現場を押さえないと素通りされてしまうような、そんな気がいたします。地域で大切にされてきた田の神とか、馬頭観音とか、六地藏、歴史的な古い墓石や石碑、記念碑など、たくさんありますけれども、中にはもうそのまま忘れられていくものもあるというふうに思います。町の指定文化財も発掘した埋蔵文化財等も伝承だけではなくて、研究を進めて情報発信をしていくということが必要だというふうに思います。

さつま町の宮之城、鶴田、薩摩のそれぞれの地域の風土、歴史、文化というものを通して、今のSDGsな取組として、交流人口、移住定住にもつなげられるというふうに思いますので、その意味でのまちおこしに取り組んでもらいたいというふうに思いますが、そのお考えはないか。教育長、町長、どうお考えでしょうか。お答えを頂きたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

〔中村 慎一議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。中村慎一議員より、まず、1点目の自然環境や季節ごとの風物や風物詩を生かした観光振興等についてということでございます。お答えをさせていただきます。

まず、蛍が激減している状況等でございますけれども、先般、さきに新聞報道でもありましたとおり、川内川河川事務所の調査では、30秒の目視で平成29年が680匹あったものが、今年は平均3匹であったという報告があったところであります。町として独自での調査というのは行っていないところではございますけれども、川内川河川事務所が行った調査ではこのようなことが報告されているところでありまして、実際、私も非常にびっくりといいますか、今後、今の状況については心配したところでございます。

このような関係から、私も実際、5月下旬に神子地区のホタル舟に乗りまして、実際自分の目で確認をいたしましたところではございますけれども、その際におきましても非常に少ないという、少なかったと記憶いたしているところであります。大体二十数匹ぐらいであったなと思っております。

原因につきましては、令和3年の大雨が要因の一つとも言われておりますけれども、はっきりとした原因究明までには至っておりませんので、現在、川内川河川事務所と一緒にありまして、ホタルを守る会の方など、関係者への聞き取り調査を実施しながら情報収集を行っているところでございます。

本年度、川内川河川事務所が取り組む事業につきましては、聞き取り調査のほか、蛍やカワナノ生息・繁殖状況などの環境調査を行い、データの分析が行われる予定でございます。

現在、関係課に河川浄化や河川環境の取組を官民一体で検討する協議会の設立を指示したところでございまして、今後におきましては、川内川河川事務所、そのほか、関係団体と一緒にあって、この取組を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、アユの漁獲量についてでございます。

毎年報告があります内水面漁業実態調査によりますと、令和2年が510キログラム、令和3年が766キログラム、令和4年が1,132キログラムと、過去3年では漁獲量は増えてきている状況下にあります。過去10年では、平成27年をピークに激減し、令和4年が約7割の漁獲量まで戻ってきたところであります。

各河川の漁獲量についてデータはございませんが、泊野川や穴川、夜星川などの水系がある宮之城支部で約3倍、久富木川、五反田川などの水系がある山崎支部が約2倍と、漁獲量が増えている状況でございます。

いずれにしても、水産資源を生かした観光振興の取組には、水の浄化や水環境の改善が不可欠であると考えているところでございますので、先般、11月22日に国土交通省へ川内川の要望に行きました折にも、蜚が激減している状況を説明しながら、今後に向けて河川の浄化、水環境への取組を国にもお願いし、その中で蜚の再生についても何とかお力添えを頂きたいというようなことで申し上げてきたところでございます。

このような取組を進めながら、鶴田ダムを中心としたインフラツアーやヘラブナ岬、ダム公園、さらには、かわまちづくりによる河川空間の整備、川内川水系でのアクティビティーなど、町観光振興基本計画で掲げる資源を生かした観光振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 中山 春年君登壇〕

○教育長（中山 春年君）

中村慎一議員の歴史と文化のまちとして研究や情報発信によるまちおこしに取り組む考えはないかという御質問にお答えいたします。

本町の歴史と文化につきましては、町民憲章の中の一つとしまして「生きがいをもとめ楽しく学び 文化の薫るまちをつくります」とうたわれております。

御存じのとおり、本町には、虎居城や島津家墓所、永野金山など、様々な貴重な歴史的文化遺産や埋蔵文化財では、県指定の別府原古墳などから貴重な遺物が出土しており、それらの史料を先人たちが様々な形で研究され、現在も保存・維持、研究活動が行われているところです。

議員が言われるように、町内には地域ごとに特色のある史跡等が残っています。県・町指定文化財が38、未指定では宮之城地区248、薩摩地区170、鶴田地区122の計540あります。その中には、地元の方々にもその歴史は知られていないものが存在していると認識をしております。

指定文化財以外の歴史的文化的価値があると思われるものの記録伝承につきましては、旧町時代に設置された標柱などの修繕は随時行っているところではありますが、なかなか十分な把握と対応ができていないところもあろうかと思えます。

今後につきましても、各地域の皆様へ情報を頂きながら対応していきたいと考えております。

なお、各地域に伝わる伝統芸能の伝承につきましては、今年度中に各公民館にお願いし、各保存会の実態及び意向調査を行ったあと、存続に向けた新たな方向性や方策を探るため、関係者等からの意見を伺う場を設けることも検討しております。その際、文化財関係の情報も頂きながら対応を進めていきたいと考えております。

また、パンフレットや動画等を活用した情報発信の面につきましては、町文化財保護審議会や町郷土史研究会をはじめとする各種団体との連携が欠かせないものと考えております。

現在、審議会と研究会が合同で、さつま町神社誌の作成が行われているところであります。文

化財ボランティア「さつまガイド」の方々の取組としましては、毎年、史跡等案内用のパンフレットを作成され、今年度は求名地区を対象としたものを作成中であります。これらの作成されましたパンフレット等につきましては、各公民館等に配布するなどの周知にも努めたいと考えております。

一方、教育委員会では、現在、さつま学の一環で、将来を担う児童生徒に対し、地元・さつま町を見つめ直す取組として、さつま町のあなたの好きな偉人、場所、紹介したい食べ物等につきましてアンケートを行い、その結果を基に動画を作成し、各学校で紹介するとともに、日本語、英語、ベトナム語でインターネットを通して発信する事業も現在進めているところであります。この取組は次年度以降も継続していく所存であります。

今後におきましても、これまで以上に関係団体と連携を密にしながら、町の貴重な歴史的資料や埋蔵文化財などについての調査研究やパンフレット等での情報発信を行うことで、歴史と文化のまちおこしを進め、観光や定住促進にもつなげていきたいと考えております。

〔教育長 中山 春年君降壇〕

○中村 慎一議員

ただいま、蛭の関係については独自の調査はしていないと。ただ、官民併せた協議会を設立をしていきたいといったようなことで、対策を講じていきたいというようなことであります。また、河川事務所等にもいろいろと要望を重ねてきているというような説明でございました。

神子地区のホタル舟は平成14年から始まりまして、平成17年には乗船客が県内外から3,000人を超えて、後にはソラシドエアとの提携とか、そういった取組も行われてきております。

ホタル舟の記録ですが、16年間運航されまして3万3,000人乗船客があったようです。年平均2,100人ぐらいです。関係者の話からは、よく見て3割が地元、7割は町外からで、県外客が多かったと。また、中には外国人もあったとお聞きをいたしました。町内外の方々の食事とかお土産、宿泊やホテルからのツアー、こういったことで非常に私も何回か乗船をしまして雰囲気を感じておりますが、大変なにぎわいであったというふうに感じております。当時の経済効果、1年間もしくはこの16年間の効果というのを推計をされていらっしゃるのでしょうか。お答えを頂きたいと思います。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

ホタル舟の経済効果についてでございますけれども、直近のところで令和元年にホタル舟のほうを運航しておりますけれども、13日間の運航でございました。1,838人が乗船をされまして、このうち216人の方が宿泊をされているというような状況でございます。

宿泊・乗船料をはじめ、日帰り客の食事の消費額、運航に係るスタッフ、そういったものの経費を含めまして約1,000万円ほどの効果と考えております。それから、平成26年から令和元年の形での実績としましては、平均額で1,100万円ほどの経済効果であったのではなかろうかというところでございます。

○中村 慎一議員

年平均1,100万円、1,000万円から1,100万円といったようなことであります。地方でこういった観光事業といいますか、こういうイベント等1つを行うことでこれだけの効果があったというようなことで、大きな規模をやってきたということではありますが、このホタル舟、蛭ですけれども、テレビ局とかカメラマンの方々が注目をする風物詩であったというふうに思います。

平成18年の北部豪雨災害のあとも尾を引きましたけれども、令和3年の豪雨災害、まだ2年

ですので、の影響はあるというふうに思いますが、関係者の皆さん方から「ほとんど蛍が見られない」ということで、激減している。水害以外の要因があるんじゃないかと。川の状態がよくないということです。元に戻っていないというお話を聞きます。

川石にヘドロが積もって滑って転びそうになると。コケがないのでアユもいなければカワニナもない。食べ物がないから蛍もない。ダム開発の影響があるんじゃないかというふうに言われます。

今回、新聞報道で私は驚いたわけですが、そういうことになっていることを知らなかったわけで、コロナも落ち着いて、水害の影響は少々あったとしても、再開はされるんじゃないかなというふうに思ってはおりましたけれども、蛍のまちというのは私たちの本町のロゴになっているというふうに思います。看板商品だったというふうに思っておりますけれども、本来なら、本町が率先して事実確認とか、原因調査とか、付随する取組などを対応されるべきじゃなかったんじゃないかなというふうに思うんですけれども、まちのこととして捉えていかなければいけないような気がするんですが、これに対して、町長、どういうお考えでいらっしゃるでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

ホテル舟が始まってからこの効果というのは、今、議員がおっしゃられましたように非常に大きな効果があったと、経済効果も含めて、観光を含めて大きな効果があったものでございます。

平成18年の水害以来、蛍も激減して、やっと最盛期の6割、7割まで復活してきて、ようやくまた順調に進んだなと思っていたところが、またこの令和3年の大きな洪水等でまた激減したということでありまして、何が原因なのかということをいろいろな憶測はあったところではございますけれども、我々としては、川内川河川事務所と連携を取りながら、あそこがしっかりとした専門家を入れて調査をするというようなことがございまして、そちらのほうに委ねたところもございます。

我々としては、先ほど回答いたしましたとおり、現地のホテル舟の方々の話、状況等も聞きながら、それはまた河川事務所の調査のほうへ、こういう状況でありますよというのも投げかけながら今進めてきているところであります。今後、まず、何が一番大きな原因なのかというのをしっかりと究明をして、それからその対策を講じていかなければならないと思っているところであります。

議員も含めて皆さんも、御案内のとおり、大きな出水がしますと、以前であれば大体5日から1週間ぐらいで普通の状態に、河川の状況に戻っておったところですが、なかなかこの頃は10日以上かかると、収まるのに10日以上かかるというような状況等も見られるところであります。先ほどありましたように、それには幼虫等が流されている状況、それからまた、川の底にはコケが生えない状況でアユも少ないというようなこともありますし、様々な要因が重なってきていると思っているところであります。

そのような状況もありますことから、先ほど申しましたように、河川事務所、それから関係の団体、先般は、大阪に行った際は電源開発のほうにも行きまして、あそこの支店長さんと話しながら、こういう取組を進めていく予定でありますので御協力いただきたいということもじかにお伝えしてきたところであります。

川内川の蛍再生プロジェクトというような、私は今申し上げておりますけれども、またそのような形で協議会を立ち上げて、川内川に清流を取り戻す、川内川に蛍を取り戻すというような動きをしていきたいと思っているところであります。

○中村 慎一議員

非常にJ-POWERが大きな要因になっていくというふうに思いますので、そういった点に

つきましてはまた違う形で話を進めていただければありがたいなというふうには思います。

アユの漁獲量ですけれども、ここ3年増えてきているという説明でありましたが、漁協から平成22年から昨年までの13年分の資料を頂きました。お手元に資料をお配りをしてあると思います。1番、資料1、2、それぞれ分けてありますが、資料1はそれぞれの種類ごとの漁獲量、それをまとめて、ちっちゃいですが、まとめてあります。そして、資料2のほうですが、これはアユ漁の関係をまとめて出してあります。アユが一番捕れているのが平成23年から25年の3年間です。薩摩川内までを含めた中下流の数字ですが、5,500キログラムから6,300キログラムと。昨年、令和4年の漁獲量の2,250キログラムとありますが、去年は約半分ということでもあります。

それで、非常に水害の関係で資料等がもうどうなっているか、ちょっと私もよく判りませんが、旧町史に、平成9年、1997年の旧宮之城町のアユ漁だけで2,278キログラムという数字が出ております。鶴田が入らない数字ですので、昨年の薩摩川内市まで入れた漁獲量と同じ量だということになります。それ以前、昭和48年頃、旧々宮之城町史に、アユ漁で1万5,015キログラムというふうにあります。相当数が大きいです。例年の稚アユの放流を、義務放流ということではありますが、300キロキログラムされていらっしゃるようですが、アユ漁そのものが当時の10分の1になってきているという話であります。

関係者の話ですが、当時は川で半年分稼いで、残り半年を仕事に出たと。川のもので生計を立てていた人が多かったと。平成5年頃から捕れなくなると。今年3月、最後まで残っていた食堂が閉店したと。ダムの水が汚い。原因は曝気していない。今年はウルカも取れない。電源開発は球磨川に1,000万円から支援し、こちらは220万円。55年間、何もしてこなかった。九州管内の国管理河川では、ダムや放流水の水質悪化の対策が取られて、魚道をつくったり、ダムをしゅんせつしたり、方策が取られている。宮都橋で川底が今年2メートルしかない。昭和42年には7メートルあったと。しゅんせつをしないといけないと。支流は雨で川はきれいになるけれども、ダムが流し続けるので、本流はそれができないと。浄化ができないということです。電源の発電水が問題であると。やっぱり川に魚影が見えないという話。

それから、別の関係者からは、再開発で下に穴を開けてから悪くなったと。50年経過して川底にヘドロが蓄積していて、穴を開ける前にダムのしゅんせつを要望したが、聞いてもらえなかったと。下から少しずつ泥が出ると水質も悪化して、カワニナもいないから蜆も住めないと。

電源の瀬戸石ダムというのがあります。これは熊本の球磨川です。魚道があつて、1年に1回、11月から3月に発電を止めて、ダム湖を半分に仕切って土砂の掘削、搬出、しゅんせつをしていると。この取組で球磨川はきれいになったと。鶴田ダムもこういう取組ができるはずだと。曝気装置が1基あるが、ダムの規模からは10基ぐらい必要だと。電源開発は放流補助金を県から引き継いで、1,100万円を球磨漁協に出していると。

稚アユの遡上を阻害していた県の荒瀬ダムが撤去されました。電源の瀬戸石ダムが対応をきちんと引き継いでくれたと。撤去されてから生態系が再生し始め、漁獲量が上昇し、水生生物も増えてきているということをネットに公表されています。

川内川は川が汚いので、川に行かなくなったと。第2ダムからの濁水で濁りがなくなると。漁獲量も減ってきたと。確かに多かった川船も見なくなりました。アユの友釣りも見ません。

町長、球磨川の取組の例とさつま町の関係者の皆さんの嘆きです。これに対して何かコメントがあれば一言お願いいたします。

○町長（上野 俊市君）

今、いろいろと関係者のお話も頂きました。私自身、目の前が川内川であります。もう

100メートル行くとすぐ川内川に行けますけれども、実際、生まれてから60年、ずっと見てきていますけれども、もう昔の川内川ではありません。私が見ている限りでは、今、本当に川として機能を果たしていないと思っているところでもあります。川としての機能というのは、生物が本当に多かったあの時代を見ると本当に変わったなと思っています。

そういうことで、実際、私もそういう状況下にありまして、川内川の移り変わりというのはしっかりと今まで見てきている関係上、今、様々なところに行ってお願ひ、国にも行っても、地元で住んでいる住民としての意見というものも加えながら強く訴えているところでもあります。今、議員が言われたような取組というのも、これもできないかというような話もこれまでもやってきています。

今後、先ほど言いましたような協議会等を立ち上げて、まだまだこの関係者との連携を深めながら、これを進めていかなければならないと思っていますところでもあります。

本当に母なる川内川、このまちの中心部を管理する川内川でございますので、やっぱりこの川が生きてこないことには、大切な観光資源でありますので、ここの復帰・復活に向けてはあらゆるいろんなまた対策も講じていかなければならないと思っています。それには、上の構築物の関係等のあるところについては全面的な協力を頂きながらしていかないと、これは難しいかなと思っていますので、引き続き要望をしながら、これは対策は進めていきたいと思っていますところでございます。

○中村 慎一議員

対策を講じていきたいということでもあります。

もう一つ、昨年のスーパー台風、9月の18日に鹿児島市付近に上陸をしまして、さつま町の上を通過していきまされたけれども、このときに、9月に入ってから洪水調整がされたということで、下の穴まで水位を下げたということですが、9月から10月の一番大事な時期に25日間、川の濁りが戻らなかったといったようなことでありました。もう落ちアユが大体11月初めぐらいまであるようですけども、影響が大きかったんだといったような話であります。

やむを得ない部分もあろうかというふうに思いますけれども、きれいな川が全国で少なくなってきました。四万十川とかいろいろありますけれども、蛍もですけれども、アユ漁とかこれを風物詩に育てていくというそういう取組を、先ほどおっしゃいました官民挙げて協議会でといったような話がありますが、町民を挙げてそういった取組につなげていっていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、川内川もなんですけれども、私たちのまちに幾つかの中小河川があります。これも大事な存在です。この中小河川を中心にしながら、ビューポイントというのをつくって発信していくということが非常に大事なかなというふうに思うんです。川に親しむというさつま町自体の特徴というのをしっかりとつくっていくことで、またこのまちは変わっていくんじゃないかなというふうに思います。

今年の施政方針の1ページに、町長が「広大な自然、資源と価値を改めて再認識して歩を進めていく」というふうにうたわれました。いい文章です。文章だけで終わらせるのはもったいないというふうに思います。自然の中で時間を過ごすということがさつま町の強みであり、売りであるというふうに思いますが、そのためには手間暇かけて地域と一体となって、地域の売りを開発して発信をしていくということが振興方策になるというふうに思いますので、「悠久の大河、川内川を再び」、こういう問題意識を職員の皆さんと一緒に持っていただいて取組を進めていただきたいというふうに思います。町長のほう、何か決意表明をしていただければ大変心強いというふうに思いますが、よろしくお願ひします。

○町長（上野 俊市君）

これにつきましては、再三申し上げておりますけれども、しっかりと取組を進めていきたいと思っているところであります。川内川はそういう状況でありますけれども、幸いにも支流のほうについてはアユの漁獲量も増えてきていますし、非常にきれいな川が多ございますので、自然を生かしたまたそういうような取組というのはしっかりと進めていきたいと思えます。

○中村 慎一議員

非常に近年になく前向きな言葉を頂きました。ありがとうございます。

問い2に行きます。まちの指定文化財が68ですか、指定されているようです。町の指定文化財について、取扱い、ほかの自治体と比較するのもちょっとおかしいような気はしますが、指定の際に標柱とか説明板を設置するとか、通常の管理の問題も含めまして取決めを定めるとか、後々に引き継げるようにちゃんと敬意を払うべきではないかなというふうに思うんですが、そこら辺り、文化財の管理もある程度取決めがなされているんでしょうか。そこらをちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○社会教育課長（永江 寿好君）

取決めについてでございますけれども、今、県の指定等の文化財については67です。67です。それぞれ町の指定部分については、年次的に標柱等の管理をしているところであります。

○中村 慎一議員

年次的に管理をしているということでもあります。それから、指定文化財以外のものについてですが、先ほど数等も説明がございましたけれども、地域に点在をする史跡等ですが、これを評価をしながら記録をして守っていくという取組を、数は判っているんだけど、どういうことなのかという、そういう内容等もここでしっかりと取組をしないと、もう守れないところまで来ているんじゃないかなというふうに思います。地域の文化、これを守っていくという方向づけをしながら歴史と文化を次につなぐというそういう取組、大事なんじゃないかなというふうに思います。

新町20年を前にしまして、新しい町史というのも必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますが、宮之城、鶴田、薩摩をまとめた町史、こういったこと等も地域の関係者とかいろいろお話をお聞きしますと、いろいろ町のほうにも要望してきているんだけれども、なかなか先に進まないといったようなこと等もあるようであります。こういう課題もたくさんございますので、こういう指定文化財もですが、それ以外のもの等につきましても、地域の関係者と一緒になってやっていけないことはないというふうに思いますので、そこら辺をぜひ、今回、川を復興するといったようなそういうこと等と併せまして、地域の文化というのを一緒に取り組んでいていただくといったようなことをぜひ取組を進めていただきたいというふうに思います。今やらないとあとからはできないというふうに思います。携わっている方々が高齢になってまたいらっしゃいますので、そこらが健在なうちにというふうに思いますので、これは一つ、教育委員会というよりも、スポンサーである町長の考え次第じゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺につきまして、町長はどういったお考えをお持ちなのか、ここで一つお聞きをしたいというふうに思います。

○町長（上野 俊市君）

歴史と文化ということで、文化というのは、これは先人たちが本当に長い年月をかけて築き上げてきたものでございます。これをしっかりと後世に残していく、つないでいくということは非常に大事なことでありと思っていますところでもあります。

まだまだ足りない部分というのは多くあると思っていますところではございます。どのような形でしっかりと広く知らしめながら、これをまたしっかりと保存していく、残していくという取組

というのは非常に大事かと思っているところであります。

先ほどありましたように、20周年という節目を契機として町史という話もございましたけれども、そういうものも含めまして、また教育委員会と協議しながら、これは進めていきたいと思っているところであります。

○中村 慎一議員

進めていきたいというような話であります。文化行政というのは非常に奥が深いというふうに思います。関係者の皆さんがお話をされるには、もうちょっと町長に頑張っていただきたいなという、そういう声をお聞きしています。仕事はたくさんあるようですので、取り組むべき方向性というのはある程度判っていらっしゃるのだらうというふうに思います。これにつきましては、職員もですけれども、熱意を持って取組をしていくということが大きな原動力になるというふうに思いますので、そこらを含めまして取組をぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、中村慎一議員の質問を終わります。

次は、10番、有川美子議員に発言を許します。

〔有川 美子議員登壇〕

○有川 美子議員

改めまして、おはようございます。

私はこの2年半、本町で学校に行きづらい子供たちの実態について調査をしてまいりました。言うまでもなく、子供たちの学びの機会と居場所の確保は重要であります。

そこで、適応指導教室「さつまる〜ム」を中心に、今回、質問の大項目を1つに絞り、そして、議論を深めたいと考えております。

大項目1、学校教育について。

在籍する学校へ登校しづらい子供たちへの対応や考え、今後の支援について、3つに分けて質問をいたします。

1、さつま町の学校教育において、適応指導教室「さつまる〜ム」の位置づけと開設意義は。また、自宅学習のみを希望した場合の対応はどうしていますか。

2、適応指導教室「さつまる〜ム」に通う子供たちの環境（ハード面と教育環境）は最善だと考えているのでしょうか。また、子供たちの健診や学校行事等への参加はどうしているのでしょうか。

3、適応指導教室「さつまる〜ム」の開設場所を移転する考えはないのでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

〔有川 美子議員降壇〕

〔教育長 中山 春年君登壇〕

○教育長（中山 春年君）

有川美子議員から御質問がありました、最初に、さつまる〜ムの位置づけと開設意義、そして自宅学習について、申し上げます。

さつま町におきましては、平成26年から適応指導教室「さつまる〜ム」を、不登校並びに不登校傾向等の児童生徒を対象に、自立を促し、集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰や社会的自立を目指した指導・支援を行う施設として位置づけております。

さつまる〜ムに通う児童生徒が少人数での学習支援や基本的生活習慣の改善、体験活動などを

通じて、それぞれの不安や課題を乗り越え、自立を目指し、自分のペースで取り組みながら、心のエネルギーを蓄えることができるところに、その開設意義があると考えます。

さつまる〜ムに通うことができず、自宅学習のみを希望している児童生徒につきましては、担任等が家庭訪問し、児童生徒や保護者と対話をする中で、心身の変容を見届けます。学習面では、学習プリントを届けたり、タブレットでの学習を進めたりするなどの対応を行っております。

宮之城中学校におきましては、昨年のコロナ禍でも実施しましたが、オンライン授業の準備も進めているところであります。

続きまして、さつまる〜ム環境面についてですが、児童生徒が落ち着いて学習や活動に取り組めるよう、閉校した学校の机や椅子、棚等を設置するなど、計画的に環境整備を進めております。また、さつまる〜ムにおいても、オンライン学習が可能となるよう、Wi-Fiルーターを設置してタブレット端末を活用した活動を行っております。

健診につきましては、現在さつまる〜ムに登録している児童生徒のうち、対人関係の不安等で健診を受けることが難しい児童生徒以外は、学校や病院で受診することでおおむね終了しております。

また、学校行事に関しましては、体育大会や合唱コンクールを例に取りますと、ほとんどの児童生徒が参加したり見学することができたりしたとの報告を受けております。

最後の適応指導教室「さつまる〜ム」の開設場所を移転する考えはないかにつきましてですが、現在、宮之城文化センターを含め、町内にある既存の幾つかの施設の視察を行っております。

先般、9月議会で、別の議員の方からさつまる〜ムの設置についての御質問等がありました。それを受けまして、私のほうも町内の各施設をいろいろと自分なりに見て回ったところであります。

その上で、施設の立地や設備、現在の利用実態、そして、不登校生のさつまる〜ムの登校状況やニーズ、各学校への距離も勘案しながら、どこが児童生徒の学びの場として適しているのか、移転の有無も含め、あらゆる可能性について検討を進めているところであります。

〔教育長 中山 春年君降壇〕

○有川 美子議員

1回目の回答を頂きました。今日は、通告のほうに最後に町長にも答弁を求めていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、皆様と申し上げるとあれなんです、学校に行きづらくなっている子供たちのために、適応指導教室という、私どもの本町では、さつまるちゃんの「さつまる」の平仮名に「〜」という記号をつけて、片仮名の「ム」で「さつまる〜ム」というのを開設しているんですが、これは全国的にあらゆる市町村、自治体がしていることなんですが、この取組を私どもの本町の教育委員会がされているということは大変意義深いことだと思っております。

今回、この位置づけと開設意義について、今、中山教育長からは、心のエネルギーを蓄える、そのような言葉も頂きました。まさしくそのとおりだと思います。議員とならせていただいてから定期的に、私、調査のほうで行っておりますけれども、子供たちは何年もそこに来ているわけでもなく、そういう子もいるでしょうが、最初は入学して、小学校でも中学校でも学校に行きづらくなって、一応さつまる〜ムに来ただけけれども、だんだんと先生たちの指導を頂いたり、見守りを頂いたり、保護者の皆様との理解があつたりとかして学校に戻っていたり、または、また戻ったりとか、いろいろな子供たちの姿を見させていただきました。そこで大変開設しているところに大事な場所だというふうに思っておりますので、今回、この質問一本に絞らせていただいております。

まず、まとめたいんですが、さつまる〜ムのことをちょっと置いて、ここにも通えない自宅学習を望む子にはタブレットでの学習などを進めている。この点についてもよろしいかなと思っているんですけども、最近聞いたんですが、家にもやっぱりちょっと来てほしくないという保護者の要望もあるとは聞いているんですが、そういった要望があったときは実際どのように対応なさっているかお示してください。

○教育長（中山 春年君）

今おっしゃいました、なかなか家には来てほしくないという御家庭があるのではということにつきましては、町内がどうのこうのということではなくて、一般的にそれは出てきております。今までも経験したことがあります。

行政にいたときでしたけれども、その背景というのをしっかりと保護者の真意というんでしょうか、受け止めながら、そこを無理に訪問したりしないよう、そして、間にワンクッション置いたり、または、そのお母さん、お父さんたちが、この人はという親しい人、そういった人たちと情報を取りながら間に入ってもらって対応したりとか、そういうこともやってきておりました。よろしいでしょうか。

○有川 美子議員

保護者の皆様もこんなふうに聞いております。実際に子供が学校に行きづらくなってくると、「今日は行くんだろうか」、「今日行っただろうか」と思って仕事に行かれるそうです。行っただけとなるとほっと胸をなで下ろすんですが、だんだん行かなくなってくる我が子を見て、保護者の皆さんも「自分が何か悪いんだろうか」、いろんなことを思われるということです。そのように、担任の先生だけでなく、いろいろな方が間にクッションに置いていただいたりとか、そういう対応ができていますと思いますので、そこを引き続きお願い申し上げたいと思います。

そして、今なさっているように、タブレットを使って学習機会は確保していくということです。これはそのまま継続をお願いしたいと思います。

それでは、ここからさつまる〜ムを中心に質問をしてまいります。

私がこれまで保護者の皆様にヒアリングをしてまいりました。これは、一般に今、子供さんが小学校・中学校に通っている方たちに声をかけて、何十人でしょうか、まだ何十人ですが聞いてまいります。このような声があります。「さつまる〜ム、知らない」とおっしゃいます。例えば、ある一日に25人ぐらいに声をかけたんですが、2人しか知りませんでした。とっても残念に思ったことです。これは、7月に行われた「こども・おとな・みらいフェスタ」で私がお声がけして調査した結果です。知らないんです。

ですので、ここで質問いたします。学校から案内されないという声もありました。教育委員会及び学校は、入学時とか学年が替わるとき、長期休暇前後などに、適切な時期、周知を図るべきだと私は考えておりますが、実際はどのようになさっているのでしょうか。

○教育長（中山 春年君）

今、案内のことについて御質問がありましたけど、すいません、先ほどの質問で、私、もう一つ言わなきゃいけないことを忘れておりました。先ほど、保護者の方の話をしましたが、あと民生委員さん、非常に積極的に動いてくださる民生委員さんと、それから地域の、言葉が適切か判りませんが、地域の女性、高齢の方が一生懸命、学校教育に理解のある方がいらっしゃいました。その方がもう頻繁に学校との間をつないでいただいたことがありました。非常によかったなというふうに思っております。その方なんかは、今はもう出て離れていますけれども、今でも連絡を下さいます。あのときの誰々君はこうだよって、こうなっているよとか、ありがたい話です。

今、すいません、質問に戻ります。回答に戻ります。学校から案内されないということにつき

ましては、今御指摘のありました「こども・おとな・みらいフェスタ」のときに、私も一緒にその部屋に行きまして、お話等を保護者の方から、卒業された高校の保護者の方からお話を受けました。そのことはあつてはならないと。ましてや、不登校になっている子供さんにその情報が伝わっていないということでは、これはもう本当によくないですので、すぐ当該校の、校長先生はもう替わられたあとでしたけれども、当該校長先生にその情報を伝えたところでもあります。そして、早急にこれはきちんと対応しなさいということの話をしました。

なお、その後の校長・教頭の管理職研修会でも、このことについては全ての学校一緒ですので、その旨、指導をしたところであります。

また、このことというのは本当、今御指摘もありましたけど、多様な学びの確保を進める上からも、本当にその意義、意味を校長先生方に判ってもらわなきゃいけないということがあります。

それから、今年の11月、先月ですけれども、文科省からは「不登校の児童生徒等への支援の充実について」という通知文が出されまして、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、保護者が必要とする情報を整理し、提供することが求められることとされております。

教育委員会としましては、さつまる〜ムやSSW、教育相談員、今回本町に開設されました北部児童相談所等の案内資料を早急に作成しまして、今学期終了前に全ての児童生徒とその保護者に周知してまいりたいと思います。

なお、あわせて、今お話がありました入学式等、それからPTA総会等、こういったところでも紹介していきたいというふうに考えております。

○有川 美子議員

さつまる〜ムの存在を知らないということを実際に教育長が把握をしてくださって、そのあとに管理職研修会においても伝えていただいたということは感謝いたしたいと思いますが、おっしゃってくださいました多様な学びを進める意味も含めて、北部児童相談所の案内も一緒にということで、今学期終了までにこれは全校で周知をしてくださるということで、これはそのままありがたいことだと考えております。

周知を私たち議員はいろんなもので求めていくんですが、一度ではなかなかであります。紙でも駄目だったりとか、「配ったじゃないか」と言っても「いや、見ていない」。そのとき、関心がなかったりアンテナが向いていないと判らないものなんですが、今、ニュースとかでも、学校に行きづらい、不登校という話、すごく出てまいりますので、今、アンテナを張っている保護者の方は増えてきていると思うんです。ですので、おっしゃっていただいた期日でしっかりと周知を、配布をしていただくように要請をいたします。

また、この周知のことについて、もしかすると、現在学校に行きづらくなっていて、さつまる〜ムにお子さんが通っていらっしゃる保護者にとっては少し、もしかするとセンシティブな状態だと思うので、繊細なものですので、知られたくないというような方がいらっしゃるかもしれませんが、情報ということを知ることの大切さのほうを取っていただけたらと考えます。

それでは、次の質問に参ります。

2番目に質問させていただいた、さつまる〜ムに通う子供たちの環境面であります。ハード面、そして、教育環境ということで質問いたしました。

すみません、Wi-Fiルーターなど設置がしてあるということで、このような対応がしていることは大変、今の時代に沿っていらっしゃるのだと思います。それで、計画的に、閉校した学校の机や椅子、棚等を設置しているんだ、環境整備を進めているんだという御回答を頂いておりますが、私が今年になってからさつまる〜ムを見学に行きまして知る限りでは、廃校になった

学校から棚等を搬入するのに数か月かかったというような、希望を出してから実際の搬入までにちょっと時間がかかっているという声を聞いております。計画書等を作成して取り組まれているという、計画的にとおっしゃるんですが、計画書があるのか。また、例えば、さつまる〜ムに新しい棚が来ます、何が来ますというときに、待っている側としては、いつ頃、いつ来ますよって、早く、簡単に言えば、廃校した学校から運ぶだけじゃないかと思いがちだと思うんです。なので、早く、いついつ行くよって、この1週間の間に行くよっていうふうにさせていただけると、待つほうの気持ちとしてもすごく、さつまる〜ムの環境を気にしているイコール子供たちに気持ちが来ているんだと感じると思うんですが、数か月かかっているという、こちら辺はどのような状況であったのかを御説明お願いいたします。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

今の廃校になった備品とか、その辺りの搬入について、私のほうから説明をさせていただきます。

本町におきましては、まず、再編によって廃校となりました学校の備品につきましては優先順位がありまして、優先順位を決めて計画的に処分を行うというふうになっております。

まず、1つ目の第1順位といたしましては、最初の1年間は新しく再編・開校した学校、これが第1順位です。第2順位といたしましては、2年目が町内の他の小中学校。最後の第3順位といたしましては、3年目以降になりますけれども、公共施設、いわゆるさつまる〜ム、あとは最後に地域と、こういった順番で計画的に進めているというところでございます。

令和4年3月に閉校いたしました旧鶴田小及び旧流水小は、閉校して今2年目でありますので、現在は町内のほかの小中学校が必要な備品を取得する期間となっているところであります。

今年度当初、例年に倣って進めてきておりましたけれども、今のような要望等もありまして、少しでも早めに進めたほうが良いなというふうに判断しまして、今年度途中で各校の備品の希望の確認期間を半年早めたところです。そして、9月末までには前倒しして進めてきました。そのあと、さつまる〜ムも他校と同じタイミングで、不必要となった備品を閉校した学校に搬出したリ、また、新たに必要となった備品の設置等を行ったところでございます。

具体的に申しますと、11月20日現在運んでいるものが、パーティション、あとかばん棚、丸椅子、カラーボックス、行事予定表、そして消耗品、これは用紙とかペン類なんですけれども、そういったもの等についても実際運んだところでございます。

また、本年度は修繕等についても、要望があれば可能な限りスピード感を持って対応しているところであります。

具体的に申しますと、さつまる〜ムのブラインドの調子がおかしいというような要望がございましたので、それについてもスピード感を持って既に対応しているところでございます。

今後もさつまる〜ムを含め、児童生徒が学びやすい環境づくり、これに進めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○有川 美子議員

詳しく御説明いただきましてよく判りました。計画的にしている中で、少し本年度は半年間早めて対応ができているんだということで、それは、何せ計画どおりに進んでいくというのが行政のお仕事の一つ特徴であります。それを早めていただいたということは評価できると思います。ただ、議員になってすぐからずっとさつまる〜ムのほうを定期的に行っておりますので、優先順位ですか、この3位の公共施設というところにさつまる〜ムが置かれているというところが少し、私としては優先順位2位ぐらいに来るべきところではないかというふうに考えております。それ

はお伝えしておきます。

遅かったんじゃないかというところの中に、私がお伺いしたときに、2週間経ってもまだ計画が立てられていなかった、予定が立てられていなかったというのもあるのでこの質問にのせてきたんですが、先ほどおっしゃっていただいた11月20日現在で、パーティションとか、かばん棚とか、いろいろと備品を運んでいただいているんですが、かばん棚というのがとても重要でして。なぜかという、今通っている児童の話ではありません。私がこれまで調査したときにお会いした児童が、小学生で入学したときに、なかなか朝が起きられず、そうすると遅刻になるわけです。自分の学校に行きづらくなって、保護者さんとお話しして、さつまる〜に、いつも大体10時頃でしょうか、通ってきた小学生がいたんですけれども、1年生だったので、自分のしよってきたランドセルとか持ってきた荷物を、そこにいらっしゃる指導される先生たちはどこかに置いて、管理とまでは言いませんが、責任を持って自分の荷物はここですよというのをやりますよね。そういう状況をつくりたいという希望からのかばん棚というものでしたので、ブラインドのこともよくおっしゃっていただいているし、また、正直、暗いんです、場所が。環境としては正直、卒業された方からでもですけれども、「最初はここは子供が通う場所じゃないと思った」と、ショックを受けた保護者の話も来ているものですから、環境面というところをいま一度、対応していただいている分には本当にありがたいですけれども、いま一度根本から考えていただく時期ではないかと考えております。では、そのように対応していただいているということですので、次の質問に移ってまいります。

2問目の中で、健診や学校行事についての案内について質問をしております。さつまる〜に通う子供たちへ、学校は定期的な健診あります。あと、学校行事があります。この案内文書をこれまでどのような方法で子供もしくは保護者の元に実際に渡していращやるのか。そのところを御説明お願いいたします。

○教育長（中山 春年君）

御指摘ありました案内文書ですが、先ほどの件につきましても、今、施設の設備の件につきましても早急に、今御指摘があったように、最後の御意見というか要望がありましたようにすべきであります。もう普通の本来の教室、この部屋は子供たちが通うような部屋ではないという感想を持たれたということでしたけど、これにつきましては、言葉が適するかどうか判りませんが、無機質的な感じがするので、これを本来、温かみのある部屋に変えていきたいというふうに思っているところです。そこを答弁できなかったものですからお話しさせていただきました。

案内文書につきましては、これまで担任等がさつまる〜にいる児童生徒に直接届けたり、または、担任だけでなく、児童生徒支援加配教員もよく通っておりますので、それらの職員が持って行ったり、または家庭訪問等に手渡したり、場合においては保護者に取りに来てもらったりと、対応は様々でございます。しかしながら、児童生徒がさつまる〜に登校しない日が続いた場合に、配布物が適切な時期に家庭に届いていないということがあったのも確かだと思います。

そこで、さつまる〜に通う児童生徒が在籍する学校に対しましては、さつまる〜と連絡を取り、担任等が家庭訪問した際に適切にお渡しするという、それから、文書に併せて、安心安全メールというのがあります。これは今多くの学校が使っております。子供たちがかばんの中に入れていたり、もう全然保護者に届かないというふうなことがふだん起きておりますので、この安心安全メールも十分活用していくように進めていきたいと思っております。

○有川 美子議員

確かに、子供たちに渡す学校行事、健診のこと、保護者に届いていないという状況、ほかの学校でもあるということです。かばんの中にあつてというのは私も正直聞く話です、ほかのところ

でも。それについては、安心安全メールというところで確実に保護者にお知らせしていただくということは結構なことだと思います。求めているのは、確実に保護者にその時期にちゃんと届くということです。これはまず、健診の中に結核検診とかも入っています。そうなってくると、これが今までの中でしっかりと届いていなかったり、受けない、受けられないというのはちょっと置いておいて、学校側の対応として、届いていないということは避けなければいけないです。もしということがありますので、この点に対しては、そこは不安を、学校の中で集団でどうしても過ぐす。そして、さつまろ〜も1人ではなく、指導員の先生がいらっしゃるの、一緒に複数で過ぐす場所なので、そういったところの大事なお知らせが確実に届く仕組みをまずはつくっていただきたいということと、これ一つ、この声は学校の現場でも上がっている声だと私は思うんですが、教育委員会で、こうやって私たちが議員として一般質問とかいろいろ「どうなっていますか」とお尋ねして「こうしますよ」というふうに回答いただくんですが、実際は現場の中で仕組みが確実につくられないと、私はもうただ「しますよ」と、「お願いしました」というだけになってしまうので、学校の現場の中にそういうしっかりとした仕組みという形で落とし込んでいただきたいというふうに考えます。

この中で私が一つ気にしているのは、担任の先生とか、あとは児童生徒、加配の方とか、訪問したり持ってきていただいたりいろいろな連携しているんですが、どうしても、今、学校の先生方の業務が多いと。働き方改革であつたりとかという声も生まれておりますので、私は決して必ず手渡しをしてほしいとか、担任の先生、先生じゃなきゃ駄目だとかいうことを申し上げているわけではありません。学校の先生方の業務も、少し仕組みをつくることで整理をして負担が軽くなればよいと考えております。

では、次の質問にまいります。

今、学校行事の中で、合唱コンクールとかのお話が出てまいりましたけれども、ここを見学できたということなんです。これ、様子をちょっと。どのような形で見学できたのか。例えば、自分のクラスの中に行けたとか、そのようなのを具体的にお願いいたします。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

今のお尋ねの件でございます。ちょうど私も実は、合唱コンクールには一緒に行きました。その様子をお話ししますと、私どもは一番、保護者席の一番後部の座席に座っておりましたけれども、そのお子さんにつきましては、それよりさらに後ろのところで、ちょうど入り口のところに学校側が準備しました椅子のほうに座って、一応、SSWの先生が面倒を見ながら、横につきながら、一応そこに自分の学級、学年、合唱している際にはそこで聴くと。それが終わったらまた帰られるというような形で、舞台に登って一緒に歌うという場面はなかったんですけれども、そこをしっかりと観察をしている状況がありました。私が見た印象は、非常にいい雰囲気合唱を聴いている状況でございました。

以上です。

○教育長（中山 春年君）

併せて補足します。今、宮之城中学校の今年の状況ということです。子供さんによって年度年度で、これは宮之城中学校だけではなくて、子供さんによってはクラスの列に入れる子供さんもいる場合もあります。それから、今あつたように、後ろのほうで見学する子供さんもおります。場合においては、そこは自分で自信がある場合というんですか、一緒に歌う子供さんも時にはいたりします。それから、同じフロアではなくて、2階がある体育館などの場合とか、または、ホールで歌う合唱コンクールをやる学校なんかもあつたりする。そういうときは、2階でほかの子供たちにも自分の姿が見られないような状態で参加するというか、見学するという子供さんたちも、

もう本当にいろいろな子供の思いに寄り添う形でどう対応するかということを学校のほうはいろいろ考えて対応してくれているような状況であります。

○有川 美子議員

実際に合唱コンクールに行かれて様子を見ていただいたということで、具体的にお伺いしました。こういった実際に対応していただいていることとか、そのときの生徒の姿であるとかというのは、なかなか言って回るものでもありません。ただ、今お伺いしたことで私が感じたことは、一人一人の子供のそのときの気持ちに寄り添って学校側も対応しているんだということであります。そして、ふだんはさつまる〜ム、離れたところに通学しているんだけど、そういった行事のとき、気持ちが前に進む、前といいますか、気持ちが動いたときには対応ができているんだということに理解をいたしました。

それでは、この点に関しては、ちょっとしつこいようですが、確実に健診とか学校行事の案内を届けられる仕組みというのを現場でしっかりと落とし込んでいただくことを要請して、3番目の最後の質問に移ってまいります。

単刀直入に3番目の質問をいたしました。適応指導教室「さつまる〜ム」の開設場所を移転する考えはないかと、もう単刀直入に直球で質問したんですが、すいません、御存じない方もこのあと聞かれる、ユーチューブで聞かれるかもしれないので、さつまる〜ムというのは、宮之城文化センターの隣の元教育委員会があったところでしょうか、2階のほうにございますので、そこから私は移転をする考えはないかというふうに質問をしているわけであります。

さつまる〜ムの設置場所については、中山教育長もいろいろと、今、見て回ったんだということで、先ほどの質問の回答の中にも、移転の有無も含めて、あらゆる可能性について検討を進めていると御回答いただきました。

では、私がなぜ移転というような、これは思い切った提案です、私の中では。でも、2年半の調査でたどり着いた私の結果です。

これは中学生に限って例を挙げさせていただきます。これは、問題としては距離の問題がございます。約2キロメートルほどあるかと思うんですが、私たちは、大人は車で移動する距離なんですけれども、実際に卒業しましたが、さつまる〜ムに通っていた元生徒からの声を御紹介いたします。

自分がさつまる〜ムに中学生で通っていたときに、「今日はちょっと学校に行ってみようかな。自分のクラスまでは行けなくても、学校の中に行ってみようかな」と思ったときに、実際には誰も送迎してくれないわけです。そのとき、バスで行こうとしたと。でも、乗り換えなければならなかった。バスに乗るだけでも精いっぱいなのに乗換え。それで断念した。あるときは、じゃあ歩いて行ってみればいいじゃないかと。2キロメートル、歩ける距離だと思います。けれども、その本人にとっては大きな勇気を出して行くわけです、ふだん行けていないので。歩いたんだけど、途中で断念して帰ってきてしまった。

想像していただければ判ると思いますが、宮之城文化センターからずっと坂になっていって、それから今度は中学校まで、今度はぐっと坂を上るという、上り下りは若い生徒は大丈夫かもしれないんですが、途中の距離に誰も寄り添うことが、寄り添っていても長いと感じる。こういった実態がありました。

こういう声をほかの子からも聞いておりますので、場所というものを中学校のそばに私は移すことで、この生徒の気持ち、実際「行ってみよう」という子の勇気をくじくこともなく行けるのではないかと。あと、先ほど申し上げたみたいに、学校の先生方も、担任の先生がちょっと顔を見に行こうかと思っても、もう簡単な、車であったら近いようできてやっぱり遠いんだと思うんで

す。近くにあれば、それも少し負担が軽くなる。負担というのは言い方が悪いかもしれませんが、軽減できるのではないかというふうに考えております。

この距離についてどのように教育委員会はお考えか、お願いいたします。

○教育長（中山 春年君）

距離についての、中学校からということによろしいでしょうか。中学校からは今ありましたように２キロメートル離れております。歩いて行った場合は３０分程度かかるんじゃないかなというふうに考えます。

いろんな思いで学校のほうに向かおうかというときには、今も御指摘があったように、ちゅうちょする部分というのはあるだろうという意味では、不便性はあるところだというふうに捉えております。

○有川 美子議員

距離というところで御回答いただきました。不便性があるというふうに御回答いただいたんですが、本当にそのとおりなんです。開設をしていることは本当に意義あることなんですけれども、今、これだけ世間でも騒がれるだけじゃなくて、実際にさつま町に「中学生が不登校なんだってね」という声が、今はもう小学生からというような声もう増えてまいりました。この状況で今後に向けてしっかりと対応していくというのには、この距離を解消するということはメリットが私はあると考えております。

それで、私としては、これは御提案なんですが、私もいろいろ見て回って、結果は屋地楽習館のある場所、あそこが私としては適しているのではないかと考えますが、私の意見、答えにくいかもしれませんが、いかがでしょうか。

○教育長（中山 春年君）

今、一つの施設の名前が挙がりましたが、幾つかずっと見て回りました。今、私が見て回った視点というのが、学校との距離という意味では、その施設に来てからの次の活動という意味での、今、その視点からのお話でありました。まず私が思ったのは、９月の議会で御質問を頂きました。本当にいい質問を頂いたなと。一つの考える機会というか、我々の取組を見つめ直す御質問で頂いたんだなというふうに思ったところでした、そのとき。

そして、それぞれ見て回ったとき、私は子供たちが行ける場所、少しでも。今の状態よりも、学校には行きづらいけれども、そちらのさつま～ムに行こうかなというときに、保護者が仕事に出られたら、もう行けるすべがないという状態よりも、少しでも何とかならないかなと。保護者もう朝早い方もいらっしゃいます。スクールバスよりも早くもう出勤される方というののもいらっしゃいますので、その中で、どこやろうということを考えました。

そして、もう一つは、今おっしゃいましたように、途中で今日は午後から行事がある。行ってみたい。参加してみたい。見てみたいという子供たちが少しでも、１人でも２人でも動ける場所というのはどこだろう。そして、子供たちによっては見られたくない、その部屋に、先ほど繊細な問題だとおっしゃいました。おっしゃるとおりです。ですから、見られたくないという子供たちもいるでしょう。だけど、エネルギーが蓄えられてきたら動き出します。子供たちが活動を少しずつします。これが同じ世代の子供たちの場合もあるでしょうし、または、ちょっと年齢の違う方々との活動も取り組めるかもしれない。そういったところができる場所は何かないかなという視点で今考えております。

そして、今、頭の中にはあります。ありますけれども、この場所は現在使われている場所がありますので、今活用されていらっしゃる方々や団体、そういう方々もいらっしゃいますし、その使用の状況も踏まえながら、そういうところを乗り越えながらいきたいというふうには思っ

ております。ですから、そういう一つ一つの今考えているところを手順を踏みながら、そして行きたいなというふうに考えています。これはもうなるべく時期を考えれば、できれば自分の頭の中ではいつの時期にできるかできないかは判りません。検討した結果、難しい場合もあります。ですから、そこも踏まえて動き出していこうというふうには思っているところであります。

○有川 美子議員

答えにくい質問をいたしましたけれども、私が考えている視点よりも、もちろん、教育長、教育委員会の皆様が多くの視点を持って探していらっしゃるということがよく判りました。私は移転してほしいと考えておりますが、その場所やそういう時期については、いろいろなおっしゃったとおり、使用者の方、手順を踏んでということで、どうぞ子供たちにとっていい場所、そして時期というのをぜひしっかりと動いていただくことを要請いたします。

本当に今まで、これ一本でこのまま話をしまいいりましたが、すいません、この議論を聞いていただいて、町長のほうに最後に質問をさせていただきたいと思います。通告してありますので。

昨日、今日と含めて、今回、教育関係の質問、ハード面を含めていろいろとありましたけれども、今日、私の不登校の支援というのを聞いていただいて、どのような何か感想があれば。それと、移転するというふうになりますと予算が関係してまいりますので、今のを聞いていただいて何かお示しいただけるものがあればお願い申し上げます。

○町長（上野 俊市君）

昨日も申し上げましたけれども、子供が安全で安心して学べる環境の整備というのは非常に大事でございます。これはもう全ての子供たちに通ずることです。このようなことから、今、さつまる〜ムの新たな開設場所というようなことで議論も頂いておりますけれども、そういうことで、新たな場所が決定すれば、それに応じた環境整備、改修等が必要であれば、これについてはしっかりと我々対応させていただきたいと思っているところであります。

○有川 美子議員

教育委員会の皆様の御検討を受けて対応というのを考えていただければと。また、不登校という言い方は私はあんまり好きではなくて、登校できなくてもいい環境をつくっていくということのも大事だと思います。多様な学びということでありますので。今、まずはさつまる〜ムの環境を変えていただくということを、今、一本に絞って質問いたしました。

最後に、私の最後の要望、要請でございます。先ほどからずっと皆様に知っていただきたくて、適応指導教室「さつまる〜ム」という名称をわざと全部フルネームで言っていました、実は、適応指導教室というのは保護者からすると少し違和感があるというのがございまして、これは教育支援センターという名称に変えていまいしょうというふうになっております。ここの部分をどうぞ、移転の時期などと踏まえて、名称の改称のほうも検討を要請をいたしまして、私の12月議会の一般質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、有川美子議員の質問を終わります。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は、全部終了しました。

明日は、午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前10時59分

令和5年第4回さつま町議会定例会

第 4 日

令和5年12月7日

令和5年第4回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和5年12月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 早 崎 行 宏 君	議事係 長 西 浩 司 君
議事係 主任 杉 元 大 輔 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 中 山 春 年 君	総 務 課 長 角 茂 樹 君
企画政策課長 小野原 和 人 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
税 務 課 長 西 圀 豪 紀 君	町民環境課長 松 山 和 久 君
保健福祉課長 甫 立 光 治 君	高齢者支援課長 久保田 春 彦 君
子ども支援課長 藤 園 育 美 君	農 政 課 長 山 口 泰 徳 君
ふるさと振興課長 米 丸 鉄 男 君	建 設 課 長 原 田 健 二 君
水 道 課 長 出 水 隆 君	教育総務課長 大 平 誠 君
学校給食センター所長 満 園 誠 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 8 7 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 2 議案第 7 0 号 さつま町課設置条例等の一部改正について
- 第 3 議案第 7 1 号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 7 2 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 7 3 号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 6 議案第 7 4 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 7 議案第 7 5 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7 6 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 7 7 号 さつま町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 7 8 号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について
- 第 1 1 議案第 7 9 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 8 0 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 8 1 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 1 4 議案第 8 2 号 令和 5 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 5 議案第 8 3 号 令和 5 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6 議案第 8 4 号 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 7 議案第 8 5 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 3 号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	7 0	さつま町課設置条例等の一部改正について
	7 1	さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
	7 2	さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	7 3	さつま町税条例の一部改正について
	7 4	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
	7 5	さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	7 6	さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
	7 7	さつま町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
	7 8	さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について
	8 1	令和5年度さつま町一般会計補正予算（第7号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 1 款 地方交付税 1 5 款 国庫支出金（関係分） 1 6 款 県支出金（関係分） 1 7 款 財産収入（関係分） 2 1 款 諸収入 2 2 款 町債 歳 出 2 款 総務費 3 款 民生費 4 款 衛生費 1 2 款 公債費 人件費全部 第4条 地方債の補正
	8 2	令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	8 3	令和5年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	8 4	令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
文教経済 (第2委員会室)	7 9	さつま町立学校給食センター条例の一部改正について
	8 0	さつま町水道事業給水条例の一部改正について
	8 1	令和5年度さつま町一般会計補正予算（第7号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 3 款 分担金及び負担金 1 5 款 国庫支出金（関係分）

委員会	議案番号	件名
		1 6 款 県支出金（関係分） 1 7 款 財産収入（関係分） 歳 出 6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費 1 0 款 教育費 1 1 款 災害復旧費 第 2 条 繰越明許費の補正 第 3 条 債務負担行為の補正 8 5 令和 5 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 3 号）

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから令和5年第4回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第87号 令和5年度さつま町一般会計
補正予算（第8号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「議案第87号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。

それでは、「議案第87号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」について、提案の理由の御説明を申し上げます。

これは、社会福祉総務費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,031万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億9,087万4,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第87号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、本案について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○中村 慎一議員

この資料の中で、1世帯当たり7万円の現金給付ということですが、予算的には2億8,700万円ということですので、4,100世帯ということですが、この低所得世帯というのが4,100世帯となりますと、大体さつま町の町内世帯の4割弱といったようなところでございますが、そこら辺につきましても、ちょっと分かっている部分があれば、詳細に説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

議員御指摘のとおり、この金額から算出いたしますと、対象世帯数が4,100世帯となります。これについては、住民税非課税世帯4,050世帯、基準日が12月1日時点において、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対して支払うべきものと、あと家計急変世帯として、物価高騰の影響による負担増の影響を受けて予期せず家計が急変し、1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯を50世帯見ておりまして、合計で4,100世帯としていっているところであります。

以上であります。

○川口 憲男議員

今、説明があつて、約4,100世帯に、その低所得者家計急変世帯に配布の状況なんです、今月末に配布するというような状態ですが、周知の状況はどのようにされるのか、お聞きします。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

ただいまの御質問についてでございますが、議会が終了し、予算が成立した後、早急に対象世帯に通知をいたします。通知は、はがきによる通知で、今回の場合は、前回3万円給付した実績がございますので、その世帯を中心に登録された口座情報を活用して、その口座へ振り込むようにするシステムで、プッシュ型でやらせていただきたいと思います。

途中で3万円給付の時点から12月1日の基準日までの間に変更があった方については、こちらのほうに届けをしていただくようにしておりますので、その方法として、支給時期については、12月の26日を一応予定して、年内給付をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○新改 幸一議員

今、説明があつたんですが、この4,000ちょっとの世帯数はもちろんなんですが、理解するんですが、あとこの物価高騰云々で50世帯見込んでいるという説明があつたんですけども、この50世帯の対象者といいますか、どういう申請の仕方云々っちゃうのは、具体的にどんなやり方をされるんですか。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

基本的に、家計急変世帯については、御自分からの申請になるので、前回までも10件もない程度ですので、それについては、自分からの申告という形になります。

○新改 幸一議員

自分からの申請という説明なんですが、町民の皆さん方、そこあたりの、私は該当するんじゃないかとか、そういう判断云々、周知の仕方っちゃうのはどんなふうに理解すりゃいいんですか。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

期間が短いので、来週の広報にはちょっと間に合いませんので、来週の防災無線のほうで3回ほど周知をさせていただきたいと思っております。

○平八重光輝議員

住民税の非課税世帯ということですが、住民税は昨年の収入を基準に今年のは決まっていますよね。今年になって物価高騰もですけども、仕事がなくなってというか、失業してほとんど収入がなくなってというところなんかは対象になるんですか、ならないんですか。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

そのような方については、先ほど申し上げました、家計急変世帯になると思われますので、こちらのほうで対応できると思っております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第87号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから「議案第87号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第87号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり可決されました。
ここで議案説明資料配布のため、しばらく休憩します。

休憩 午前9時42分

再開 午前9時43分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、ただいま可決されました「議案第87号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」の先議に伴う「議案第81号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」の取扱いについて、執行部から内容の説明の申出がありましたので、これを許可し、発言を許します。

○財政課長（富満 悦郎君）

ただいまの令和5年度さつま町一般会計補正予算（第8号）の原案可決に伴いまして、さきに提出しました、一般会計補正予算（第7号）につきまして、補正前の金額と補正後の金額が変わりますので、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で執行部の説明を終わります。

これから12月1日に提案がありました、議案第70号から議案第85号までの議案16件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第2「議案第70号 さつま町課設置条例等の一部改正について」、日程第3「議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第72号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第73号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第6「議案第74号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日

程第7「議案第75号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第8「議案第76号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」、日程第9「議案第77号 さつま町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について」、日程第10「議案第78号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について」、日程第11「議案第79号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」、日程第12「議案第80号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

まず、日程第2「議案第70号 さつま町課設置条例等の一部改正について」から日程第12「議案第80号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」までの議案11件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案11件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○岸良 光廣議員

所管が違いますので、先日の全員協議会の説明で、勤勉手当というのがあったんですけども、私は18歳で就職、民間はほとんどなんですが、この勤勉手当というのを最近聞きまして、同僚の先輩議員にこれ何ですかと聞いたところ、これは賞与・ボーナスに関係することだよということと聞いたんですが、その点について、ちょっともう一回詳しく説明していただきたいのと、大体どういう形でされるのか、一応説明をお願いいたします。

○総務課長（角 茂樹君）

勤勉手当につきましてでございます。これにつきましては、6月と12月のボーナスの中で、期末手当及び勤勉手当という形で支給をさせていただいているところでございます。

勤勉手当につきましては、期末手当と共に支給されるものでございますが、勤務成績による割合を用いる点が期末手当と異なるところでございます。これにつきましては、在職期間のほかに、勤務成績等を勘案したものをを用いて計算をし、支給をするということになっているものでございます。

○岸良 光廣議員

その評価をされるっっちゃうか、例えば、職員も、会計年度任用職員も全部だと思うんですが、その評価をされるとき、何か基準的なものっっちゃうのはあるんですか。

○総務課長（角 茂樹君）

基本的には、前回、一般質問等でも御指摘をいただきました、人事評価制度というものをを用いするのが通常でございます。そういったところにつきましては、まだ本町としては確立をされていないところがございまして、通常の自己申告等を基にしながら、上司が評価をし、そして町長決裁まで上げたものの中で、それに基づいて成績率等を勘案して出しているというような状況でございますが、大体1.0、そのままで、今現在はやっているところでございます。

○中村 慎一議員

この機構改革についての議案について、議案第70号、課設置条例の関係でございますが、若干お聞き申し上げたいと思います。

これは町長の専権事項でございますから、とやかくということではございませんが、今回、専門分野を所管する7か所の統廃合をされる思い切った改革を、再編を打ち出されておまして、いろいろとそれぞれ事業を抱える現場、専門部署を抱える現場でございますが、特に高齢化が進んでいるこの民生3課等についての再編等も危惧されているんですけれども、現場の声は上層部のほうに届いているんだろうかというふうに思いますし、また、4月の人事異動とかと重ねて、通常は8月改革とか、そういうふうにはずらしてしたり、されておったりしましたけれども、そういったところについて、特にこの総務課長の説明まで聞きましたが、この意図するところ、そこらをちょっと議会のほうにも、町長のほうからお話をお聞きたいというふうに思います。

○町長（上野 俊市君）

私のほうからということですので、お答えさせていただきます。

組織機構の基本的な考え方については、全員協議会のところでも申し上げましたけれども、この人口減少、それから少子高齢化、今、言われた、少子高齢化と、それから新型コロナウイルスの済んだ、終わった、アフターコロナを見据えて、様々な行政課題に的確に対応していくと。それから、人口減少に伴いまして、どうしてもやはり役場もスリム化を図っていかなければならないというようなことでございまして、やはりどうしても職員の人員を削減していく中では、組織の細分化してみますと非常にこれがしにくいと、できにくいという点もございまして、やはり大きな組織をつくりながら、そういうところにつきましては専門的な、そういう担当監を据えて、これを行っていくという形にしていきたいと思っております。

それにつきましては、我々の、私の特命事項等をしっかりと担任する、その専門監的なものを据えて、これを対処していくという考えの下に、今回やってきているところであります。

この組織機構の関係につきましては、基本的なものについては、私のほうから指示をし、これの具体的な中身につきましては、行政改革の本部会議、幹事会等々で議論をしながら積み上げてきて、今回、提案したものでございます。

いろいろと職員の中から、この過程の中ではいろんな意見等もありましたけれども、これにつきましては、しっかりとヒアリングもし、この部会、それから幹事会等で議論をして、最終的には行革の本部会議で決定してきたものでございまして、これで進めていきたいと考えているところであります。しかしながら、非常に早いスピードで変わります社会情勢、行政ニーズに対応していくには、その時期時期でまたいろんな対策を取りながら、これを進めていかなければならないと思っているところであります。

100%ということではないかとは思いますが、やはりその時期時期の情勢等に応じた形で組織というのは、今後も対応していきたいと思っているところであります。そういう考えの下に、今回、提案しているところであります。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案11件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第13「議案第81号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○中村 慎一議員

所管が違いますので説明をいただきたいと思いますが、説明資料の11ページであります。

総合戦略推進事業費ということで、コワーキングスペースについての予算が計上されておりますが、これにつきまして、もうちょっとこの中身につきまして、設置場所等も含めまして、もうちょっと詳細に御説明をいただきたいというふうに思います。

○企画政策課長（小野原和人君）

総合戦略推進事業費のコワーキングスペースの関係でございますけども、ここにつきましては、国の地域経済循環創造事業、いわゆるローカル10000プロジェクトと言われる事業でございますけども、この事業を活用して行うものでございます。

町内の、ちょっと業者名は差し控えますけども、建築をされる事業者の方が、鉄道記念館のちょうど道路向かいのきもつき床屋さんがあったところの2階建てのビルディングというか、そこを内装を改装されて、1階部分をコワーキングスペース、ビジネスというか、仕事ができる空間をつくるということ。2階には簡易的な宿泊場所、今、3部屋ほど予定されているということで、また、屋上のほうが陸屋根といいますか、平屋根になっていまして、そこはまた多目的スペースということで、使えるということで、そこを改修をされるというのに、この国の補助金を活用して事業されるということでございます。

国の補助金の決定というのが年内に予定をされ、スムーズにいけば年内ということで、事業期間は大体2か月ぐらいあれば内装工事が終了するということで、3月までには、3月中には、スムーズにいけばオープンができるかなと考えているところです。

以上です。

○上別府ユキ議員

6番、上別府が質問させていただきます。

所管が違うので、学校再編に伴う中津川小学校の改修事業についてが予算計上されていますので、そこでちょっとお伺いしたいことがありますので、3点ほどお願いしたいと思います。

まず、今回、小学校を改修するというので、後ろに隣接している山も一緒に伐採していただくということで、大変いい判断だなと思っているところですが、現在、中津川小学校、大変、校舎全体が暗い雰囲気があります。それで、それを行うことで教室、それからトイレだったりとか、特別教室だったりとかの照度については、この改修作業で十分改善できるかというところを一つお伺いしたいと思います。

それから、経費高騰・諸物価高騰というところもあったりして、ここ近年の3つの小学校の改修作業、改築作業を行っていらっしゃるのですが、その総費用の経費というか、どれぐらいずつかって、今回、中津川小学校が3億540万円でしたかね、正式な数字をちょっと確認できませんですけども、そのところの物価高騰による上がり高というのは、どれぐらいになっているのかというのを確認したいということと、もう一つは、せっかくプロの山の伐採をされる人たちが裏の山をきれいにしてくださるであれば、中津川小学校の校庭の校木の管理について少し考えていただきたいなというところがあります。というのは、中津川小学校には、結構背が高くなって管理が厳しくなっている古木と言われる木があります。平成24年度に古木百選に選ば

れた木というのが校庭内に何本か残っておりまして、その木については、枝を下ろしたりとかというのはできるんですけれども、ある意味管理ができない、高くなったまま放置されているところがあったりするので、そういう木がセンダン、それからメタセコイア、それから藤の棚もあります。そういうのは指定はされているんだけど、それに関する費用というのが、何も予算というのがないもんだから、そこに携わる学校内の職員、用務員さんたちにしても、ちょっと手が出せないなという形でずっと見てきたという話を聞きました。

ですから、これを機に、ぜひ子供たちの今後の安全を考えた上で、手を入れていただけないかという要望でございますが、学校からもそういう話をお伺いしているので、そこは考えられないかということをお話ししたいと思いました。

○教育総務課長（大平 誠君）

上別府議員から今3点の御質問がございましたけれども、まず、山の伐採ですけれども、校舎の裏に20メートルぐらいの杉の木、ヒノキ、ございます。雑木もございますけれども、そこを校舎の裏手から約20メートルぐらい伐採をいたします。当然、私有地もございまして、その方の山につきましても、今、伐採を、許可を一応得たところでございまして、そこを伐採いたしますと、大分明るさは戻ってくると思います。

現在、中津川小学校のトイレに入りますと、非常に暗いです。そこを解消したいというようなことで、伐採を今回取り組むということになります。どこまで明るくなるかというのは分かりませんが、今よりはだいぶ明るくなるというふうに考えているところでございます。

それから、2つ目の、ほかの小学校の改築・新築工事、幾らぐらいかかったのかということでございますが、鶴田小学校につきましては、新築で4億3,000万円ほどでございました。柏原小学校につきましては、全体で2億3,380万円ということになります。

今回のさつま地区3小学校の改築工事につきましては、3億円ということですので、7,000万円ほど多くなるということになります。この7,000万円というのが、人件費、資材費とか、そういったもの、物価高騰による影響があるというふうに考えておりますけれども、中津川小学校につきましては、柏原小より111平米広いというところもございます。若干ではございますけれども、その辺の影響もあるというふうに考えております。

3番目の樹木の管理ですけれども、2年前でしたかね、専門の樹木士をお願いをいたしまして、全小学校・中学校、木の診断をしていただきました。そして昨年、私どもと用務員と学校に行きまして、中津川小学校の樹木を伐採をいたしました。非常に危険なものから先にやっていきしました。ただ、高所作業車が届く範囲という形でしましたけれども、言われたように、高くなっている木もありまして、別途まだ高く作業ができる高所作業車を借りて、また伐採を進めていきたい。それでも自分たちでできない部分につきましては、業者をお願いをして、そういった伐採をしていきたい。樹木士による診断も定期的にやっていきたいという形で、今、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第81号については、配布してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第１４「議案第８２号 令和５年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」、日程第１５「議案第８３号 令和５年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」、日程第１６「議案第８４号 令和５年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）」、日程第１７「議案第８５号 令和５年度さつま町上水道事業会計補正予算（第３号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第１４「議案第８２号 令和５年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」から日程第１７「議案第８５号 令和５年度さつま町上水道事業会計補正予算（第３号）」の議案４件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これからただいまの議案４件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案４件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

本日から１２月１１日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第１委員会室、文教経済常任委員会が第２委員会室となっております。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

１２月２１日は午前９時３０分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前１０時０３分

令和5年第4回さつま町議会定例会

第 5 日

令和5年12月21日

令和5年第4回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和5年12月21日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 早 崎 行 宏 君	議事係 長 西 浩 司 君
議事係 主任 杉 元 大 輔 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 中 山 春 年 君	総 務 課 長 角 茂 樹 君
企画政策課長 小野原 和 人 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
税 務 課 長 西 圀 豪 紀 君	町民環境課長 松 山 和 久 君
保健福祉課長 甫 立 光 治 君	高齢者支援課長 久保田 春 彦 君
子ども支援課長 藤 園 育 美 君	農 政 課 長 山 口 泰 徳 君
ふるさと振興課長 米 丸 鉄 男 君	建 設 課 長 原 田 健 二 君
水 道 課 長 出 水 隆 君	教育総務課長 大 平 誠 君
学校給食センター所長 満 園 誠 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 70 号 さつま町課設置条例等の一部改正について
- 第 3 議案第 71 号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 72 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 73 号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 6 議案第 74 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 7 議案第 75 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 8 議案第 76 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 77 号 さつま町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 10 議案第 78 号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について
- 第 11 議案第 79 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について
- 第 12 議案第 80 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 13 議案第 81 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 14 議案第 82 号 令和 5 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 15 議案第 83 号 令和 5 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 16 議案第 84 号 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 17 議案第 85 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 18 請願第 1 号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書
- 第 19 発委第 5 号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のために経済的支援制度の確立を求める意見書の提出について
- 第 20 所管事務調査報告の件
- 第 21 議員派遣の件
- 第 22 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和5年第4回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「諸般の報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「諸般の報告」を行います。

監査委員から財政援助団体等の監査の結果報告の提出がありましたので、その写しをお配りしてあります。

なお、口頭報告は終了します。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第2「議案第70号 さつま町過設置条例等の一部改正について」、日程第3「議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第72号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第73号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第6「議案第74号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第7「議案第75号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第8「議案第76号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」、日程第9「議案第77号 さつま町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について」、日程第10「議案第78号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について」、日程第11「議案第79号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」、日程第12「議案第80号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、日程第13「議案第81号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」、日程第14「議案第82号 令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第15「議案第83号 令和5年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第16「議案第84号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第17「議案第85号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第2「議案第70号 さつま町課設置条例等の一部改正について」から、日程第17「議案第85号 令和5年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」までの議案16件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。
まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔古田 昌也議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（古田 昌也議員）

改めまして、おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第70号 さつま町課設置条例等の一部改正について」「議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」「議案第72号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」「議案第73号 さつま町税条例の一部改正について」「議案第74号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」「議案第75号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」「議案第76号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」「議案第77号 さつま町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について」「議案第78号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について」「議案第81号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」関係分「議案第82号 令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」「議案第83号 令和5年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第84号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」、以上の議案13件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第70号であります。

今回の改正は、横断的な連携体制の強化を念頭に令和6年度より新たな組織体制を構築することに伴い、関連する8本の条例を改正しようとするものであります。

質疑の中で、大幅に組織の見直しがなされた部署もあるが、事務の遂行等への対応策は十分かただしましたところ、今後ますます複雑・多様化・高度化する行政需要に対し、丁寧かつきめ細やかな対応が求められる中で、着実な事務事業の執行及び説明責任を果たしていくためにも、可能な限り懐を大きくし、縦割り感の解消とともに、課内でしっかりと連携を図りながら、課題解決を目指す組織体制を整備していきたいとのことであります。

次は、議案第71号であります。

今回の改正は、関連法律の一部改正に伴い、各医療費助成事業で行っている個人番号を用いた情報連携業務について定めるため条例の一部を改正するものであります。

次は、議案第72号であります。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするものであります。

質疑の中で、会計年度任用職員の勤勉手当の支給がより常勤職員に近づく形となるが、今後の会計年度任用職員の業務や責任範囲をどのように考えるかただしましたところ、会計年度任用職員も法的に公務員と同じ位置づけになっていることから、仕事的にも職員と同等の仕事を考えて

いかないといけない。政策的な事務については常勤職員で行っていくことになると思うが、受付事務や伝票処理等の定例的な事務については会計年度任用職員に任せていきたい。また、研修会等の実施により職員としての意識づけも行っていきたいと考えているとのことであります。

次は、議案第73号であります。

今回の改正は、軽自動車税種別割の納期を現行で「4月11日から同月30日」となっているものを「5月1日から同月31日」に改正しようとするものであります。

質疑の中で、納期を変更することで、ひと月に納付しなければならない税が重なり負担を感じる方もいると思うが、十分検討されたのかたまたまのところ、軽自動車税の納期限を後ろにずらすことになるため、負担感が生じることはないと考えており、他の市町の状況も確認したところ、苦情等はなかったと聞いている。また、ひと月に納付しなければならない税が重なることにはなるが、軽自動車税と県税である自動車税の納期が同じになることで、「車の納税は5月」として判りやすくなり、納め忘れの減少につながるものと期待しているとのことであります。

次は、議案第74号であります。

今回の改正は、関係法律の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税を免除するものであります。

次は、議案第75号であります。

今回の改正は、関連法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正等が行われたことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

次は、議案第76号であります。

今回の改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

質疑の中で、退去命令等の追加については町の権限で行うことができるのかたまたまのところ、今回の改正はひとり親とみなすための根拠となる改正であり、町が退去命令やつきまとい行為に介入するものではなく、裁判所が証明したものをもって、ひとり親とみなし助成等を行うための条例改正であるとのことであります。

次は、議案第77号であります。

今回の制定は、農業集落排水事業に地方公営企業法を適用するため、条例を制定しようとするものであります。

質疑の中で、公営企業会計の移行に伴う今後の設備更新をどのように考えるのかたまたまのところ、公営企業会計移行前に国の補助金等を活用しながら令和3年から機能改修事業により老朽化した電気設備を中心に更新作業を行っており、本年度で作業が完了予定である。移行後に大きな設備投資がないように今年度まで作業を行っているが、今後は管路等の老朽化が見込まれ、維持管理には相当な経費が予想されるため、県の農業集落排水事業連絡協議会を通じて国に財政支援の要望を引き続き行い、予算確保に努めたいとのことであります。

次は、議案第78号であります。

今回の廃止は、農業集落排水事業の公営企業会計への移行に当たり、条例を廃止しようとするものであります。

次は、議案第81号の関係分についてであります。

まず、2款1項7目総合戦略推進事業費に447万4,000円が計上されております。これは、国の事業を活用した、店舗つき空き家を活用したコワーキング・地域コミュニティスペース

創出事業に対する町からの補助金であります。

質疑の中で、本事業は同様の要望があった場合活用ができるか。また、別の様態で事業を行った場合、補助の対象となるのかただしましたところ、ローカル１００００プロジェクトは町内の中でも先駆的な事業であることが条件となっているため、２例目、３例目は事業対象にはならないと考えられる。また、ローカル１００００プロジェクトは地域資源を活用したものが前提となっており、補助要件を満たせば新たな申請は可能であるとのことであります。

次に、２款１項１４日本庁費に３２５万５,０００円が計上されております。これは、令和６年４月からの組織再編に伴い、本庁舎の案内板等の書換えに係る経費であります。

質疑の中で、現在設置されている各課の案内板を更新するに当たり、より見やすいものを設置、検討する考えはないかただしましたところ、予算計上されているものは組織再編で書換えが必要な場所のみであり、全ての部署を更新するわけではない。フロアマップ等一部は職員の手作りであるので、作成の際は見やすくできる部分は改良し、職員による案内の仕方を工夫することで対応していきたいとのことであります。

次に、３款２項２目児童療育支援費に１,１８０万円が計上されております。これは、児童福祉サービス費、児童療育施設通所サービスや放課後等デイサービス等に係る経費であります。

質疑の中で、児童福祉サービス費等が不足する要因についてただしましたところ、サービス件数の増加や単価の改正、サービス単価の増額に加え、保育所等訪問支援事業の実施件数の増加もある。また、児童発達支援センタークオランビーノが９月から送迎サービスを開始したことにより、サービスの利用をしやすい環境になり利用件数が増加していると考ええるとのことであります。

次に、４款１項８目ゼロカーボン推進事業費に１５０万円が計上されております。これは、本年度創設した家庭用蓄電池購入に対する補助金の申請が多いため、追加補正を行うものであります。

質疑の中で、ゼロカーボン推進事業の申請状況についてただしましたところ、１１月３０日現在、全体で５２人６８件の申請があり、ＺＥＨが３件９０万円、太陽光発電が１３件１１３万９,０００円、家庭用蓄電池が３７件５５５万円、電気自動車２件４０万円、軽自動車８件１２０万円、小型モビリティ１台５万円、家庭用充電器４件８万円で、全体の執行額が９３１万９,０００円となっている。当初予算では家庭用蓄電池の申請件数は１０件を見込んでいたが、多くの申請をいただいている状況であるとのことであります。

次は、議案第８２号についてであります。

一般被保険者高額療養費として２,２００万円が計上されております。これは、療養給付費が伸びており支給見込額に不足を生じるため、追加補正するものであります。

質疑の中で、過年度と比較した高額療養費の傾向についてただしましたところ、令和５年５月に新型コロナウイルスが第５類に移行したことにより、受診者も増加しており、平均してレセプト件数で月２００件以上、診療報酬で月５５０万円ほど、高額療養費も月２２０万円ほどの増加となっている。高齢被保険者の増加により医療費も高くなっているため、今後も医療費は増加傾向にあると考えられるとのことであります。

次は、議案第８３号についてであります。

一般管理費として３５万７,０００円が計上されています。これは、来年度から実施予定の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る、パソコン購入等に係る経費であります。

次は、議案第８４号についてであります。

総務一般管理費として３３万円が計上されています。これは、令和５年度介護報酬改定に伴う

システム改修に係る経費であります。

最後に、改めて一括質疑で、農業集落排水事業の接続戸数と利用料の徴収状況についてただしましたところ、接続戸数は大きな増減はなく維持できている。徴収率は令和２年度末までは１００％徴収できていたが、令和３年度から若干の未納が発生しており、令和４年度末時点で１８万円ほどの未納が発生しており、徴収に努力をしているとのことであります。

この回答を受けて、改めて公営企業会計への移行に当たり、適切な事業運営や利用料の設定、機器更新を行っていただくよう要請いたしました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔古田 昌也議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上圀 一行議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上圀 一行議員）

改めまして、おはようございます。

それでは、文教経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第７９号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」「議案第８０号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」「議案第８１号 令和５年度さつま町一般会計補正予算（第７号）」関係分及び「議案第８５号 令和５年度さつま町上水道事業会計補正予算（第３号）」、以上の議案４件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第７９号であります。

今回の改正は、児童生徒数の減少により給食数も１，５００食余りに減少することから、施設の合理的かつ効率的運用のためにも、鶴田学校給食センターを廃止し宮之城学校給食センターに統合して１センター化とするものであります。

次は、議案第８０号であります。

今回の改正は、令和６年度から水道料金を改定するもので、基本料金は一般家庭の水道口径１３ミリメートルを７００円から７５０円に変更し、従量料金は２０立方メートルを使用した場合に１，９００円から２，１５０円に変更するものであります。

質疑の中で、一般家庭への影響を考え、まずは基本料金を改定し、時期を見て従量料金を改定する考えはないかただしましたところ、水道運営委員会で同様の意見があったが基本料金だけの改定では大幅な値上げが必要であり、基本料金だけ支払っている人への負担が大きくなることから、不公平感を少しでも減らすことも考慮して、どちらも改定しようと考えているとのことあります。

次は、議案第８１号の関係分であります。

歳出の６款１項８目肉用牛振興事業費には、畜産物価格低迷に伴う和牛肉消費拡大対策として学校給食への牛肉提供に１３０万円、子牛価格の低迷に対する畜産農家への緊急支援交付金として３，１５０万円が計上されております。

質疑の中で、肉用牛の価格低迷や飼料費高騰に伴い、畜産農家の意欲減衰が見られると思うが、今後どのような対策を講じていく考えかたでしたところ、子牛価格低迷の要因は物価高騰による消費者の買い控えや在庫過多によるものが大きいと考えている。町産業祭&JA農業祭で牛肉を特別価格で販売し消費拡大につなげ、畜産農家には町単独事業として物価高騰対策交付金を支給するなど支援をしてきたが、今後においても牛肉の消費拡大と畜産農家への経営支援を中心に対策を講じていきたい。また、国や県の動向を注視し、場合によってはさらなる支援策を講じるなど農家支援に取り組んでいきたいとのことであります。

次に、6款1項9目フレッシュファーマー育成事業費には、認定新規就農者2人に対する経営開始資金の助成として112万5,000円が計上されております。

質疑の中で、新規就農者の育成については、町やJAが経営手法などの助言や指導、フォローアップを行っているのかたでしたところ、農産物の品目により町や県の専門指導員などが相互に連携を取りながら経営手法や技術指導を行っているとのことであります。

次に、7款1項7目移住定住促進事業費には、空き家の利活用を促進するため、空き家情報バンクへの登録を前提とした家財処分費用の助成金20万円が計上されております。

質疑の中で、空き家の家財処分が増えているようだが、空き家情報バンクへの登録が増えているのかたでしたところ、家財撤去費補助は令和5年度に上限額を5万円から10万円に引き上げており、補助件数も少しずつ増えてきている。空き家情報バンクの登録については、現在空き家調査の結果を基に所有者や相続人代表者へ登録をお願いしている状況ではあるが、相続登記が進まないケースも多く登録まで至らないケースが見受けられるとのことであります。

次に、8款1項1目危険家屋解体撤去事業費には、危険家屋解体撤去補助として99万8,000円が計上されております。

質疑の中で、補助金の交付件数はどのような状況か、また、通学路や道路沿いに倒壊のおそれがある危険家屋はないのかたでしたところ、令和5年度の相談件数が29件で、このうち調査をして交付対象としたのは23件であり、既に8件が交付済みとなっている。前年度に相談があり交付した件数6件を含めると、今年度は14件の解体補助を交付している。また、通学路や道路沿いの危険家屋については数件確認しているが、現地調査をして応急処置の対応等を行っている状況であるとのことであります。

次に、10款2項1目小学校再編準備事業費には、中津川小学校の大規模改造工事に係る経費として3億540万円が計上されております。

質疑の中で、他の小中学校の長期的な修繕計画はどのようなになっているかたでしたところ、平成31年2月にさつま町立学校施設等長寿命化計画を策定し、計画的に改修工事を進めている。学校再編等により計画を見直しながら改修をしてきているが、今後は、佐志小学校、盈進小学校、宮之城中学校体育館を改修していく計画であるとのことであります。

次に、10款5項8目文化センター管理運営費には、文化施設建設基金の利子増額分として5万3,000円が計上されております。

質疑の中で、文化施設建設における協議状況についてたでしたところ、文化施設整備委員会を2回開催し、無作為抽出による町民アンケートで2,000人の町民から意見を聴取したところである。3回目の整備委員会では、アンケート結果を参考に今後の方向性を協議していくとのことであります。

この回答を受けて、もっと広く町民の意見を聴き今後の文化行政に生かされるよう要請したところであります。

次に、11款1項1目農林水産施設災害復旧事業（過年）には、令和3年に発生した河川に隣

接する農地災害の土砂処分等に係る工事請負費不足分として1,963万3,000円が計上されております。

質疑の中で、令和3年災害及び令和4年災害の発注率や完成時期についてただしましたところ、令和3年の災害については全て発注済みで、今年度中の完成を目指している。令和4年の災害についても全て発注済みで、来年の作付までには完成させる計画で取り組んでおり、遅くても来年度中には全て完成する予定であるとのことであります。

次は、議案第85号であります。

収益的支出については、21款2項営業外費用を246万3,000円減額しようとするもので、資本的支出については、41款1項建設改良費を2,710万円増額しようとするものであります。建設改良費の改良事業費は、紫尾湯之元線の導配水管改良工事などであります。

最後に、水道料金の改定について、物価高騰が長引き一般家庭の家計を圧迫している状況の中で、水道料金の値上げは非常に厳しいと思われるが、今この時期に改定しなければならない状況なのか、また、料金改定については、どのように町民に対し周知啓発を図っていく考えか、特に町長の見解をただしたところであります。

水道事業会計は2年連続で赤字決算となり、現在の料金設定では今後も赤字が続く見込みである。また、水源地や配水池などの更新時期を迎え、水道管路の老朽化も進み、更新経費の財源確保が大きな課題だと考えている。水道は住民の生活基盤を支える重要なライフラインであり、安定的な事業運営を図るためにも急激な料金高騰にならないよう配慮し料金改定に取り組みたい。周知方法については、全戸配布のお知らせ版や町広報紙などで周知を図り、町内事業所や町外の利用者については郵送でお知らせしていきたいとのことであります。

なお、当委員会としては、執行機関において「水道料金の改定について広く町民に改定内容の周知啓発を図り、今後の水道料金の改定については水道運営委員会において広く町民の意見を聴き、水道事業運営に生かされるよう取り組むべきである」との委員会の意見を付すことを決定したところであります。

議長におかれては、本議案が原案可決されたときは、当委員会の意見を本議会の意見として決定し、町長に申入れをされるようお願いいたします。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、文教経済常任委員長への報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第70号から議案第78号までの議案9件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第70号 さつま町課設置条例等の一部改正について」から「議案第78号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について」までの議案9件について、一括して採決します。

議案第70号から議案第78号までの議案9件に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可

決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第70号 さつま町課設置条例等の一部改正について」から「議案第78号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の廃止について」までの議案9件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第79号及び議案第80号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第79号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」及び「議案第80号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する文教経済常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第79号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」及び「議案第80号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

ただいま原案可決されました「議案第80号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」の委員長の報告には、お手元に配布のとおり委員会の意見が付されております。

お諮りします。この委員会の意見を本会議の意見として町長に申入れすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、委員会の意見を本会議の意見として町長に申し入れることに決定しました。

次に、議案第81号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第81号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」を採決します。本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第81号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第82号から議案第85号までの議案4件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第 8 2 号 令和 5 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」から、「議案第 8 5 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 3 号）」までの議案 4 件について、一括して採決します。

議案第 8 2 号から議案第 8 5 号までの議案 4 件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第 8 2 号 令和 5 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」から「議案第 8 5 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 3 号）」までの議案 4 件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第 1 8 「請願第 1 号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第 1 8 「請願第 1 号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書」を議題とします。

本件について、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上圀 一行議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上圀 一行議員）

当委員会に付託されました「請願第 1 号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書」について、審査の過程と結果を御報告いたします。

本請願は、始良市蒲生町久末 1 0 5 2 番地 3 6、かごしまこども学び場友の会、柴田麻由美氏から提出され、令和 5 年 1 1 月 2 0 日に受理されたものであります。

紹介議員の古田昌也議員から請願の趣旨について説明があり、学校教育課から近隣市町のフリースクールの状況等について説明がありました。

請願の主な趣旨は、不登校児童生徒数が依然高水準で推移している状況の中、フリースクール等は安心して学びを継続していける居場所として重要な選択肢となっている。しかしながら、利用料が月額 3 万 3, 0 0 0 円程度という経済的負担に加え、通学にかかる時間的負担、身体的負担、心理的負担など様々な問題があり、これらの負担軽減を図るための支援が必要だと考える。教育機会確保法に規定される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」を行うため、早急に具体的な対策を講じる必要がある。このような観点から、教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を早急に進めること。

以上の項目について、国の関係機関への意見書提出を要請する内容であります。

要請事項については、その趣旨を理解できることから、採決の結果、請願の趣旨及び要請事項について了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔上圀 一行議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「請願第1号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書」を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「請願第1号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第19「発委第5号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のために経済的支援制度の確立を求める意見書の提出について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第19「発委第5号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のために経済的支援制度の確立を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔上圀 一行議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上圀 一行議員）

ただいま議題となりました「発委第5号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のために経済的支援制度の確立を求める意見書の提出について」、趣旨説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「請願第1号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書」と同様であり、フリースクール等における学習活動への経済的支援を検討し、必要な財政上の措置について要請するものであります。配布してあります意見書のとおり、衆参両議長及び内閣総理大臣等に対し、意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

〔上圀 一行議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託は行いません。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「発委第5号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のために経済的支援制度の確立を求める意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第5号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のために経済的支援制度の確立を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任することに決定しました。

△日程第20「所管事務調査報告の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第20「所管事務調査報告の件」を議題とします。

各常任委員会が調査中でありました事項について、報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔古田 昌也議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（古田 昌也議員）

それでは、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

令和5年11月8日から9日にかけて、熊本県合志市においては、まちづくりについて、福岡県那珂川市においては、ふれあいこども館の運営、実施事業について、佐賀県基山町においては、子育て支援施策、基山っ子みらい館の運営について、調査を実施いたしました。

まず、合志市は熊本県の中北部に位置し、面積53.19平方キロメートル、人口は約6万4,600人で、熊本市やTSMCの工場が建設される菊陽町に隣接しており、交通の面でも九州自動車道や熊本電鉄が走っており、交通のアクセスもよく、住みよさランキングでも九州1位に輝くなど、子育て支援策などにも力を入れており、現在も人口増加が続くまちであります。

合志市の株式会社こうし未来研究所は、平成27年に合志市や合志市商工会、熊本銀行、西部ガスホールディングス等の11団体による合同出資により誕生したまちづくり会社であります。研究所の実施事業は公益性を保ちながら、まちづくり、空き家対策、公共施設の維持管理・運営、企業誘致事業まで幅広く行っております。

こうし未来研究所の事務所があるルーロ合志は旧西合志町役場ですが、テナントビルに用途変更し、こうし未来研究所が指定管理を受け、施設の管理だけでなく建物内にマイクロオフィスやコワーキングスペースを設け地域に新たな雇用、地域産業の場を創出しております。また、空き家対策では、研究所において職員が宅建資格を取得し、情報収集・相談窓口開設・売買・賃貸仲介等を行い、空き家の発生抑制と利活用を官民連携で展開し、時代の変化やニーズに対し、的確にそしてスピード感のある事業展開が行われております。

次に、那珂川市は福岡県中西部の筑紫地域に位置し、面積74.95平方キロメートル、人口は約4万9,700人で、福岡市と春日市に隣接することから大都市のベッドタウンとして発展しております。しかし、周辺部では深刻な過疎化と高齢化が進み、人口の約8割が市街地に集中している側面も持っております。

那珂川市のふれあいこども館は那珂川市直営の施設であり、地域子育て支援拠点機能と児童館機能を併せ持つ複合児童施設であります。ふれあいこども館には、思い切り身体を動かすことのできる広さのある大ホール、年代別に遊べるプレイルーム、絵本等の蔵書、休憩室、学習室にシャワー室等を整備しており、乳幼児から中高生まで利用できる施設になっております。また、施設内では乳幼児の利用者のため、スリッパを置かない、掲示物のために画鋲やホチキスなどを使用しないなど利用者に対し細部まで気配りを行っております。

こども館では、未就学児とその保護者を対象としたイベントのほか、保護者向けの講座、異年齢交流を組み込んだ様々なプログラムも実施しております。また、年代別に利用時間帯や場所を分け、利用者の安全面にも十分配慮がなされております。加えて、遊び場としての機能だけでなく、中高生の居場所づくりとしても活用されており、学習スペースの設置だけでなく中高生も年代別に利用時間を分けた上で、施設内のホール等で遊ぶことも可能になっております。

次に、基山町は佐賀県東部の鳥栖都市圏に含まれる、面積22.15平方キロメートル、人口は約1万7,400人で、福岡市のベッドタウンとして発展しておりましたが、2000年代には人口減少が顕著になったものの、近年では子育て支援策等に力を入れることで、人口が再び増加してきているまちであります。

子育て支援策としては、出会いからを子供政策と考え、婚活・住まいについては定住担当と連携を取り、就職については、庁舎内の職業紹介所と連携するなど切れ目のない支援を担当課が行っております。基山町ではさつま町と同様の子ども医療助成事業、母子保健、サポート事業等を実施しておりますが、その他にも特徴的な施策として、ピカピカの一年生プロジェクトを実施しております。内容は、4歳児就学準備検査、検診後のフォローアップ事業、小学校の体験教室、民間委託で実施する英語教室であります。

基山っ子みらい館は令和2年に新設され、子育て支援及び就労支援の拠点施設と位置づけられており、基山町の無料職業紹介所との近さを最大限に生かし、子育て世帯の働く力を引き出し、地域の人々のワークライフバランスの向上と事業者の雇用創出や生産性改革等の地域活性化を推進しております。

みらい館は天候に関係なく遊べるプレイルームを無料で開放しており、親子で遊べる季節ごとのイベント等が開催されております。また、子育てコンシェルジュが常駐しており、来訪者がいつでも育児相談可能な体制を整えております。その他、ファミリーサポートセンターを設置しており、子供の送迎支援や保護者の仕事または病気等の際にサポートを受けることが出来るよう、利用者と協力会員のマッチング等を行っております。

最後に、今回の調査を通して、合志市の「まちづくり」では、こうし未来研究所が主体となり、官民連携となったまちづくりや空き家対策事業が行われており、本町で同様の事業展開は難しい

かもしれませんが、今後の役場支所や学校跡地活用等に向け参考にできないか研究をする必要があると感じたところでもあります。また、新築、改修の検討を行っている文化センターの複合施設化を含め、総合的な公共施設の在り方等についても調査・研究を行っていく必要性を改めて感じたところでもあります。

次に、那珂川市のふれあいこども館の運営、実施事業では、こども館を「乳幼児から大人までの教育の場だと考え運営している」という担当者の言葉からも、施設の在り方や運営方針を明確にしていることで自信を持った施策を実施できていると感じたところでもあります。

次に、基山町の子育て支援施策、基山つ子みらい館の運営では、手厚い子育て支援策の実施だけでなく、自信を持ってアピールをしており、特に子育てガイドブックはこの1冊で妊娠から子育てまでの支援や手続が記載されており、本町でもこのような読みやすく判りやすいガイドブックが必要と感じたところでもあります。

最後に、今回の調査を通して共通して感じたことは、いずれの自治体も思い切った覚悟のある決断、そして施策を実施する実行力であると感じております。自治体にあった施策や補助事業等を模索、活用し、官民一体となったまちづくりが必要だと感じたところでもあります。

なお、今回の調査において、まちづくりを所管している企画政策課及び子育て支援策を所管している子ども支援課の担当職員も同行し、短い時間ではありましたが、視察先の取組内容について意見交換を行っております。視察した3自治体の活動内容については、それぞれの課内でも十分に情報共有を図りながら、本町の施策に活用できるものは積極的に取り入れるなど、今後の取組に反映できることを期待するものであります。

以上、調査の概要を申し上げ、所管事務調査の報告といたします。

〔古田 昌也議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、ただいまの総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。

次に、文教経済常任委員長の報告を求めます。

〔上岡 一行議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上岡 一行議員）

それでは、文教経済常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

令和5年11月13日から14日にかけて、大分県豊後高田市においては移住定住の取組について、福岡県豊前市においては危険家屋除去の取組について、調査を実施いたしました。

まず、豊後高田市は、大分県の北部に位置し、面積206.24平方キロメートル、人口は約2万1,000人で、昭和の町や夕陽百選の海岸などがあり、住みたい田舎ランキング11年連続ベスト3という快挙を達成し、移住定住に特に力を入れて取り組まれています。

移住者の実績としては、年間約140世帯、300人で、20歳代から40歳代までの子育て世代が中心となっております。

子育て支援としては、高校生までの医療費、中学校までの給食費、幼稚園・保育園の保育料及び副食費、妊産婦医療費及び高校の授業料が全て無償化され、市内4か所の子育て支援拠点施設の整備を図り、子育て応援誕生祝い金においては子供1人当たり最大200万円を支給しております。

教育支援としては、無料の市営塾を開設し、県内トップレベルの学力を支える学びの21世紀塾に取り組んでおります。土曜日や放課後、夏季・冬季の特別講座などを開設し、大学進学のための高校生も対象にするなど、高いレベルの学力支援を提供しております。

さらには定住支援として、空き家リフォームのための費用助成、空き家バンクに登録してもらえ物件を紹介した方に対する奨励金、市外からの転入や子育て世代の転入、県外から親や妻の故郷への転入、県外から単身女性の転入などに引越し費用の助成、市内事業所勤務による家賃補助、Uターン者への住宅改修補助、マイホーム新築奨励金など多種多様な施策を講じております。

特に、子育て支援等の財源には、約4億5,000万円のふるさと納税のうち、半額の約2億2,500万円を充てることで、子育て世代の移住定住に取り組んでいるとのこととあります。

次に、豊前市は、福岡県の東部に位置し、面積111.10平方キロメートル、人口は約2万3,000人で、人口は減少傾向にあるものの、周防灘に面し漁業が栄え、九州山地の山々と里山のある豊かな地域であります。

老朽危険家屋の除去促進としては、危険家屋等の解体費補助に加え、解体後の土地に係る固定資産税の減免を行っております。平成25年度に取組を開始してから300件の危険家屋調査を行い、補助金対象件数は160件であるが、そのうち補助金申請をされたケースは114件となっております。

また、固定資産税の減免対象件数は161件であり、減免申請されたケースは106件となっております。固定資産税の減免については、家屋解体後の土地には軽減制度が適用されなくなるため解体を渋るケースもあることから、解体後の固定資産税減免について制度化するため議員提案により条例を制定したとのこととあります。

危険家屋の把握については、平成21年に市内全域を対象として区長を通じて空き家調査を行っており、その後は新規対象のみの報告を受けているとのことと、固定資産税の納税通知書に解体補助等の案内文書を同封するなどして周知を行っているようであります。

また、空き地及び空き家等管理の適正化に関する条例を制定し、危険家屋等の所有者に対し撤去等の指導、勧告、命令及び行政代執行をすることができる規定を定めているが適用事例はなく、崩壊の危険や事故があった場合の管理責任をお知らせする程度にとどめているとのこととあります。

程度のよい状態の空き家については、空き家情報バンクへの登録をお願いするなど周知啓発しているが、相続登記の問題などもあり登録まで至らないケースも多いとのこととあります。

最後に、今回の調査を通して感じたことは、豊後高田市は移住定住の取組において全国でもトップクラスの支援策を講じている。豊後高田市の目指す未来が如実に表れた施策であり、その本気度に圧倒された内容であった。本町においても効果的な施策を講じ、移住定住への取組を促進する必要があると感じたところとあります。

また、豊前市の危険家屋除去の取組では、市独自の制度を創設し、所有者の立場に立った危険家屋の除去に取り組んでいるが、本町においても危険家屋の減少につながるような制度創設が必要ではないかと感じたところとあります。

両市に共通して言えることは、重点施策を見極め、ある程度の資金を投入して独自の施策を展開し事業に取り組んでいるところとあります。本町としても力を入れるべき施策には力を入れ取組を推進していく必要があると感じたところとあります。

なお、今回の調査において、移住定住を所管しているふるさと振興課及び危険家屋除去を所管している建設課の担当職員も同行し、短い時間ではありましたが、視察先の取組内容について意見交換を行っております。視察した2自治体の活動内容については、それぞれの課内でも十分に

情報共有を図りながら、本町の施策に活用できるものは積極的に取り入れるなど、今後の取組に反映できることを期待するものであります。

以上、調査の概要を申し上げ、所管事務調査の報告といたします。

〔上圀 一行議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、ただいまの文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで所管事務調査報告を終わります。

△日程第２１「議員派遣の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第２１「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議施策第１２９条の規定により配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は配布しましたとおり派遣することに決定しました。

△日程第２２「閉会中の継続調査の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第２２「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から会議規則第７５条の規定によって、お配りしました申出書の各事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和５年第４回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１０時３７分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 新 改 幸 一

さつま町議会議員 平 山 俊 郎